

# 障害者自立支援法の 施行に係る説明会資料

平成17年11月14日

栃木県

<http://www.pref.tochigi.jp/shogai/ssgr/01.html>

# 目次

- 障害者自立支援法の概要について 1
- 障害福祉サービスの利用者負担について 7
- 障害者自立支援医療について 20
- 新支給決定について 35
- 新たな事業体系について 41
- 障害者自立支援法の概要(精神障害者関係) 65
- 参考資料1 利用者負担の見直しに必要な手続き等 81
- 参考資料2 障害福祉サービスの実施状況等について 99
- 参考資料3 7月22日全国会議に提出された質問事項について 109

# 障害者自立支援法の 概要について

平成17年11月14日  
栃木県保健福祉部障害福祉課

# 「障害者自立支援法」はこんな法律です

## 改革の内容

### 障害者施策を3障害一元化

現状

- ・ 3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・ 実施主体は都道府県、市町村に二分化

3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

### 利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・ 障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設  
規制緩和を進め既存の社会資源を活用

### 就労支援の抜本的強化

現状

- ・ 養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・ 就労を理由とする施設退所者はわずか1%

新たな就労支援事業を創設  
雇用施策との連携を強化

### 支給決定の透明化、明確化

現状

- ・ 全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・ 支給決定のプロセスが不透明

支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入  
審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

### 安定的な財源の確保

現状

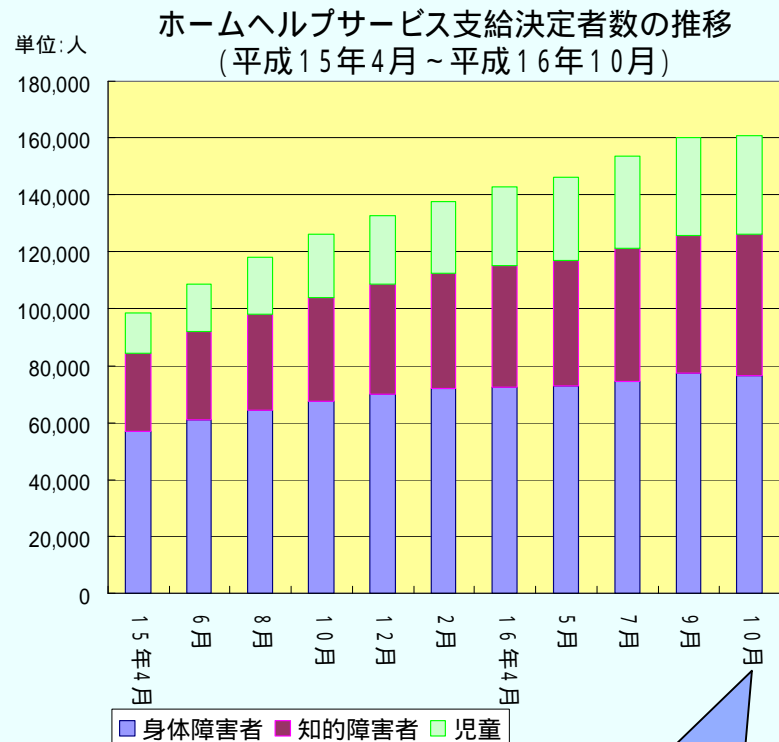
- ・ 新規利用者は急増する見込み
- ・ 不確実な国の費用負担の仕組み

国や都道府県の負担責任を強化(義務的負担化)  
利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

障害者が地域で暮らせる社会に  
自立と共生の社会を実現

# 今なぜ改革が必要なのか(1)

支援費制度施行後、  
利用者数は急増



対象者は1年半で  
1.6倍に

障害種別間の格差は大きく、  
未実施市町村も多数

ホームヘルプサービス実施市町村数

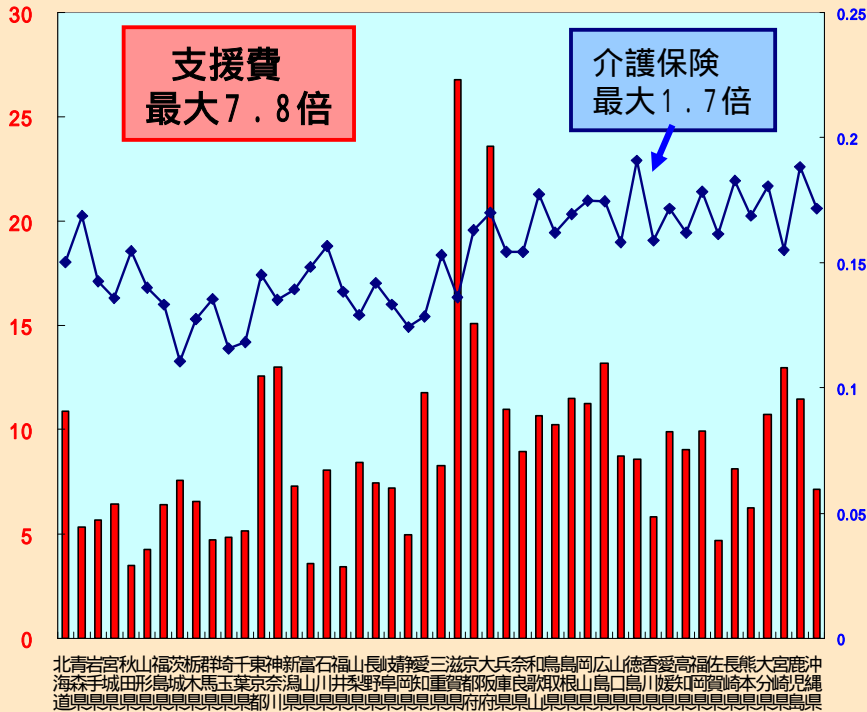
	14年3月	15年4月	16年3月
身体障害者 ホームヘルプ	2,283 (72%)	2,328 (73%)	2,447 (78%)
知的障害者 ホームヘルプ	986 (30%)	1,498 (47%)	1,780 (56%)
精神障害者 ホームヘルプ	—	1,231 (39%)	1,671 (53%)

精神障害者は  
支援費制度の対象外

# 今なぜ改革が必要なのか(2)

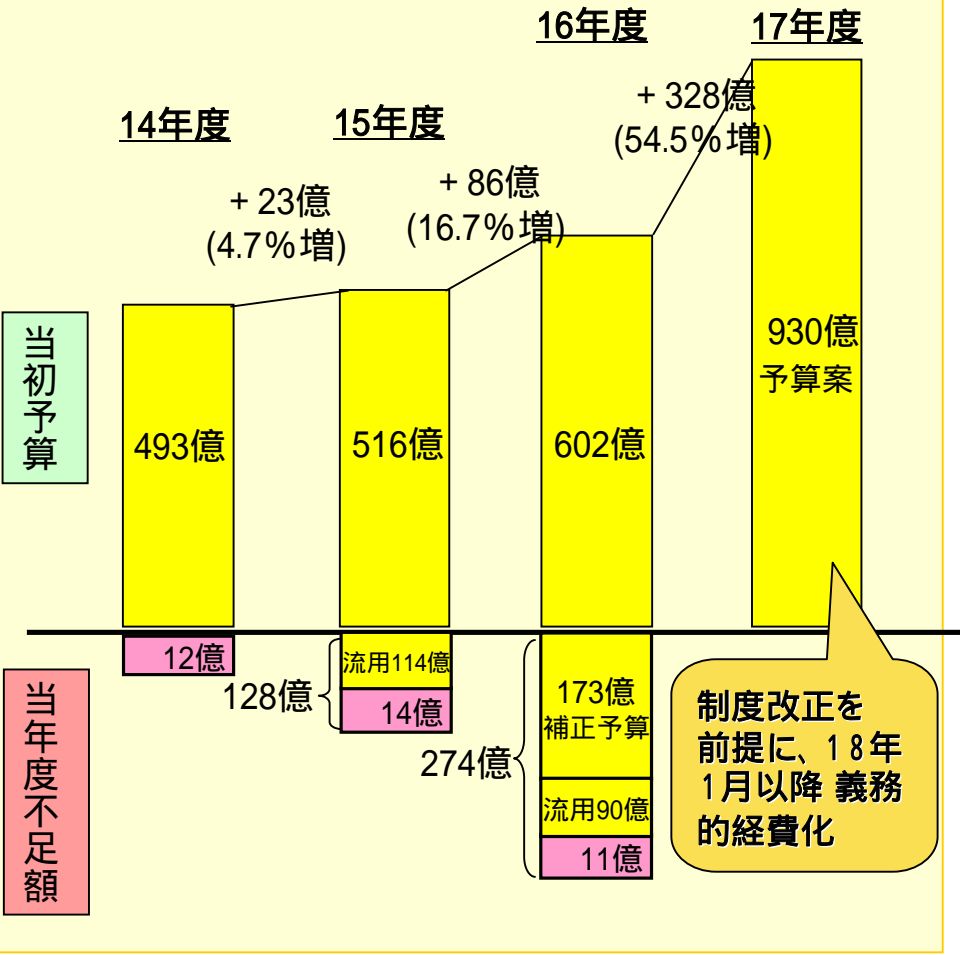
## サービス水準にも 大きな地域間格差が存在

人口1万人対支給決定者数  
(介護保険は65歳以上人口対要介護者数)



## 在宅サービス予算の状況

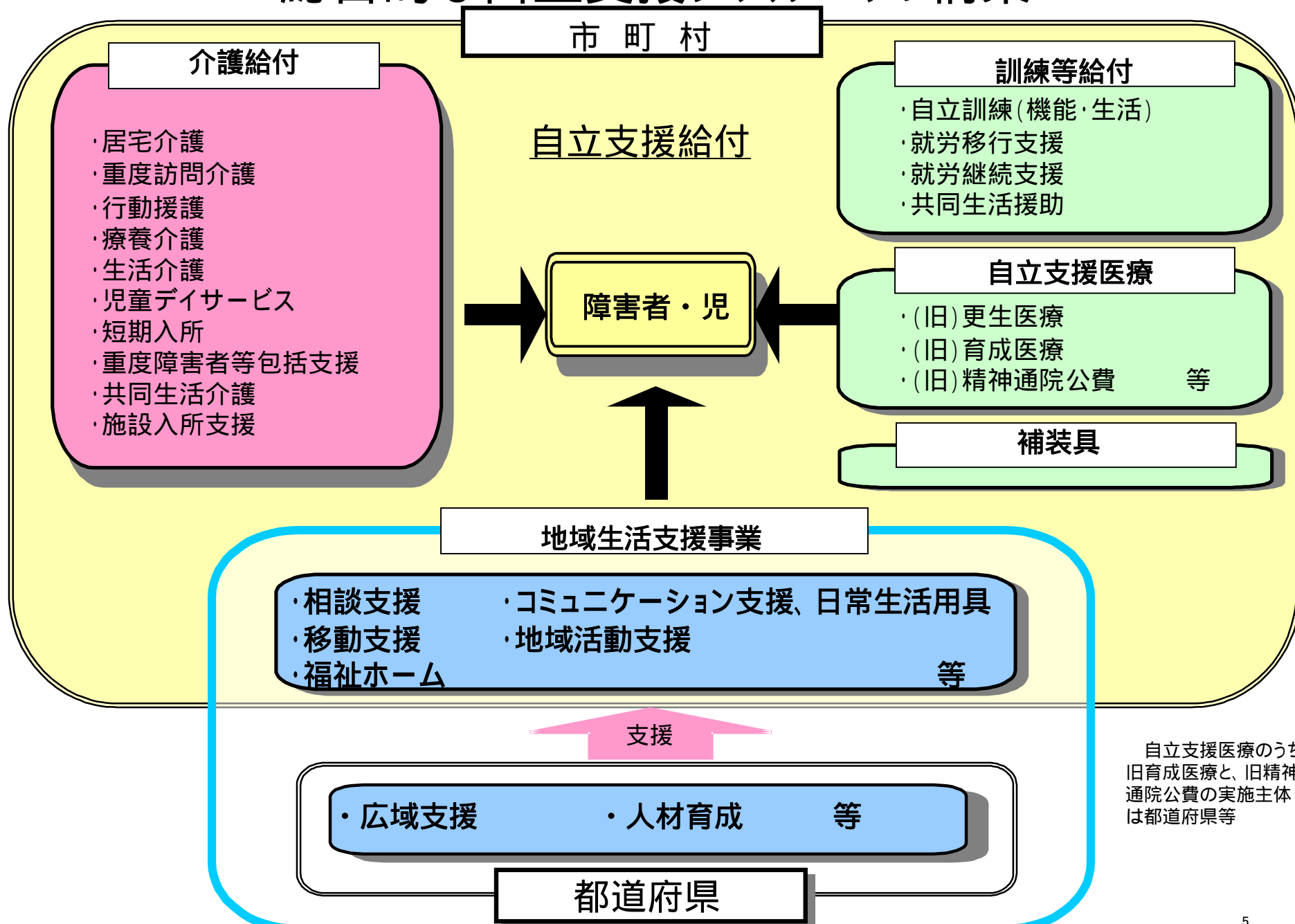
単位:円



皆で支え合い、サービス量を増やしていくことが必要

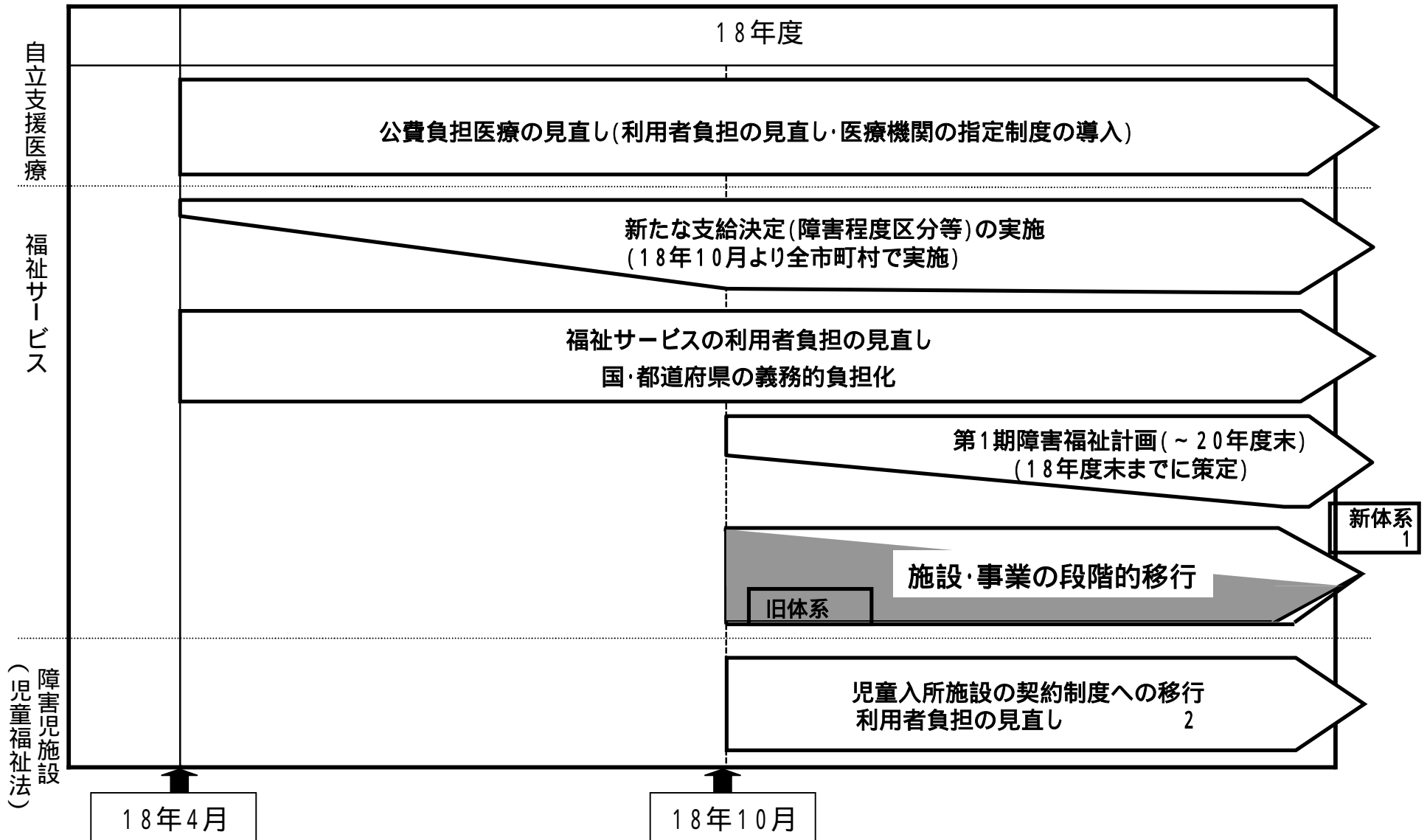
(障害福祉サービスの予算 3,738億円(平成17年度予算) 4,143億円(平成18年度概算要求) +10.8%増)

# 総合的な自立支援システムの構築



自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等

# 障害者自立支援法施行スケジュール



1 施行後概ね5年間(平成24年3月末までの政令で定める日までの間)で移行。

2 児童入所施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、概ね5年後の施行を目途に3年以内に結論を得る。



# 障害福祉サービスの 利用者負担について

平成17年11月14日  
栃木県保健福祉部障害福祉課

## 障害福祉サービスの負担を見直します ～ 今後とも障害のある方が必要なサービスを受けられる制度とするために～

### 応能負担から定率負担へ

障害福祉サービス制度を、低所得の方に対する措置的なものから、契約に基づき誰もが利用できるユニバーサルな制度に見直します。

障害のある方も社会の構成員として利用者負担をすることで、制度を支える一員となっていただきます。

➡ このため、利用者負担の見直しを行うとともに、サービスに必要な費用を国が責任を持って負担する仕組みを導入し、新たにサービスを利用される方がサービスを受けるために必要な財源が確保されるようにします。

### 施設等での食費は自己負担へ

自宅で暮らしていても施設で暮らしていても、費用負担が公平になるようにします。

### 所得の低い方へは負担の軽減を図ります

< 定率負担については・・・ >

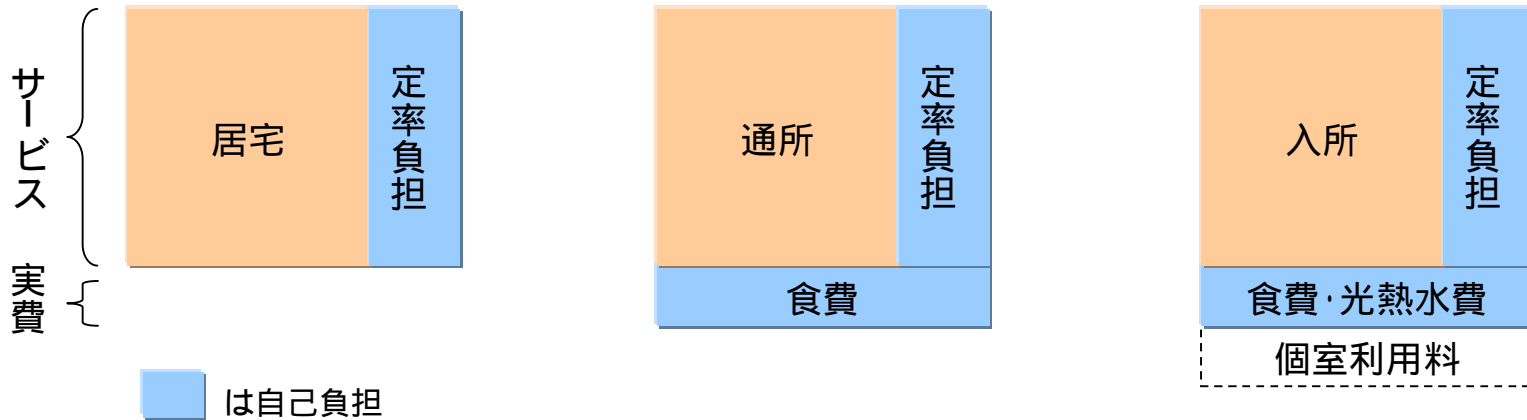
どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに所得の低い方にはより低い上限を設定します。資産等が少ない方には、収入の額に応じてさらに、上限額を引き下げます。

< 食費等の負担については・・・ >

全額負担しなくてもよいよう、負担軽減を図ります。

# 障害福祉サービス利用者負担見直しの考え方

応能負担 ➡ 実費負担(食費、光熱水費) + サービス量と所得に着目した負担(定率負担 & 負担軽減措置)



各入所施設に係る負担(給付対象)の見直し

	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
身体	給付対象(応能負担)		実費負担
知的	給付対象(応能負担)		
精神	給付対象(負担なし)	実費負担	

	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
3障害	給付対象(定率)	実費負担(補足給付)	実費負担

# 障害福祉サービス利用者負担軽減措置の概要

施設に入所している  
場合(20歳以上)

グループホームを  
利用している場合

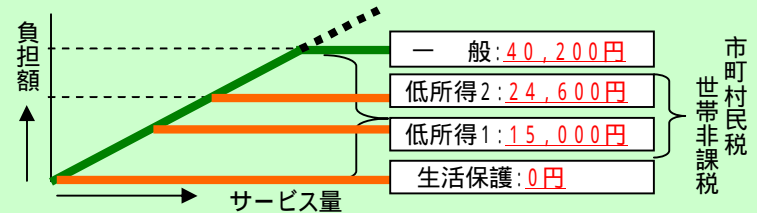
通所サービスを使う  
場合

ホームヘルプサービス  
を使う場合

施設に入所している  
場合(20歳未満)

原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、**上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定。**【月額上限】

一般・市町村民税課税世帯  
低所得2・市町村民税世帯非課税  
(3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収)  
低所得1・市町村民税世帯非課税で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下



同じ世帯で他にも障害福祉サービス、介護保険のサービスを受けている方がいれば、その合算額が **を超えないように負担額を軽減。**【高額障害福祉サービス費】

収入に応じて個別に減免(資産が350万円以下)。【個別減免】  
 ・収入が**6.6万円までなら負担は0円**  
 ・収入が6.6万円を超えても、**超えた収入の半分を上限額に**  
 ・さらに、6.6万円を超えた**収入が年金や工賃等の収入であれば、超えた分の15%を上限額に**(グループホーム入居の方)

社会福祉法人の提供するサービスを受ける場合については、**の上限額を半額に**(資産が350万円以下等)。【社会福祉法人減免】  
 ・低所得1:15,000円 7,500円  
 ・低所得2:24,600円 12,300円  
 (通所サービスを利用する場合 24,600円 7,500円)

利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、**生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げ。**【生活保護への移行防止】

少なくとも**25万円が手元に残るよう低所得者の実費負担を軽減。**【補足給付】

通所サービスを利用する場合、**の減額措置を適用。**

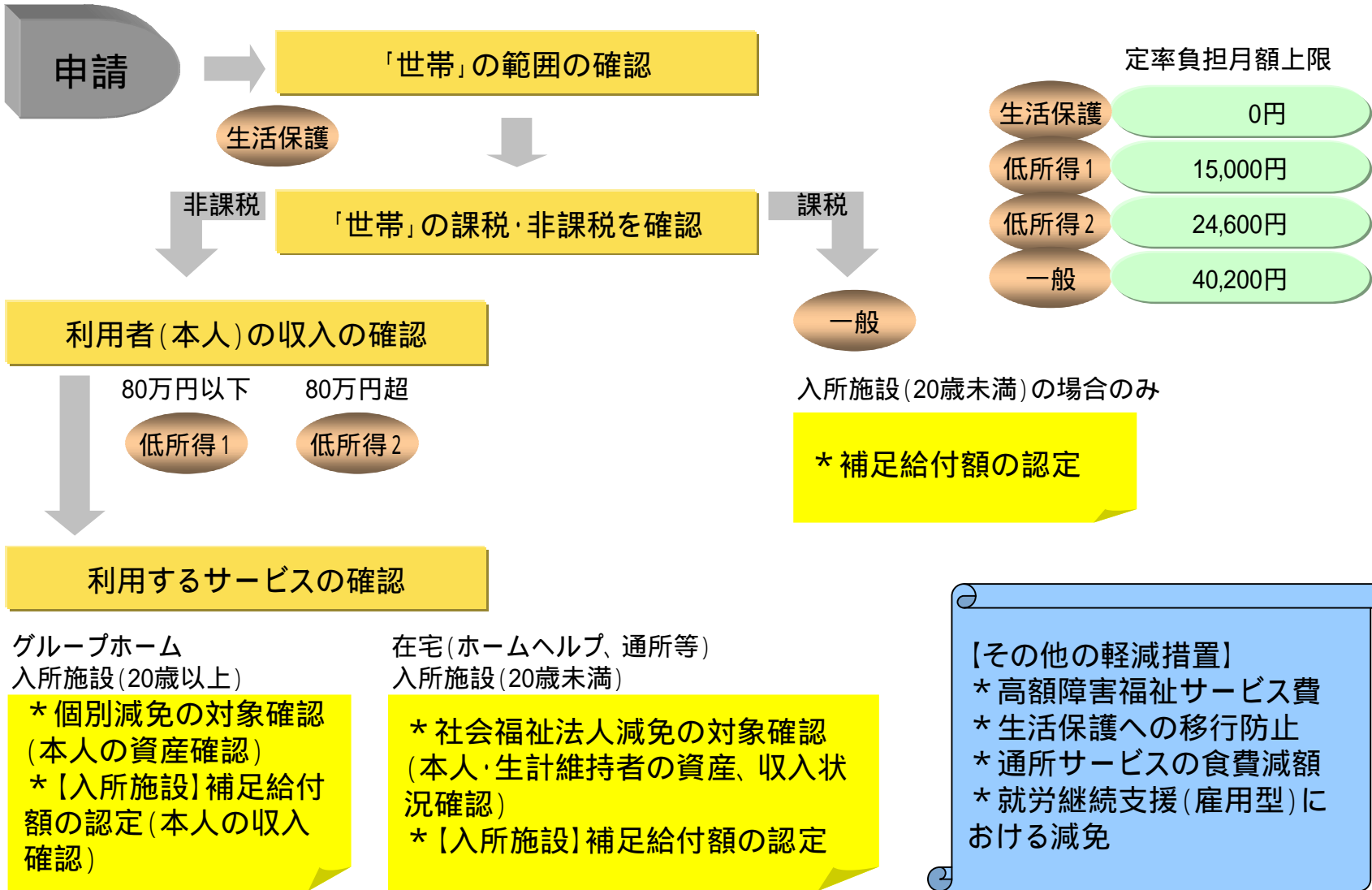
低所得者の**食費負担を3分の1程度に減額**(月22日利用の場合約5,100円)。

地域で子どもを養育する世帯において**通常かかる程度の負担となるよう、実費負担額の上限額を設定。**【補足給付】

サービスについての費用

食費・光熱水費

# 利用者負担手続きフロー



## 世帯の範囲の確認

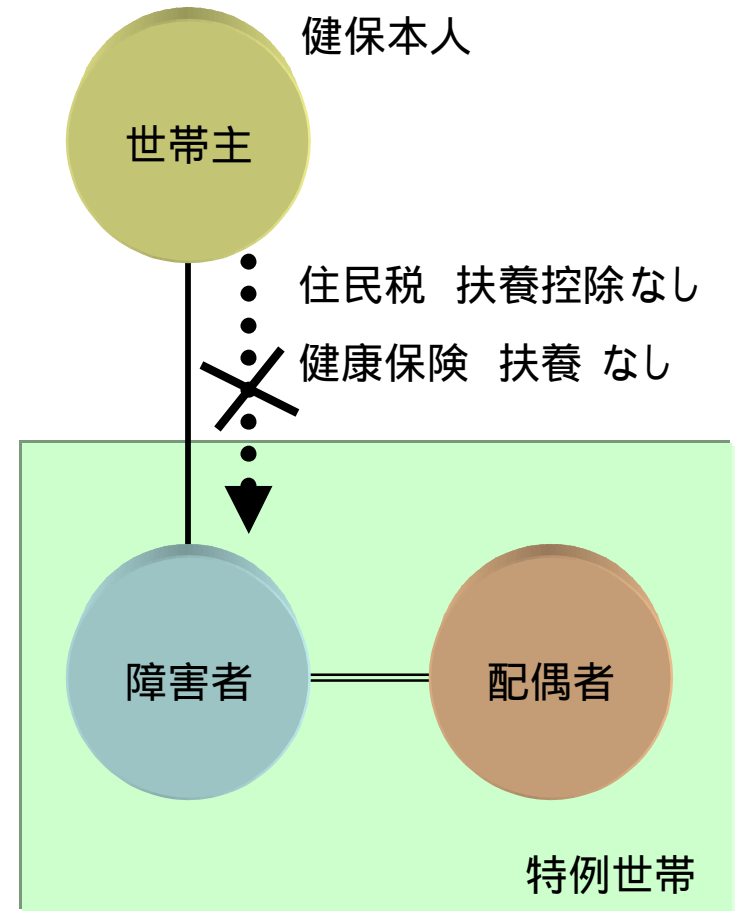
月額負担上限額の設定に当たっては、**住民基本台帳**上の世帯の所得で設定します。

障害者の自立の観点  
を考えると…

税制や健康保険制度において、同一世帯の  
家族等の扶養となっていない場合

同一世帯に家族等がいても、障害者とその  
配偶者のみの所得とできるようにします。

住民票上の世帯



# グループホーム入所者(授産施設へ通所)の場合の個別減免

< 資産 >

< 収入額・収入の種類 >

< 負担額 >

(個別減免あり)

本人の預貯金等\*の額が350万円以下

年金2級相当額(6.6万円)以下の収入の場合

6.6万円以下の収入については、定率負担なし  
定率負担額 0円

特定目的収入を除き、年金2級相当額(6.6万円)を超える収入がある場合

6.6万円を超える収入が稼得等収入(工賃等の就労収入、年金収入)の場合

3千円控除の上、6.6万円を超える収入の15%を負担(4.3万円を超えた額は50%負担)  
(収入額2万円の場合の例)  
定率負担額 0.26万円  $(2.0-0.3) \times 0.15=0.26$

6.6万円を超える収入が仕送り等の収入の場合

6.6万円を超える収入の50%を負担  
(収入額2万円の場合の例)  
定率負担額 1万円  $2.0 \times 0.5=1.0$

(個別減免なし)

が預貯金等\*の額が350万円超

定率負担額 2.0万円  
(低所得1の場合は1.5万円 = 月額負担上限額)  
・グループホーム定率負担 0.6万円  
・通所施設定率負担 1.4万円

(注) 上記に加え、通所施設の食費負担約5千円(低所得者1,2)を負担する。

\*預貯金等には、一定の信託等を除く。

数字は端数を丸めて計算しており、実際の数値とは異なる。(実際は1円単位まで計算)

# 施設入所者(20歳以上)の個別減免と補足給付

	<資産>	<収入額・収入の種類>	<定率負担額>	<食費・光熱費負担>	<負担計****>	
(個別減免あり)	本人の預貯金等の額が350万円以下	年金2級相当額(6.6万円)以下の収入の場合	6.6万円以下の収入については、定率負担なし 定率負担額 0円	収入が6.6万円以下の場合 負担額2.2~4.1万 (収入-2.5万円*)	<b>食費のみ負担</b> 手元に2.5万円*残る (定率負担はなし)	
		過当特定収入(6.6万円)を超える年金2級相当額がある場合	6.6万円を超える収入が稼得等収入(工賃等の就労収入、年金収入)の場合  超過収入がその他の収入(仕送り等)の場合	3千円控除**の上、超過収入の50%を負担 (収入額2万円の場合の例) 定率負担額 0.85万円 $(2.0-0.3) \times 0.5=0.85$  超過収入の50%を負担 (収入額2万円の場合の例) 定率負担額 1万円 $2.0 \times 0.5=1.0$	収入が6.6万円を超える場合 負担額4.1~5.8万 負担額=6.6-2.5万円* + (収入-6.6万円) × 0.5	<b>食費 + 定率負担</b>  6.6~10万円***の収入の場合 手元に2.5万円*残る  10万円***を超える場合 手元に2.5万円* + (10万円を超える収入額) × 0.5残る
		350万円超	療護施設 知的更生施設 (低所得1) 1.5万円 1.5万円 (低所得2) 2.46万円 2.3万円 (一般世帯) 3.38万円 2.3万円	同上	<b>食費負担</b> + 定率負担(個別減免がないため全額負担)	

(注)預貯金等には一定の信託等を除く。数字は端数を丸めて計算しており、実際は1円単位まで計算。  
\*その他の生活費は年金、年齢などに応じて2.5万円、2.8万円、3.0万円。\*\*その他の生活費が2.5万円より加算されている者は3千円控除は行わない。\*\*\*その他生活費が2.8万円の場合は10.6万円、3.0万円の場合は11万円。\*\*\*\*超過収入がその他の収入の場合。



## 社会福祉法人減免

社会福祉法人による利用料減免措置を促進するため、低所得者のうち、特に支援が必事となるような層を対象に、一の事業者でかかる利用者負担額が利用者負担上限額の半額を超える部分について、社会福祉法人が減免を行った場合に、公費による助成を行う(経過措置として3年間実施)。

### 減免対象サービス

通所施設、デイサービス  
入所施設(20歳未満)  
重度障害者のホームヘルプサービス等

の定率負担

### 減額部分

低所得1 7,500円を超える部分  
低所得2 12,300円を超える部分(は7,500円)

### 対象となる低所得者

低所得者1、2のうち、収入、預貯金等が一定額以下で一定の不動産等を所有していない者

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額	150万円以下	200万円以下	250万円以下
預貯金等額	350万円以下	450万円以下	550万円以下

世帯人数が一人増えるごとに収入基準額は50万円、預貯金等額は100万円加算

### 公費助成

減免額のうち、本来徴収すべき利用者負担額の5%までは2分の1  
5%を超える部分については4分の3を助成

## 高額障害福祉サービス費

同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。

### 合算の対象

障害者自立支援法に基づく介護給付費等に係る定率負担額

身体障害者福祉法に基づく施設等訓練支援費の定率負担額(18.4～9)

知的障害者福祉法に基づく施設等訓練支援費の定率負担額(18.4～9)

児童福祉法に基づく障害児施設給付費(高額障害児施設給付費として償還された費用を除く)  
(18.10～)

介護保険の利用者負担額(高額介護サービス費により償還された費用を除く)(ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合)

同一の世帯に属する者が同一の月に受けたサービスの上記の負担額を合算。

## 生活保護への移行防止措置

### 20歳以上

#### 定率負担の減免措置(施設、居宅共通)

障害福祉サービスの定率負担を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 40,200円 24,600円 15,000円 0円

#### 補足給付の特例(入所施設)

施設入所者について、の措置を講じた上で、入所施設の食費負担額を負担すると生活保護対象となる者については、生活保護の対象とならない範囲まで補足給付を増額して支給。ただし、補足給付は最大3.6万円とする。なお生活保護の対象者については、収入額にかかわらず3.6万円補足給付を支給。

### 20歳未満

#### 定率負担の減免措置(施設、居宅共通)

障害福祉サービスの定率負担を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 40,200円 24,600円 15,000円 0円

上記の減免は、補足給付を算定する際の費用尺度に反映しない。補足給付を算定する際には減免前の定率負担額を用いる。

#### 補足給付の特例(入所施設)

一般世帯については、の措置を講じた上で食費等の実費負担をすると生活保護の対象となる者については、低所得者世帯とみなして補足給付を支給。(一般世帯の補足給付額を増額し、食費等の実費負担額を低所得世帯と同様の負担とする。)

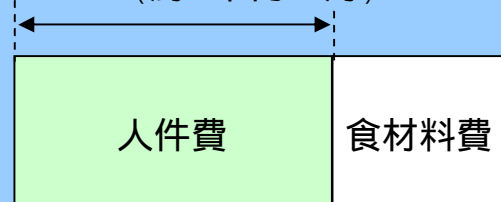
## 通所施設等食費軽減措置

定率負担のほか食費が自己負担となる、通所施設利用(ショートステイ、デイサービスを含む)の低所得者(生活保護、低所得者1、低所得者2)について、法施行後の概ね3年間、食費のうち人件費相当分(1日約420円)を支給し、食材料費のみの負担とする減額措置を講ずる。

なお、食費の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

### 実施後のおおむねの負担例(通所施設、デイサービスの場合)

3年間支給 約420円/日  
(約9千円/月)



約230円/日(約5千円/月)

・ 国の予算上は、食費約650円/日の単価であり、うち約230円/日が食材料費

・ これを前提として、月22日通った場合には、約5千円の実費負担となる。

注)実際の実費のコストは、個々の施設によって異なる。

## 就労継続支援(雇用型)における減免

### 減免の考え方

雇用関係のある就労継続支援(雇用型)における利用者負担についても、原則として1割の定率負担が求められるが、

事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者からの労働の対価として賃金が支払われる特別な関係にあること

障害福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること

等を考慮し、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することが可能。

### 事業者の取り扱い

事業の指定を受ける際に利用者負担の取り扱いについて知事に届け出る。  
利用料の減免について、障害福祉サービス利用契約書に明記する。

# 障害者自立支援医療について

平成17年11月14日  
栃木県保健福祉部障害福祉課

# 現在の公費負担医療制度について

精神通院公費		自己負担		更生医療・育成医療		自己負担	
一般	保健給付7割 + 高額医療費	公費負担	定率負担 0.5割	一般	保健給付7割 + 高額医療費	公費負担	公費負担
生活保護	公費負担 9.5割		定率負担 0.5割	生活保護	公費負担 10割		
							応能負担

	精神通院 (昭和40年創設)	更生医療 (昭和29年創設)	育成医療 (昭和29年創設)
対象疾病	精神疾患	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、 内部障害等	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、 内部障害等
対象年齢	全年齢	18歳以上	18歳未満
1件平均 医療費	約3.2万円 (通院のみ)	約40.0万円 (入院・通院)	約41.2万円 (入院・通院)
平均負担額 (負担率)	約1,600円 (約5%)	約3,200円 (約1%)	約5,600円 (約1%)
課税世帯割合	約1～2割(推計)	約5～6割	約7～8割

# 現在の公費負担医療制度と自立支援医療

## 有効期限と当面の支給認定手続き

	現 行	自立支援医療	経過措置
精神通院公費	有効期限 2年以内	有効期限 1年以内	みなし支給認定を受けた者の有効期間は、改正前の各法による承認期間の残存期間とし、1年以内の省令で定める期間
更生医療	有効期限 運用上3ヵ月、疾病によっては最長1年以内 更新の場合 医師の診断書がある場合は、最長1年以内 医師の診断書がない場合は、原則2週間以内かつ1回に限る	再認定の対象 一定所得以下の方 再認定あり 重度かつ継続の方 再認定あり 又は 以外の方 再認定を認める場合や拒否する場合の要件については、今後、臨床実験に関する実証的研究に基づき、施行後概ね1年以内に明確化	みなし支給認定に必要な手続 ・通院医療費公費負担患者票、構成医療券又は育成医療券に、医師の診断書、世帯の所得額等が確認できる挙証資料を添えて市町村(育成医療は健康福祉センター)に申請
育成医療	有効期限 運用上最長1年以内 更新の場合 運用上最長1年、医師の診断書が必要		

この資料は、H17.6.9に開催された全国障害保健福祉関係主管課長会議で配布された資料を基に作成しました。今後、一部に変更がある可能性がありますので、今後の情報に留意ください。



# 自立支援医療制度について(その1)

必要な医療を確保し続けることができるようにするために、  
公費負担医療の負担を見直します。

## 改正のポイント

### ➤ 制度間の負担の不均衡を解消

- ✓ 精神通院公費のような「医療費のみに着目した負担」と更生・育成医療のような「所得のみに着目した負担」を「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに統合します。
- ✓ 精神通院公費と更生・育成医療制度間での負担の不均衡を解消し、医療費の多寡と所得の多寡に応じた、公平な負担に見直します。
- ✓ 制度を支える一員として、障害のある方にも負担をお願いしつつ、公費負担医療の給付を低所得者へ重点化します。

### ➤ 入院時の食事標準負担は自己負担へ

- ✓ 在宅で治療を受けていても入院で治療を受けていても、費用負担が公平になるようにします。

# 自立支援医療制度について(その2)

- 所得の低い方等へは定率負担の軽減を図る
  - ✓ 所得の低い方には、月額負担額に上限を設定します。
  - ✓ 所得の低い方以外にも、継続的に相当額の医療費負担が発生する方には、月額負担額に上限を設定します。

## 自立支援制度を利用出来る方 ~ 対象者 ~

- 現時点で、対象疾病については現行制度と変わらないと言われています。
- 原則、一定所得以上の方は対象外になる所得制限が設定されます。

# 自立支援医療制度について(その3)

## 世帯範囲の捉え方 ~ 医療保険単位による「世帯」 ~

- 「世帯」の範囲については、同じ医療保険に加入している家族によって範囲を設定します。
- 医療保険の加入関係が異なる場合は、税制上の取扱い関係なく別の「世帯」として取り扱います。
- 医療保険への加入単位で「世帯」を捉える自立支援医療制度と「住民基本台帳上の世帯」を「世帯」と捉える障害福祉サービスとでは、「世帯」の捉え方が異なります。

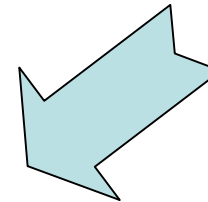
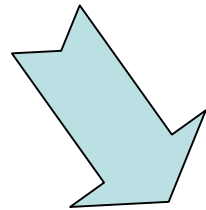
## 所得の捉え方

- 所得は「世帯」の構成員全員の所得税額の合算で確認します。

# 現在の公費負担医療制度と自立支援医療

精神通院公費		自己負担	
一般	保健給付7割 + 高額医療費	公費負担	定率負担 0.5割
生活保護	公費負担 9.5割		定率負担 0.5割

更生医療・育成医療		自己負担	
一般	保健給付7割 + 高額医療費	公費負担	
		応能負担	
生活保護	公費負担 10割		



自立支援医療費		自己負担	
一般	保健給付7割 + 高額医療費	公費負担	定率負担 1割
生活保護	公費負担 10割		

# 自立支援医療の対象者、自己負担について

対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定の所得未達の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲)

給付水準：自己負担については1割負担( )部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担

負担の上限額を設定する際に勘案する「世帯」の範囲は、医療保険単位(異なる医療保険に加入する家族は別の「世帯」として扱います)。

## 現在の更生医療、精神通院公費の対象者

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 80万円	市町村民税非課税 本人収入 > 80万円	市町村民税課税 所得税非課税	市町村民税課税 世帯合算所得税額 > 30万円	世帯合算所得税額 30万円
所得区分 0円	所得区分 負担上限額 2,500円	所得区分 負担上限額 5,000円	所得区分 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		所得区分 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・ 負担限度額)
			重 度	か つ 継 続	1
			所得区分 負担上限額 5,000円	所得区分 負担上限額 10,000円	所得区分 負担上限額 20,000円( 4)

## 現在の育成医療の対象者

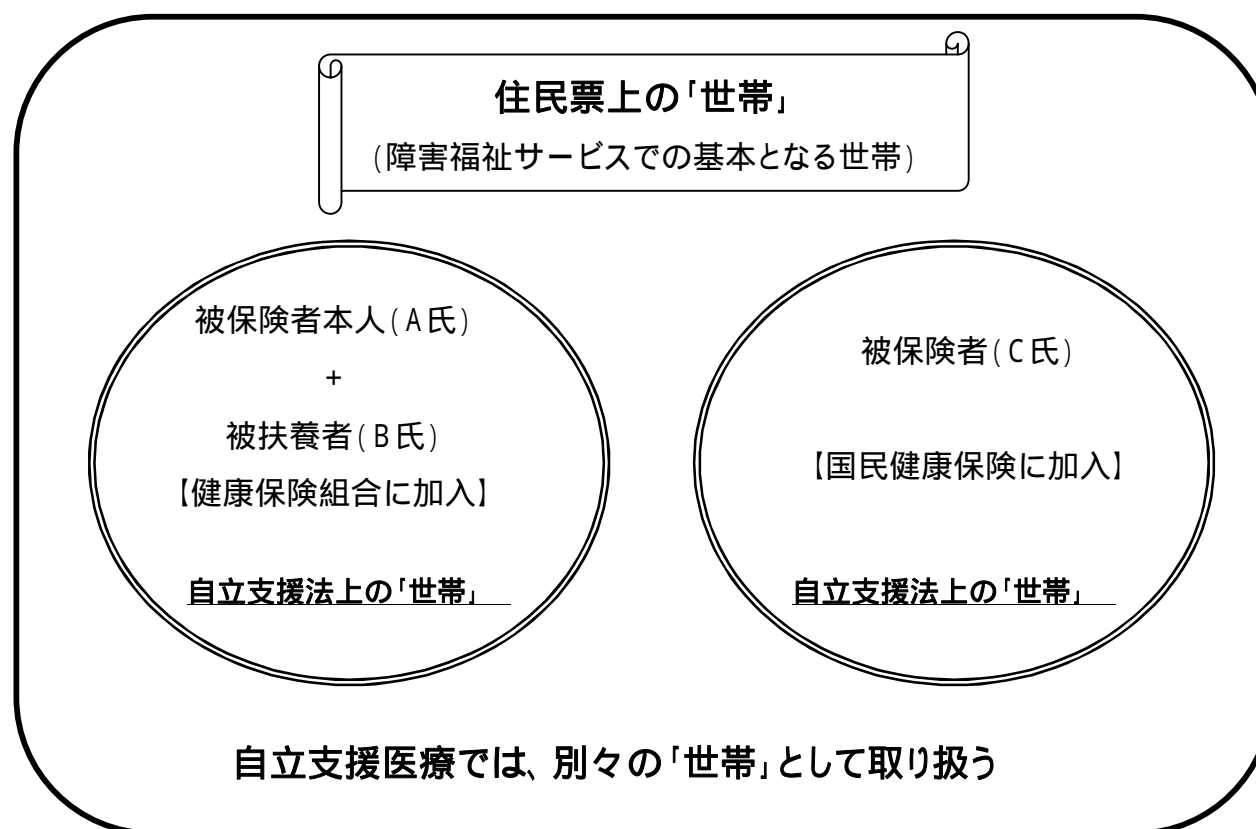
一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 80万円	市町村民税非課税 本人収入 > 80万円	市町村民税課税 所得税非課税	市町村民税課税 世帯合算所得税額 > 30万円	世帯合算所得税額 30万円
所得区分 0円	所得区分 負担上限額 2,500円	所得区分 負担上限額 5,000円	所得区分 負担上限額 10,000円( 2)	所得区分 負担上限額 40,200円( 3)	所得区分 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・ 負担限度額)
			重 度 かつ 継 続 所得区分 負担上限額 5,000円	重 度 かつ 継 続 所得区分 負担上限額 10,000円	

- 1 当面の「重度かつ継続」の範囲(対象者の範囲については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直しを行います。)
  - ・疾病、症状等から対象となる者
    - 精神……………統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
    - 更生・育成医療……………腎臓機能、小腸機能、免疫機能障害
  - ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
    - 精神、更生、育成……………医療保険の多数該当の者
- 2、3 育成医療(若い世帯)における一時的な高額医療費発生の場合への経過措置を実施  
(段階的縮小、施行後3年を経た段階で、医療費の分布、平均負担率等を踏まえ見直しを行います。)
- 4 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直します。

# 自立支援医療制度での「世帯」について

## 医療保険単位による「世帯」とは？

仮に住民票上ではA氏、B氏、C氏の3人で構成される世帯を例にします。

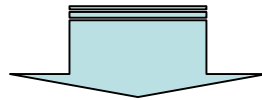


健康保険組合に加入するA氏とB氏からなる「世帯」と国民健康保険に加入するC氏からなる「世帯」に2分されます。

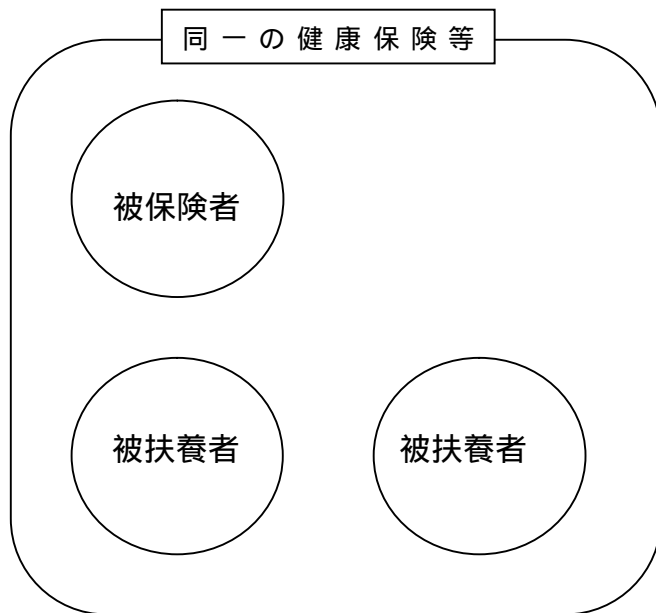
税制上はC氏がB氏を扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、C氏とB氏は別の「世帯」として取扱います。

# 所得を確認する対象について

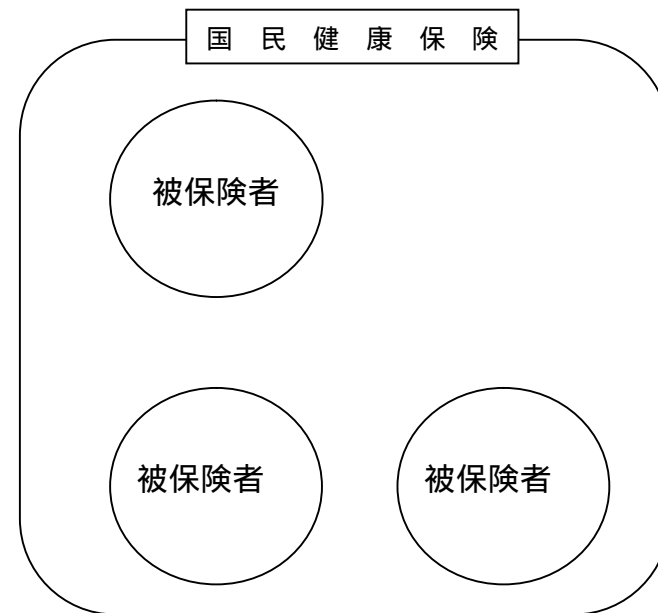
同一保険単位で認定された「世帯」の所得を確認し、どの所得区分に該当するかを見て、月額自己負担上限額を認定する。



「世帯」の所得は、当該「世帯」における医療保険の保険料の算定対象となっている者の所得を確認



国民健康保険以外の医療保険なら  
被保険者だけの所得



国民健康保険なら被保険者全員の所得

自立支援医療を受ける者が、被保険者でも被扶養者であっても上記原則は変わらない。



# 重度心身障害者医療費助成制度について

重度心身障害児者の健康を確保するため、病院等で診療を受けた時に支払う自己負担分を助成する制度です

対 象 者	<p>全年齢の重度心身障害児者          身体障害の程度が1級又は2級の方          知的障害の程度が知能指数が35以下の方          知的障害の程度が知能指数が50以下の方であって、身体障害の程度が3級又は4級の障害を重複している方</p>
対象となる疾病等	<p>すべての疾病          ただし、更生・育成医療制度が利用できる方は、更生・育成医療制度が優先されます。</p>
公費負担の対象	<p>保険対象医療費から保険給付を除いた額(医療保険制度上の自己負担額)</p>
助成方式	<p>償還払い</p>
申請先	<p>各市町村</p>

～ よく聞かれる御質問 ～

精神保健福祉法第32条の精神通院医療は、廃止になるのですか？

精神通院医療は、廃止されるのではなく、自立支援医療の一種類として引き続き実施されます。

今般、精神通院医療を含む障害者に関する公費負担医療制度について、利用者負担の仕組みの共通化等を図るために「自立支援医療制度」として再編し、また、増大する費用を皆で支え合う仕組みとするために利用者負担の見直しなどを行うこととしています。

この「自立支援医療制度」は新しい障害者自立支援法案に基づいて実施することになりますので、精神通院医療についても、従来の精神保健福祉法ではなく、この障害者自立支援法案に基づいて実施されることとなり、廃止されるものではありません。

更生医療、育成医療についても、同様です。

更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度について、自立支援医療への移行に伴い、対象となる疾病の範囲が狭くなると聞きましたが？

自立支援医療制度の対象となる疾病の範囲については、現在の3つの公費負担医療制度と同じです。

「重度かつ継続」とはどういう目的の制度なのでしょうか？

自立支援医療においては、対象となる疾病については現在の公費負担医療制度と同じとしながら、医療保険制度の3割負担部分について負担割合を1割に軽減し、負担額の上昇が医療保険よりも緩やかになるようにした上で、低所得の方については、一月当たりの負担額に上限(以下「月額負担上限」と言います。)を設けることとしています。

さらに、「重度かつ継続」に該当する方については、継続的に相当額の医療費負担が発生する方であるため、一定の負担能力がある場合においても、医療費の家計に与える影響を考慮して、月額負担上限を設けることとしています。

このように、「重度かつ継続」は、自立支援医療の対象疾病の範囲を決めるものではなく、「継続的に相当額の医療費負担が発生する」ことへの配慮として月額負担上限の対象となるかどうかに関わるものですが、その対象とする疾病の範囲については様々な意見があることから、実証的研究に基づき更に検討を行い、結論を得たものから順次対応することとしています。

「重度かつ継続」の疾病に該当する人しか自立支援医療の対象にならないのでしょうか？

自立支援医療の対象となる疾病の範囲は現行と同様ですので、「重度かつ継続」に該当しない方についても、自立支援医療の対象になり、医療費の自己負担が1割負担になりますし、低所得世帯に属する方であれば月額負担上限の対象になります。

その中で、一定の負担能力がある方については、原則として負担の上限は医療保険制度とおりとなりますが、「重度かつ継続」に該当する場合には、月額負担上限が5,000円又は10,000円になります。

ただし、「所得税額が30万円以上の世帯」に属する方については、原則として自立支援医療の対象外(医療保険制度とおりの負担)となり、「重度かつ継続」に該当する場合に限り、自立支援医療の対象になり、月額負担上限が20,000円になります。

低所得(市町村民税非課税)世帯に属する人でも、「重度かつ継続」に該当しない場合には、2,500円又は5,000円の月額負担上限の対象にはならないのでしょうか？

低所得世帯に属する方の場合には、「重度かつ継続」に該当するかどうかに関わりなく、申請の際に確認された所得に基づいて、2,500円又は5,000円といった月額負担上限の対象になります。

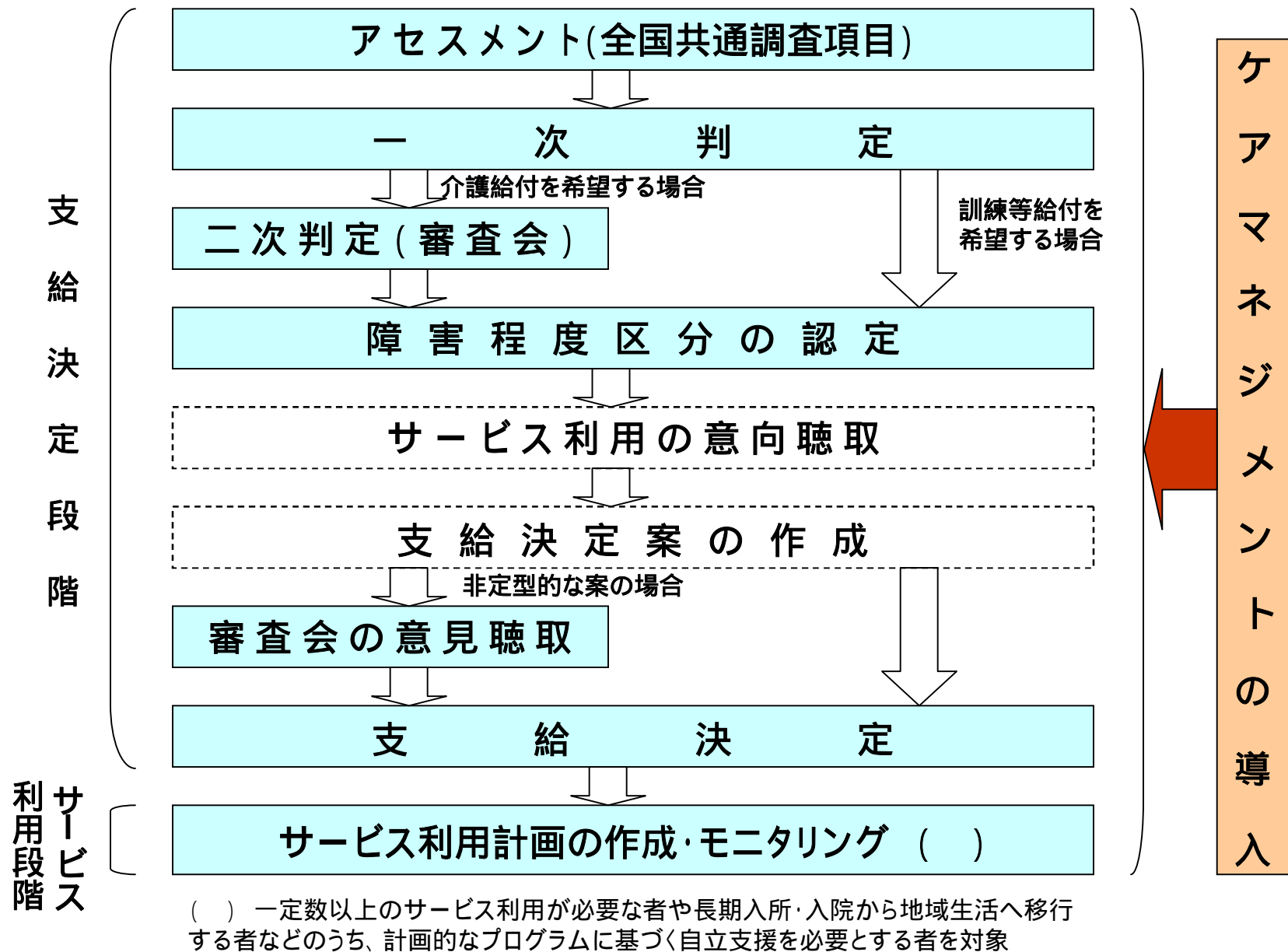
低所得の方や「重度かつ継続」の方は、毎月、2,500円、5,000円、10,000円といったそれぞれの月額負担上限の金額を、医療費と関係なく、支払わなければならないのでしょうか？

自立支援医療における月額負担上限は、ある月において、1割負担をしていただきながら、その合計額がその方の月額負担上限に達した後は、その月の間は、それ以上の負担をしていただく必要はないというものです。

# 新支給決定について

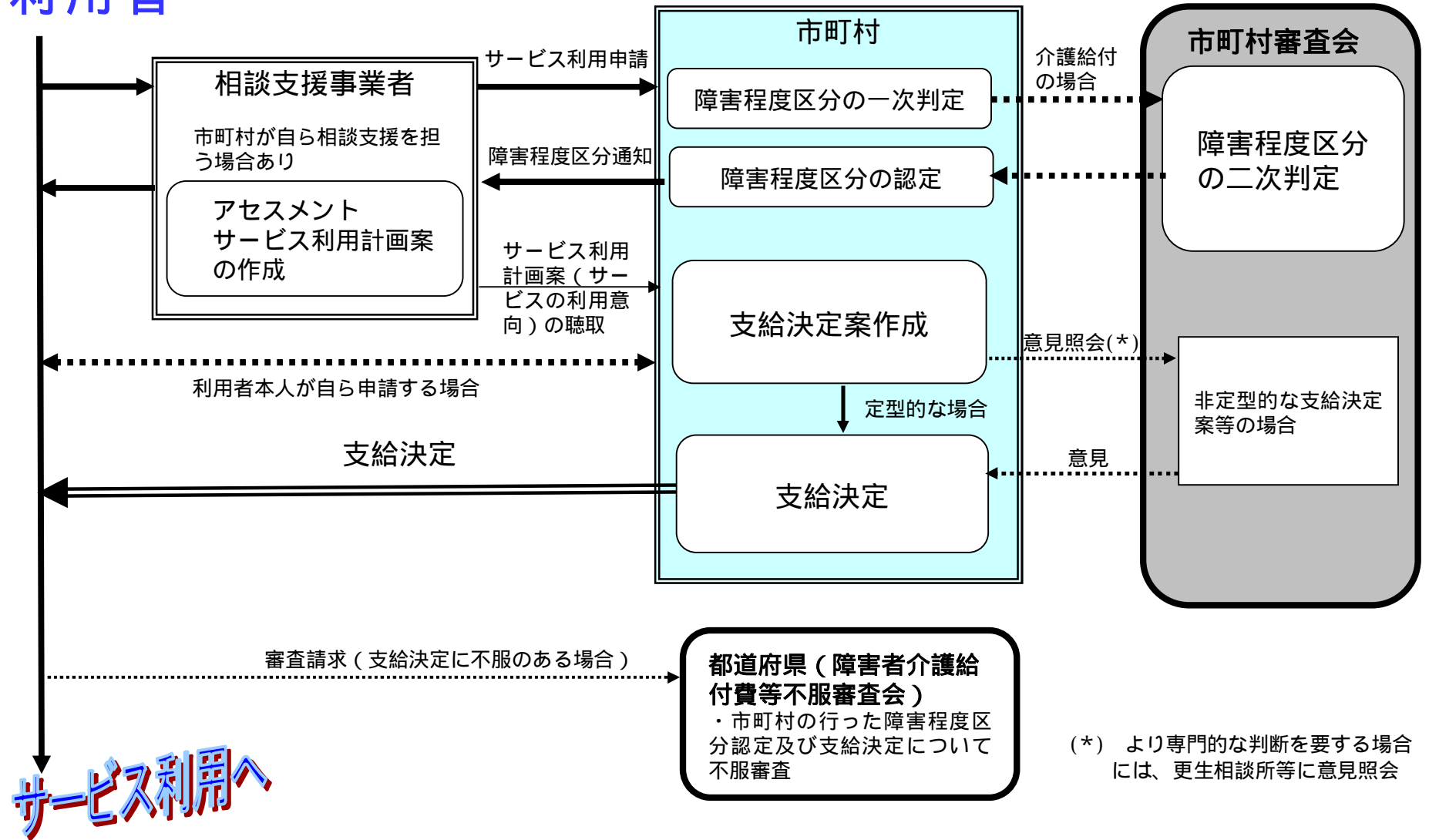
平成17年11月14日  
栃木県保健福祉部障害福祉課

# 支給決定・サービス利用のプロセス(全体像)



# 介護給付・訓練等給付の利用手続き

利用者



# ケアマネジメントについて

新制度におけるケアマネジメントとは、障害者や家族からの相談に応じ、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、適切な支給決定がなされるようにするとともに、様々な種類のサービスが適切に組み合わせられ、計画的に利用されるようにすること

新制度では、

- (1) 相談支援事業を市町村の必須業務として位置付け、これを相談支援事業者に委託できるようにするとともに
- (2) 長期入所・入院から地域生活に移行する者などのうち、計画的なプログラムに基づく支援を必要とする者を対象に、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付(サービス利用計画作成費)を制度化

## 現行制度の課題

## 新制度における対応

支給決定段階

支援の必要度を判定する客観的基準(統一的なアセスメントや区分)がない

支給決定のプロセスが不透明

ケアマネジメントの手法が活用されていない

市町村職員等の対応にバラツキあり

サービス利用段階

支給決定後、サービス利用に結びつける支援がない

特に、手厚い支援を要する者に対し、継続的な支援が不十分

統一的なアセスメント、障害程度区分や市町村審査会の導入

相談支援事業者の活用

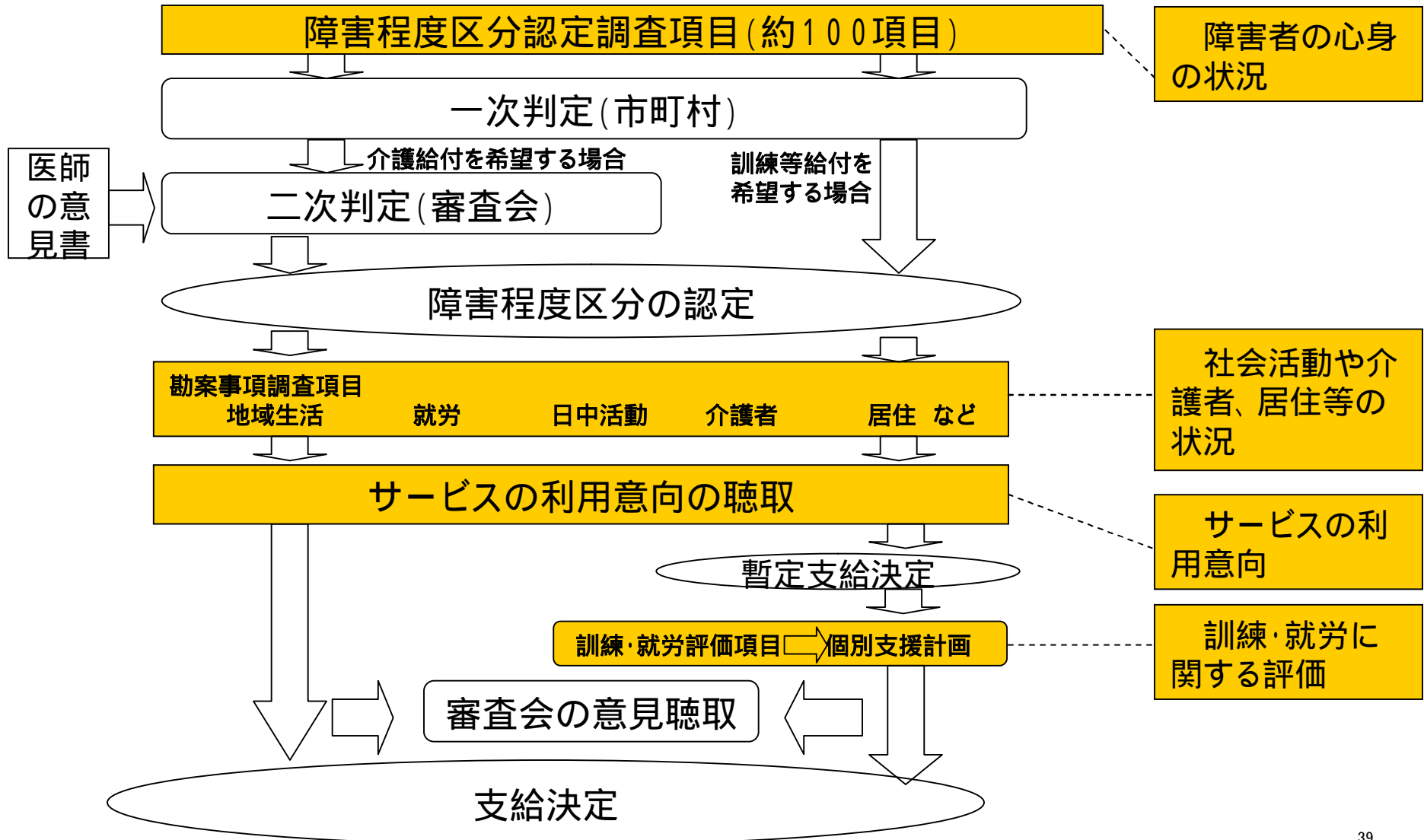
認定調査や支給決定に従事する職員等に対する研修の制度化

計画的プログラムに基づく継続的支援を要する者に対する、サービス利用計画作成費(個別給付)の制度化

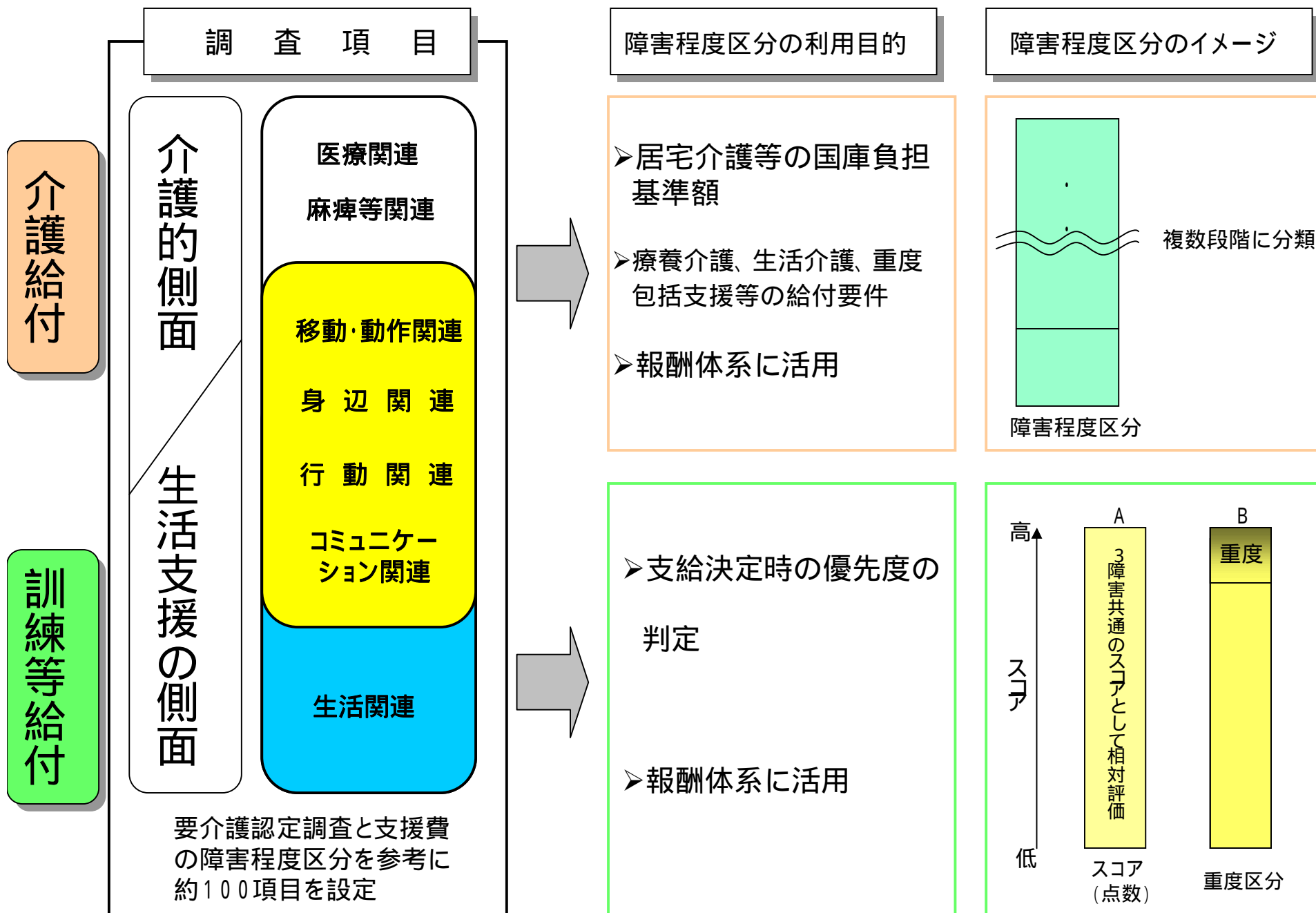


# 支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況(障害程度区分)、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



# 障害程度区分のイメージ



# 新たな事業体系について

平成17年11月14日  
栃木県保健福祉部障害福祉課

# 福祉サービスに係る自立支援給付の体系

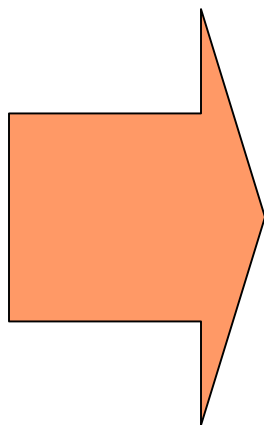
## < 現行サービス >

居宅サービス

- ホームヘルプ(身・知・児・精)
- デイサービス(身・知・児・精)
- ショートステイ(身・知・児・精)
- グループホーム(知・精)

施設サービス

- 重症心身障害児施設(児)
- 療護施設(身)
- 更生施設(身・知)
- 授産施設(身・知・精)
- 福祉工場(身・知・精)
- 通勤寮(知)
- 福祉ホーム(身・知・精)
- 生活訓練施設(精)



## < 新サービス >

- ホームヘルプ  
(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 児童デイサービス
- ショートステイ  
(短期入所)
- 重度障害者等包括支援
- ケアホーム  
(共同生活介護)
- 障害者支援施設での夜間ケア  
(施設入所支援)
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- グループホーム  
(共同生活援助)

介護給付

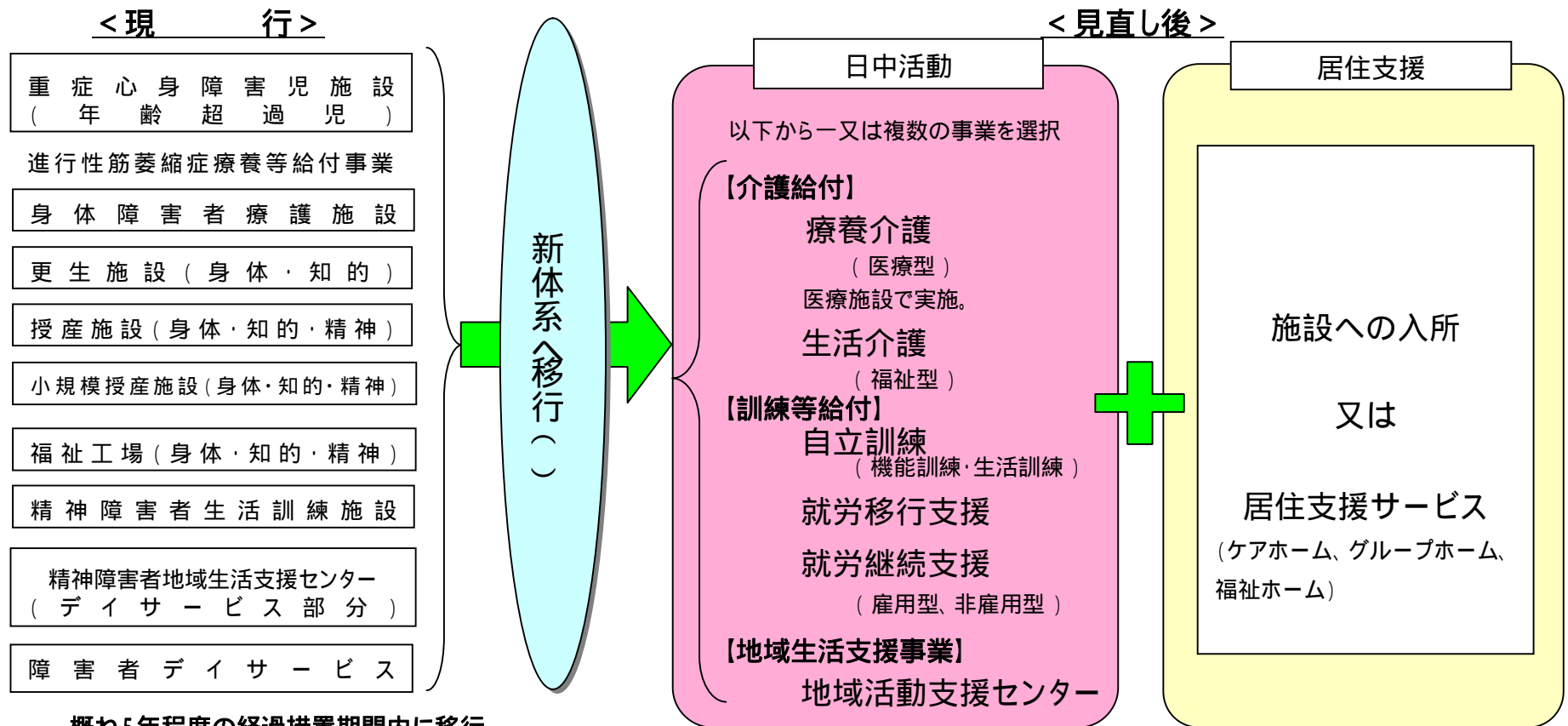
訓練等給付

この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター・福祉ホーム等を制度化

# 施設・事業体系の見直し

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ(日中活動の場と生活の場の分離。)
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

# 日中活動サービスの概要

## (1) 介護給付

	療養介護	生活介護
給付の種類	介護給付	
利用者	医療を要する者であって、かつ、常時介護を要し、障害程度が一定以上の障害者	常時介護を要する者であって、障害程度が一定以上の障害者
サービス内容	療養上の管理や医学的管理の下における介護 等	入浴、排泄、食事等の介護や生産活動の機会の提供 等
利用期限	制度上、期限の定めなし	
夜間の生活の場	病院	施設入所支援の利用可

## (2) 訓練等給付

	自立訓練	
	(機能訓練)	(生活訓練)
	<p>効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施。 必要に応じ、施設入所などの利用も可能とする。</p>	
給付の種類	訓練等給付	
利用者	<p>地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の必要がある身体障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者 盲・聾養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上の必要がある知的障害者・精神障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>病院や施設を退院、退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害者・精神障害者 養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションが必要な知的障害者・精神障害者</p>
サービス内容	身体的リハビリテーションの実施 等	社会的リハビリテーションの実施 等
利用期限	制度上、期限の定めあり	
夜間の生活の場	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可。	

	就労移行支援	就労継続支援	
		(雇用型)	(非雇用型)
給付の種類	訓練等給付		
利用者	<p>一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>一般企業への就労を希望する者 技術を習得し、在宅で就労等を希望する者</p>	<p>雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>就労移行支援事業により、一般企業の雇用に関わらなかった者 盲・聾養護学校を卒業して雇用に関わらなかった者 一般企業を退職した者又は就労経験のある者</p>	<p>就労の機会を通じて、生産活動に係る知識及び能力の向上が期待される障害者であって、下記の条件に該当する者</p> <p>就労移行支援事業により、一般企業の雇用に関わらなかった者 一般企業等での就労経験のある者で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な者 ・ 以外の者であって、一定の年齢に達している者</p>
サービス内容	一般企業の雇用に向けた移行支援 等	雇用に基づく就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援 等	一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供、OJTの実施、雇用形態への移行支援 等
利用期限	制度上、期限の定めあり	制度上、期限の定めなし	
夜間の生活の場	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可。	経過的な措置について、検討。	



# 居住支援サービスの概要

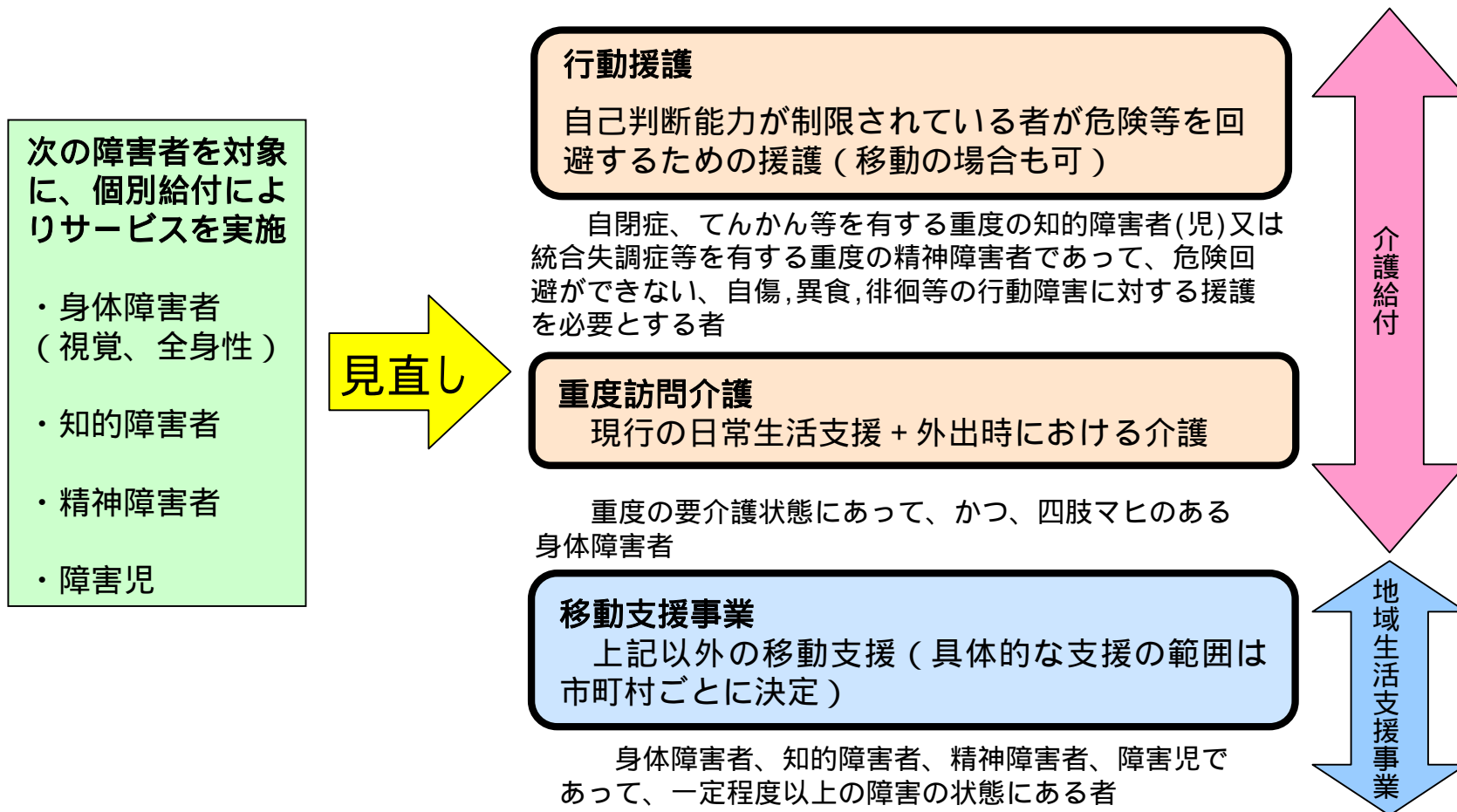
	施設への入所	
給付の種類	介護給付	訓練等給付
利用者	生活介護を受けている者	自立訓練、就労移行支援を受けている者 であって、次のいずれかに該当する者 ・その生活能力から単身の生活が困難な者 ・地域の社会資源の状況から、通所することが困難な者
サービス内容	利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場等を提供する	利用者が自立訓練及び就労移行支援を効果的に利用できるよう、夜間における居住の場等を提供する
利用期限	制度上、期限の定めなし	制度上、期限の定めあり
食事提供	事業者が利用者に提供(応諾義務)	

	ケアホーム	グループホーム
給付の種類	介護給付	訓練等給付
利用者像	介護を要する知的障害者・精神障害者	介護が必要でない知的障害者・精神障害者であって、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている者
サービス内容	共同生活の場における日常生活上の世話、介護サービス等	共同生活の場における日常生活上の世話等
利用期限	制度上、期限の定めなし	
住居提供	事業者が利用者に提供(賃貸借契約) 事業者は、当該物件を賃借・所有の形態で提供できる状態を確保	
食事提供	事業者が利用者に提供(任意)	

# 重度の障害者の移動支援

移動支援については、突発的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供する。

移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、サービス類型を創設し、個別給付でサービスを提供する。



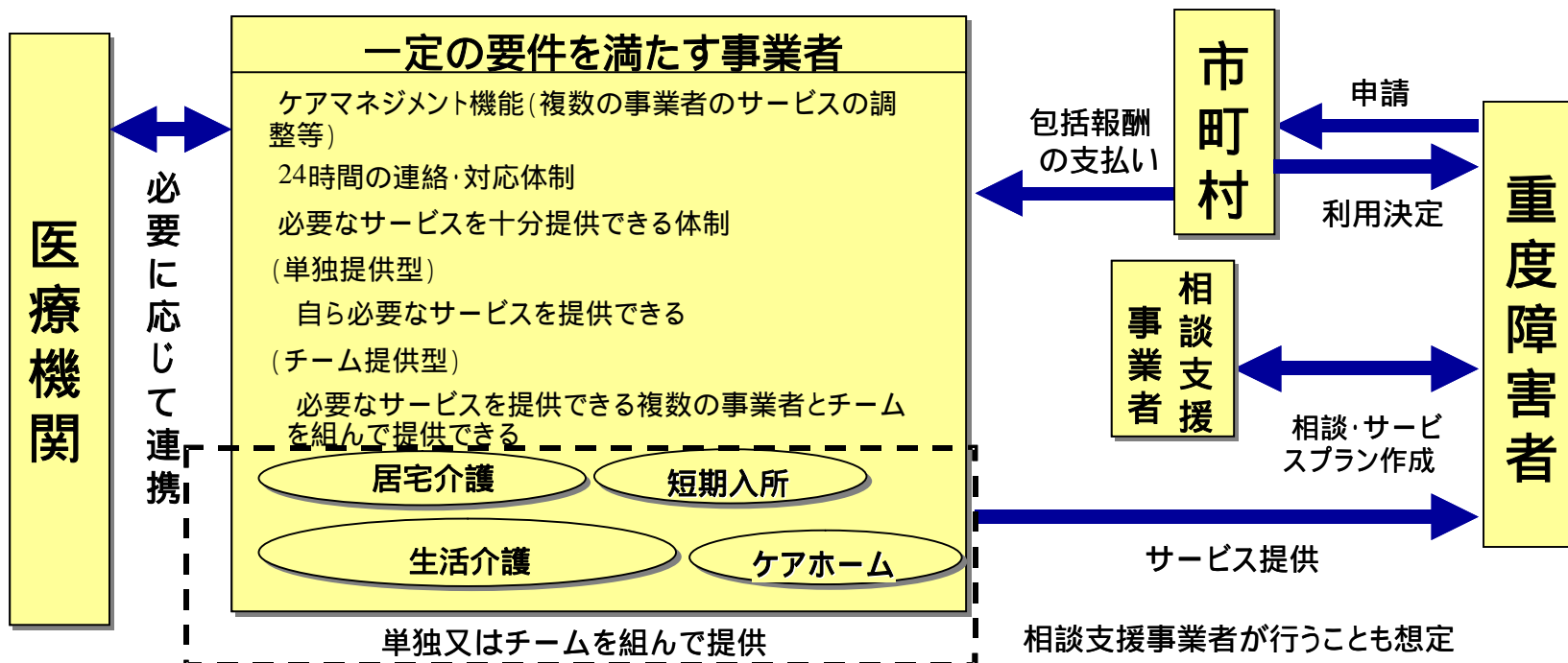
# 極めて重度の障害者に対するサービスの確保 (重度障害者等包括支援)

自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組み

必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者によって行われる仕組みで、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応が可能となる。

サービスの種類等にかかわらず、一定額の報酬を支払う仕組みとし、各種サービスの単価の設定や利用サービスの種類や量を自由に設定できる仕組みとする。

対象者のイメージ 身体: ALS等の極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者  
知的: 強度行動障害のある極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者  
精神: 極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者



# 小規模作業所と新事業体系

## 現在の小規模作業所

- ・ 複数の障害の種類を受け止めているケース
- ・ 重度障害者の地域生活を支えているケース
- ・ 就労支援を本格的にしているケース
- ・ 設備・法人格の有無は様々

障害福祉計画に基づき計画的に移行

《新事業体系のポイント》

三障害共通の事業も可能

社会福祉法人でなくNPO法人等でも可能

一定の設備・人員の基準を満たすことが必要

空き教室・空き店舗の利用も可能なように規制緩和

これらを組み合わせて提供することも可能

## 移行が想定される事業

### 生活介護

重度障害者に対して、日常生活の世話を行うほか、創作的活動などを行う事業

### 就労移行支援

就労を希望する障害者に、職場実習等を通じて就労に必要な能力、知識を育む事業

### 就労継続支援

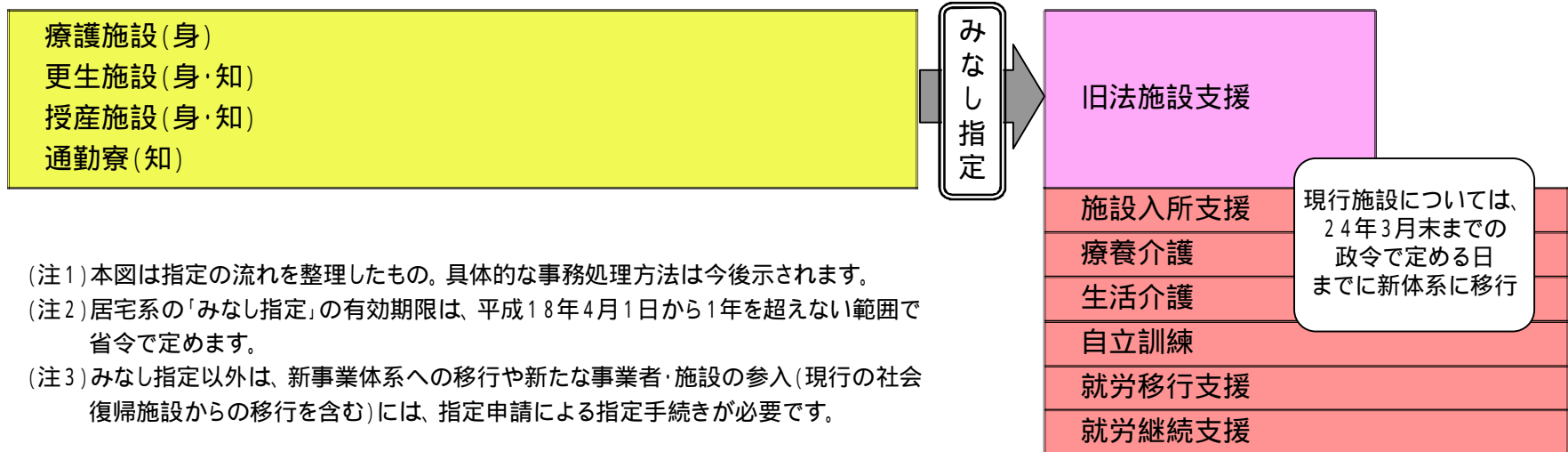
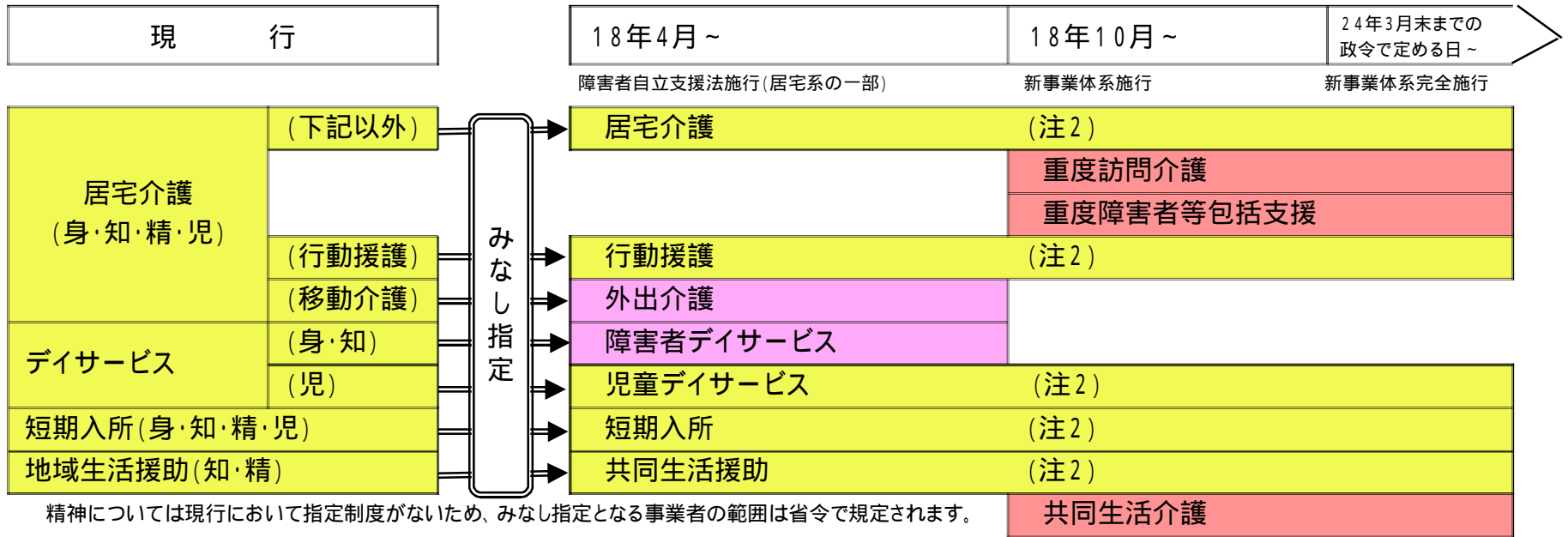
障害者に就労の機会を提供し、障害者の職業能力の向上を図る事業

### 地域活動支援センター (市町村の委託)

障害者の交流、創作的活動、生産活動を支援する事業

小規模作業所によっては他の類型に移行することも可能

# 現行指定事業者・施設に対する障害者自立支援法による事業者指定の流れ



- (注1) 本図は指定の流れを整理したもの。具体的な事務処理方法は今後示されます。
- (注2) 居宅系の「みなし指定」の有効期限は、平成18年4月1日から1年を超えない範囲で省令で定めます。
- (注3) みなし指定以外は、新事業体系への移行や新たな事業者・施設の参入(現行の社会復帰施設からの移行を含む)には、指定申請による指定手続きが必要です。

## 事業体系見直しの主なポイント

1. 各事業ごとに利用者像を明確化
2. サービスの質を確保するため、事業者に対し、次を義務化
  - ・利用者ごとに、「サービス管理責任者」による個別支援計画の策定
  - ・共通のアセスメント項目により、利用者へのサービス内容の継続的な評価
3. より低廉なコストで、できるだけ多くの人にサービスが提供されるよう、規制を見直し
4. 地域における多様な生活のあり方を確保するため、新たな居住支援サービスを確立
5. 新事業体系に係る見直しと整合性を図る観点から、現行施設についても見直し

# 1. 利用者像の考え方

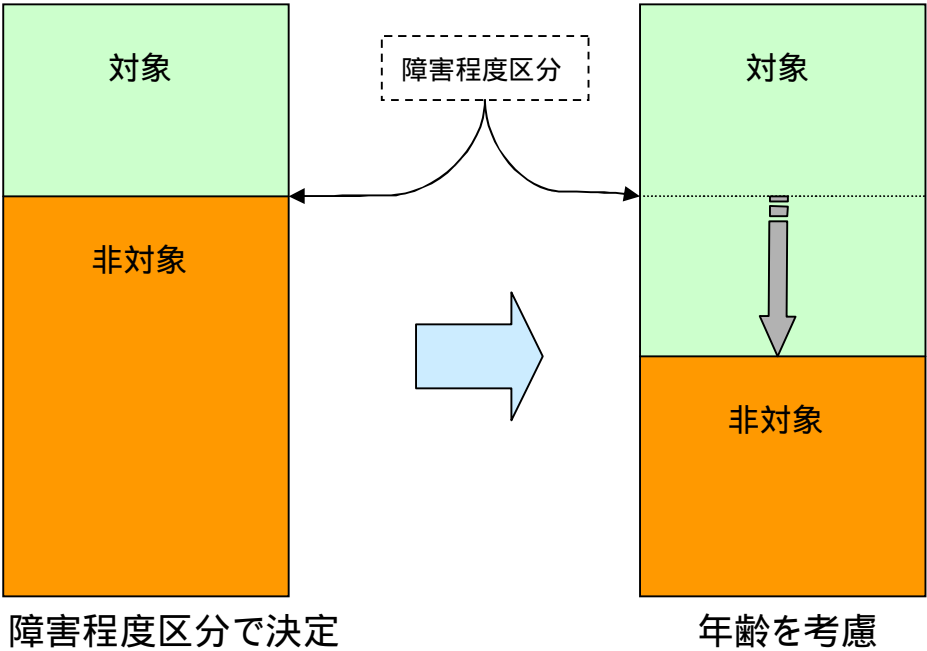
## 介護給付

### 【原則】

障害程度区分により対象者を決定

### 【特定要因】

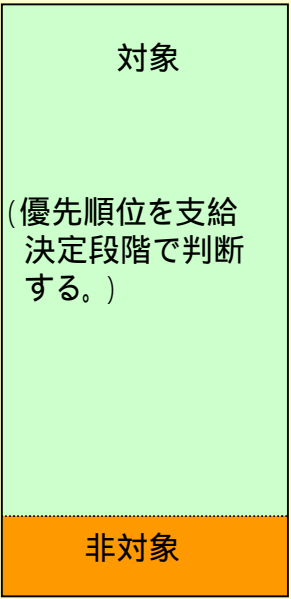
一定の年齢以上といった特定の条件に該当する場合、低い障害程度区分も対象とする



## 訓練等給付

### 【原則】

利用希望者は原則対象とし、サービス内容に適合しない場合は、対象外

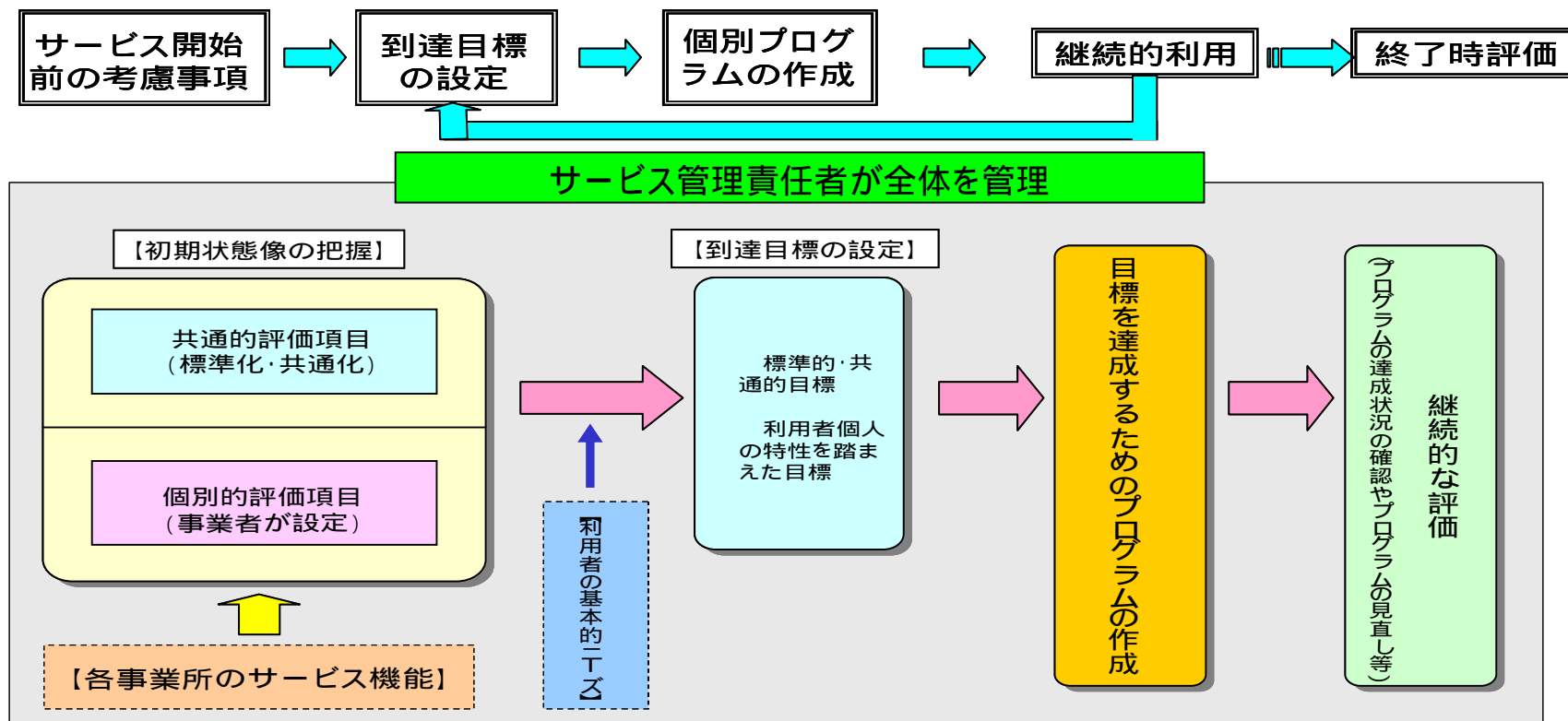




## 2. サービスの質の確保

サービスの質を確保するため、各事業者にはサービス管理責任者を配置し、個別支援計画の策定を義務化する。

事業者は利用者ごとに、個別支援計画に基づき、一定期間ごとに継続的な評価を行い、必要に応じて計画を見直す。



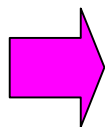
グループホームやケアホームの個別支援計画については、初期状態像のアセスメントの共通化等について、検討。

## 3. 効果的・効率的な事業展開を可能とする規制の見直し

より低廉なコストで、できるだけ多くの人にサービスを提供するため、事業者の創意工夫による効果的かつ効率的な運営が促進されるよう、規制を見直す。

### 【主な規制の見直し事項】

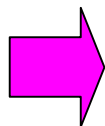
#### (1) 地域の多様なニーズに対応



複数の事業を組み合わせ、柔軟に運営する「多機能型」を実施。

(例) 一つの施設で生活介護事業や自立訓練事業、就労移行支援事業を組み合わせ実施。

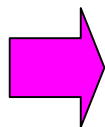
#### (2) 効率的なサービス提供を促進



効率的な運営を可能とするため、定員の取扱いを柔軟化。

(例) 一日の実利用人員が定員を %まで上回ることが可能に。

#### (3) 利用者の選択を拡大



食事提供や調理業務の外部委託に関する規制を緩和。

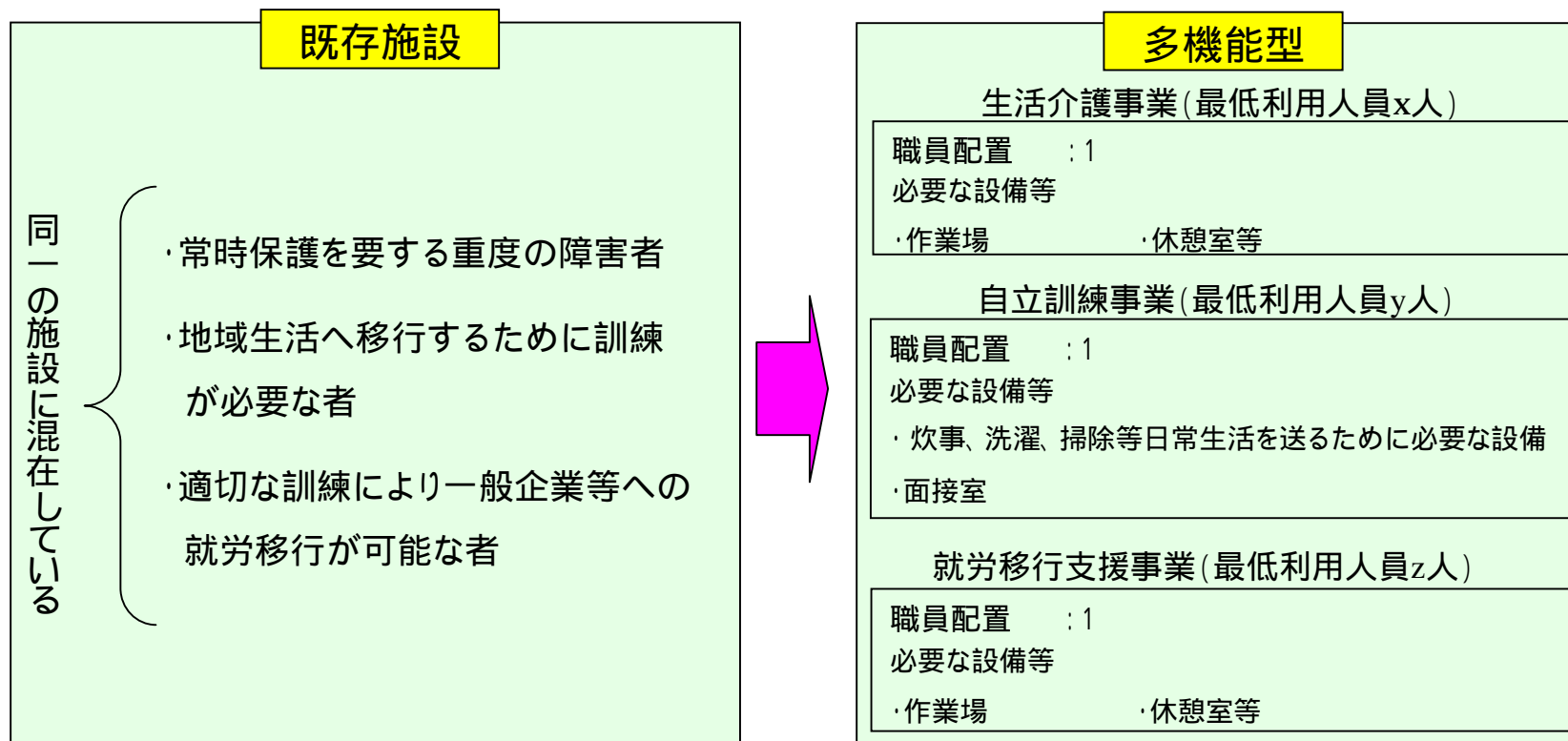
## (1) 複数の事業を組み合わせて実施～多機能型

地域特性を踏まえた柔軟な運営が可能となるよう、複数の日中活動サービスを実施する多機能型を認める。

複数の事業の利用人員を合計し、社会福祉法に定める最低利用人員(20人)を満たしていれば良いこととする。(x+y+z=20)

一定の設備等について共用可能とする。

サービスの質を確保するため、事業別に最低利用人員の基準を設けるとともに、原則として事業単位でサービスを提供。



## (2) 定員の取扱いの柔軟化

サービス量に応じた利用者負担の導入等を踏まえ、利用実態に即した支払方式(日払い)に改めるとともに、定員の取扱いの柔軟化を図る。

### 【定員の取扱い】

#### 現行の取扱い

月払いとしている結果、定員を超えて、利用予定者を受け入れることが認められていない。

利用者が休むと、実利用人員は、必ず定員を下回ることとなり、施設の利用効率が低い。

災害等やむを得ない事情がある場合を除き、定員超過を認められていない。

定員：「同時にサービスの提供を受けることができる利用人員/日」

#### 見直しの内容

定員を超えて利用予定者を受け入れることを可能とする。

給付の支払方法が月払から日払へ変更することに併せて実施。

一定期間の平均実利用人員が定員を下回っていることを前提に、一日当たりの実利用人員が定員を超過している場合でも、一時的なものとして認める。

日払い化に伴い、土・日曜を含め、積極的なサービス提供が実施されることが期待される。

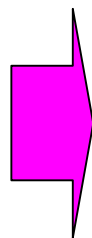
### (3) 食事の提供方法等に関する見直し

利用者の希望やニーズに合った多様な食事を確保するとともに、効率的な食事提供を進めるため、施設外調理による外部委託の容認など、現行の規制を見直す。

#### 現行の取扱い

入所施設及び通所施設は、利用者に対して食事を提供しなければならないこととされている。

調理業務について、外部委託を行う場合には、施設内調理室を使用すること等を要件としている。



#### 見直しの内容

##### 【入所施設】

利用者の希望に応じて食事を提供しなければならない応諾義務を課す。

食事の提供の手段については、医療機関と同様に、施設外調理による外部委託を認める。

食事の提供に係る関係職員の配置については、指定基準上の義務付けはしないが、特別な栄養管理が必要な者に対する報酬上の取扱いについて、検討。

##### 【通所施設】

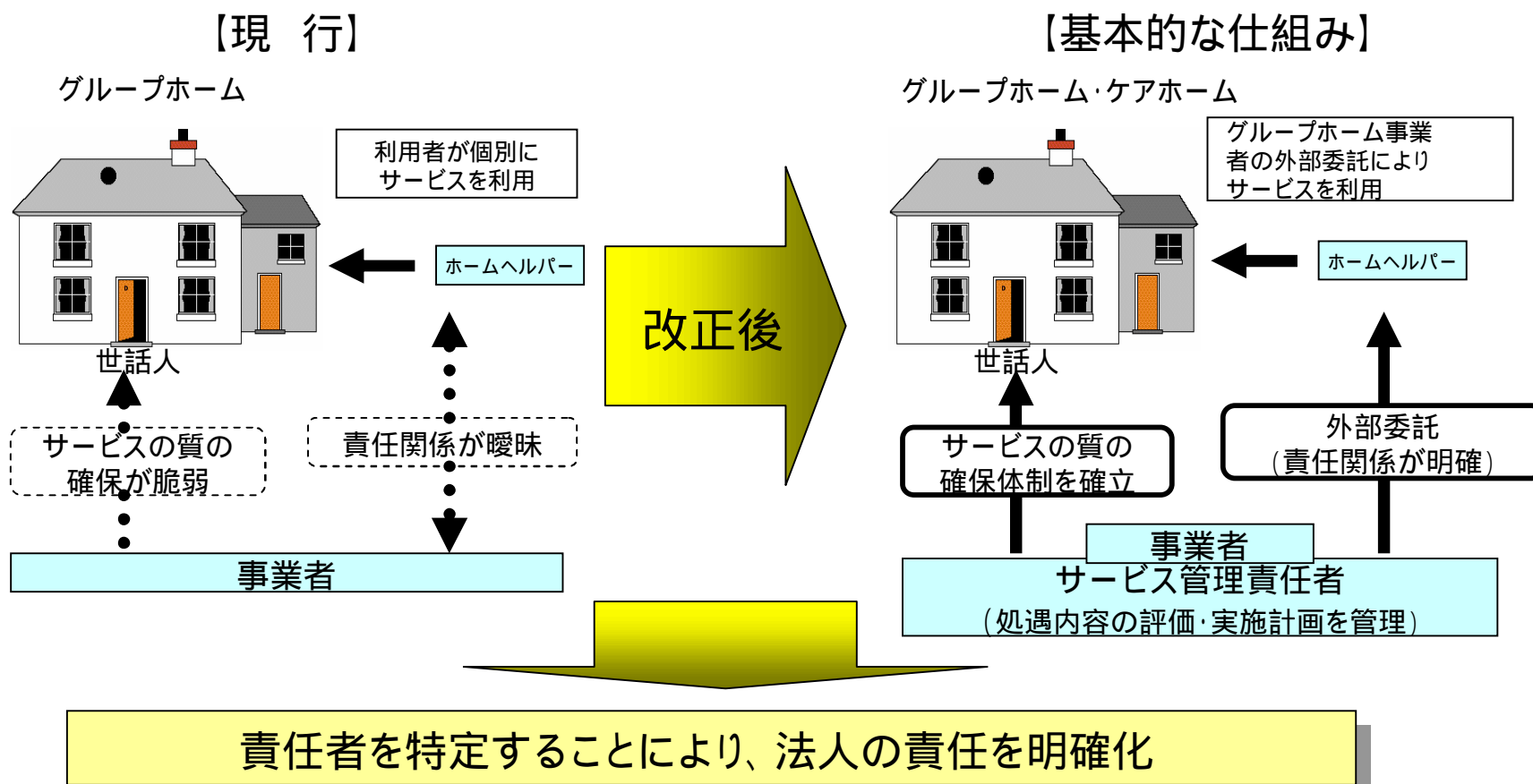
食事の提供は、事業者の任意とする。(食事の提供の有無に係る事前説明は義務)

通所施設において調理員を配置し、食事を提供する場合について、3年間の経過措置として、調理員の人件費について報酬上評価。

## 4. 新しい居住支援サービスのあり方

### (1) 事業者によるサービス提供体制

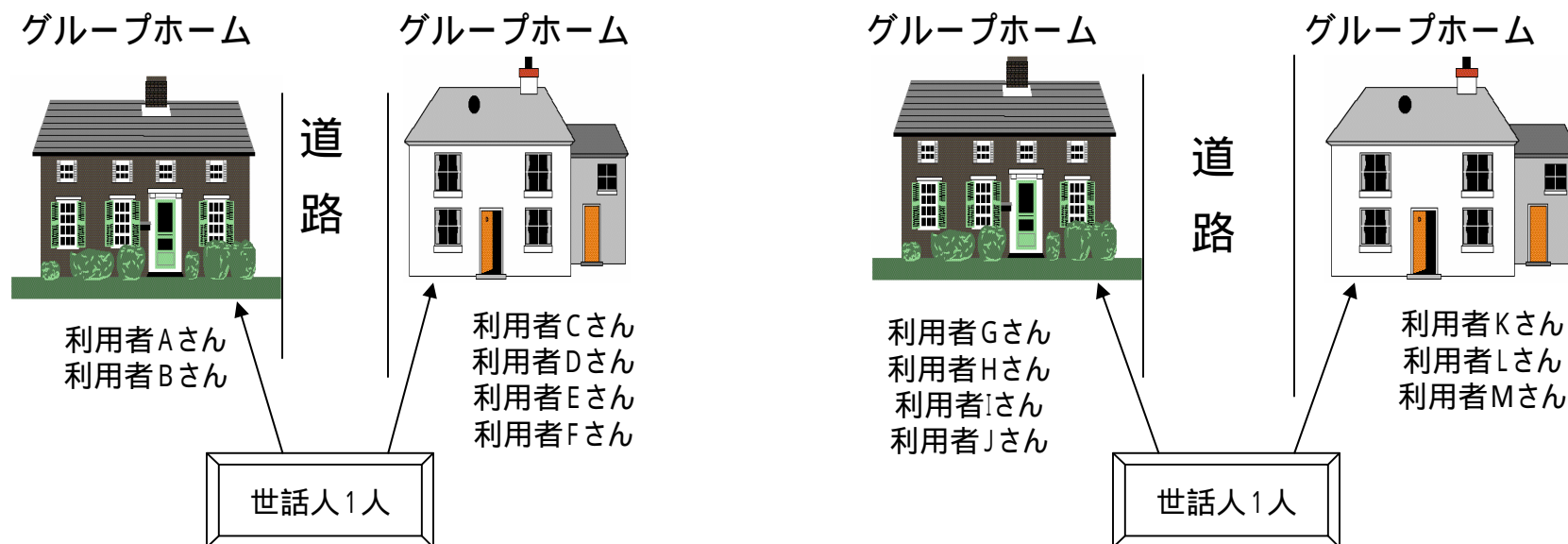
事業者のサービス提供に係る責任を明確にするとともに、ホームヘルプ等外部のサービスを利用する場合のルールを整理。



責任関係が曖昧ならないよう外部委託できる範囲の明確化を図る。

## (2) 世話人1人が担当できる場の数

住居ごとに指定する仕組みを改め、世話人1人が複数の住居を担当することを認めることにより、障害者の居住の場を拡大。



複数箇所で従事する場合の時間・距離については要検討

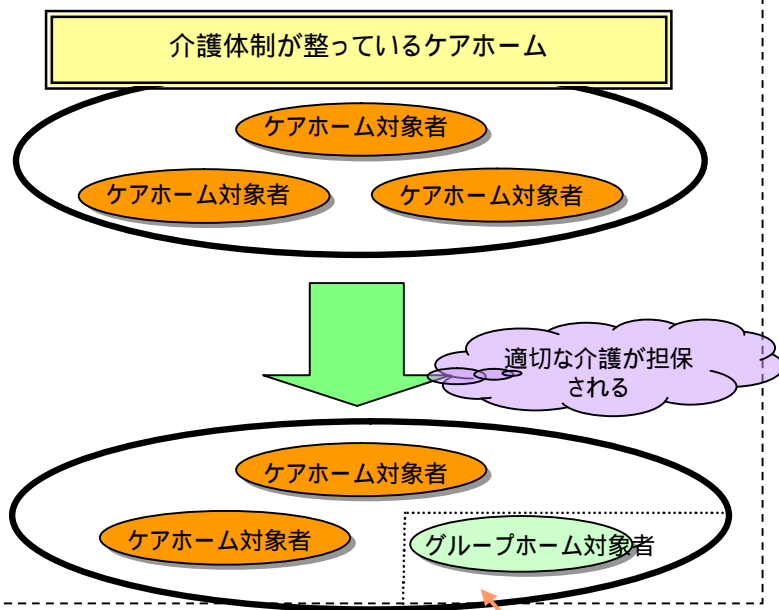
### (3) 状態の違う者の同居に係る考え方

入居者の状態に応じた適切なケアを確保する観点から、ケアホームを制度化。

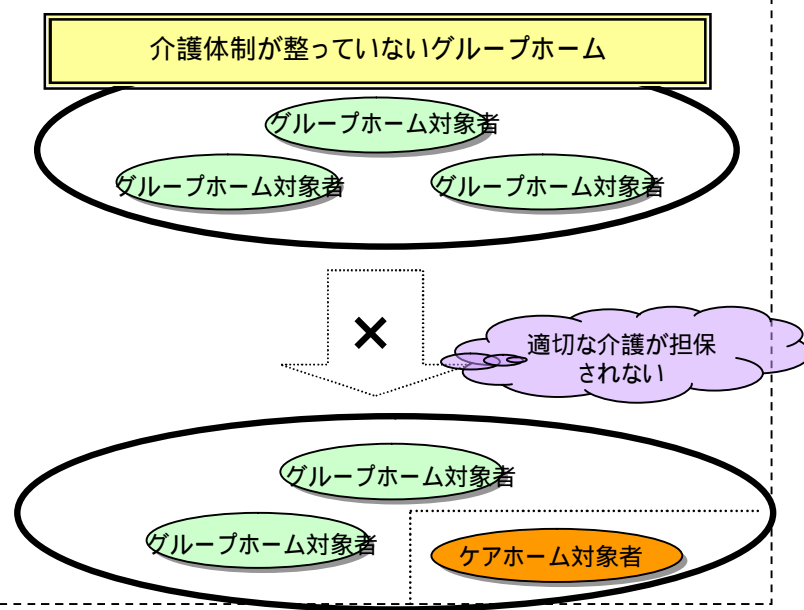
事業者による責任あるサービス提供体制の構築を前提。

適切な介護体制が整っているケアホームにおいては、介護が必要でない者の受入れを可能とする。（介護体制が整っていないグループホームにおいては、適切なサービス提供の観点から、介護が必要な者の受入れは認めない。）

#### 〈認められる例〉



#### 〈認められない例〉



この場合は、グループホームに係る報酬を支給



## 5. 施設訓練等支援費の見直しについて

### 1. 基本的考え方

平成18年4月からの利用者負担等の導入及び平成18年10月からの新たな事業体系への円滑な移行を図るため、現行の支援費対象施設等の報酬体系を見直す。(18年4月実施予定)

### 2. 具体的な改定内容

報酬設定に当たっては、平均的な費用を勘案した上で、直接的なサービス提供に係る人件費や減価償却費、報酬請求事務等の間接的なコストについて、賃金、物価、支援費経営実態調査の結果や全体の財政状況、他分野の動向等を踏まえた見直しを行う。

「月払い方式」から「日払い方式」への転換  
現行規制の見直し(例:定員の取扱いの柔軟化)  
加算単価についての見直し

福祉工場等支援費対象外施設についても、支援費対象施設の見直しと整合性の図れた運営費体系とする。

# 今後の検討について

## 1. 主な検討課題

### 利用者像について

- ・ 障害程度区分に応じた利用者像の範囲の明確化

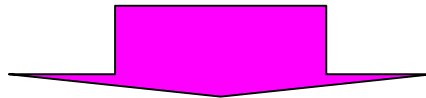
### サービス内容について

- ・ 利用者の状態やサービスの機能に応じた標準的な個別支援のプログラム
- ・ 人員配置、運営等に関する基準
- ・ 効率的にサービスの成果をあげていく工夫

### 報酬体系について

- ・ 新しいサービスの機能に即した評価のあり方
- ・ サービスの質や実績を反映する仕組み

## 2. 検討の進め方



年末までに、利用者像、報酬体系のあり方等を整理  
来春までに、具体的な運営・人員基準、報酬等を設定

# 障害者自立支援法の概要 (精神障害者関係)

平成17年11月14日

栃木県保健福祉部健康増進課

# 「障害者自立支援法」はこんな法律です

## 改革の内容

### 障害者施策を3障害一元化

現状

- ・ 3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・ 実施主体は都道府県、市町村に二分化

3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

### 利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・ 障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設  
規制緩和を進め既存の社会資源を活用

### 就労支援の抜本的強化

現状

- ・ 養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・ 就労を理由とする施設退所者はわずか1%

新たな就労支援事業を創設  
雇用施策との連携を強化

### 支給決定の透明化、明確化

現状

- ・ 全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・ 支給決定のプロセスが不透明

支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入  
審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

### 安定的な財源の確保

現状

- ・ 新規利用者は急増する見込み
- ・ 不確実な国の費用負担の仕組み

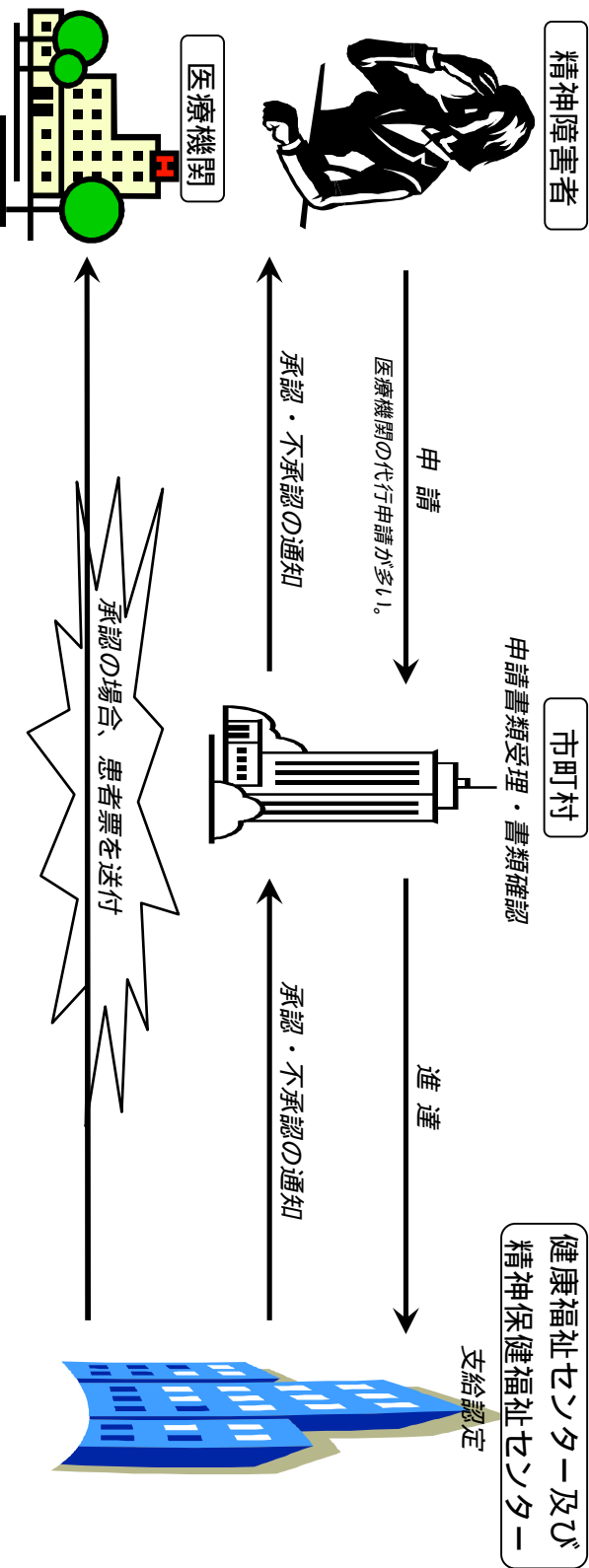
国や都道府県の負担責任を強化(義務的負担化)  
利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

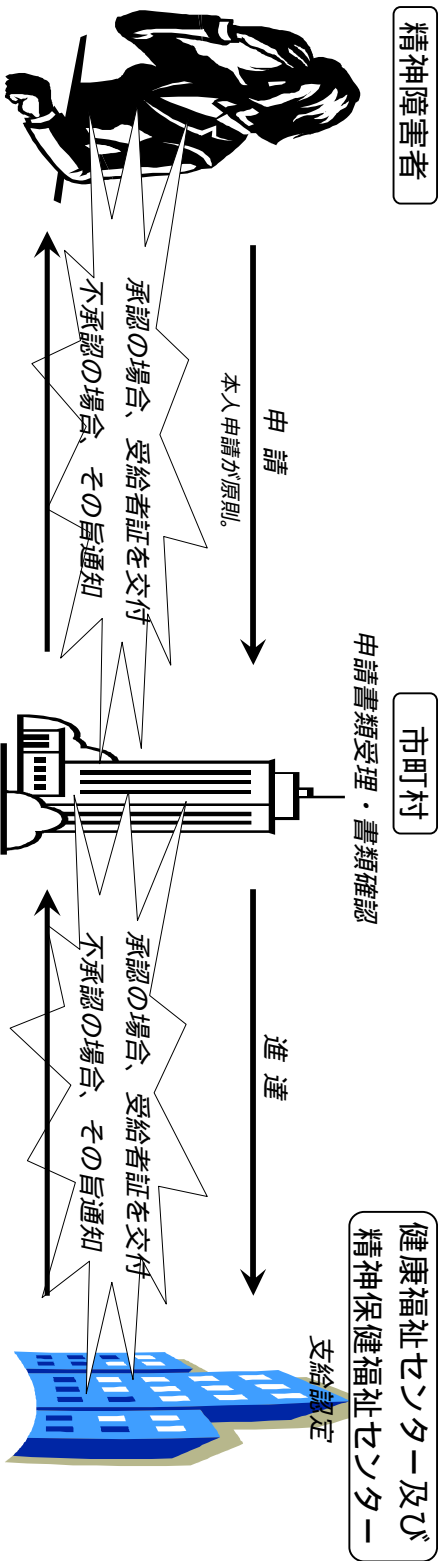
# 精神障害者通院医療費公費負担と自立支援医療費の相違点について

## 1 手続き方法の相違点

(1) 現行制度：精神障害者通院医療費公費負担（～平成18年3月31日）



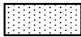
(2) 新制度：自立支援医療費（平成18年4月1日～）



## 2 その他の相違点

	現行制度：精神障害者通院医療費公費負担（～H18.3.31）	新制度：自立支援医療費（H18.4.1～）
自己負担	5%	10% 所得税額等に応じて、負担上限額あり。
申請時の添付書類	医師の診断書 医師の診断書は、精神障害者保健福祉手帳又は年金証書による代用可。	医師の診断書、生活保護・世帯・所得税額等が確認できるもの 医師の診断書は、精神障害者保健福祉手帳又は年金証書による代用不可。
有効期限	2年以内	1年以内
再認定（更新）	あり	一定所得以上であって、「重度かつ継続」に該当しない者は、再認定されない場合あり 再認定しない者の具体的範囲は、施行後1年以内に明確化する予定。
通院する病院等	健康保険が適用される病院、診療所又は薬局	県が指定し、公示した病院、診療所又は薬局（指定自立支援医療機関） 1 平成18年4月1日現在、現行制度の医療を担当している病院、診療所又は薬局は、県の指定があったものとみなす。 2 みなし指定を受けた病院、診療所又は薬局は、1年以内であって厚生労働省令で定める期間内に更新の申請を行わない場合、当該期間の経過によって、効力を失う。 3 以後、6年ごとに申請し、更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

# 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：**自己負担については1割負担**(  部分)。  
ただし、**所得水準に応じて負担の上限額を設定**。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。
3. 負担の上限額を設定する際に勘案する「世帯」の範囲は、**医療保険単位**(異なる医療保険に加入する家族は別の「世帯」として扱う)。

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税世帯 本人収入 80万円	市町村民税非課税世帯 本人収入 > 80万円	所得税 世帯全員が非課税	所得税額 世帯全員の合計 < 30万円	所得税額 世帯全員の合計 30万円
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円 (経過措置)

## 当面の重度かつ継続の範囲

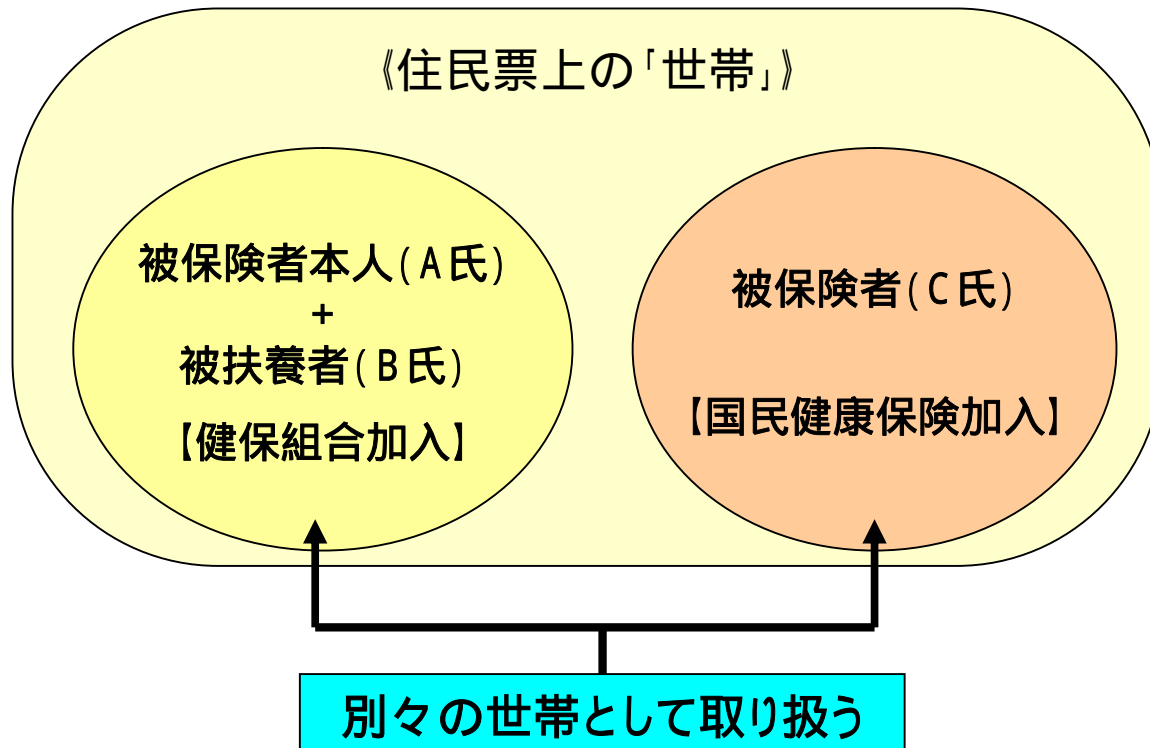
- ・ 疾病、症状等から対象となる者
    - 精神・・・ 統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
    - 更生・育成・・・ 腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
  - ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
    - 精神・更生・育成・・・ 医療保険の多数該当の者
- 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。

# 自立支援医療における「世帯」について

## 医療保険単位による「世帯」

「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している家族によって範囲を設定する。

医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱う。

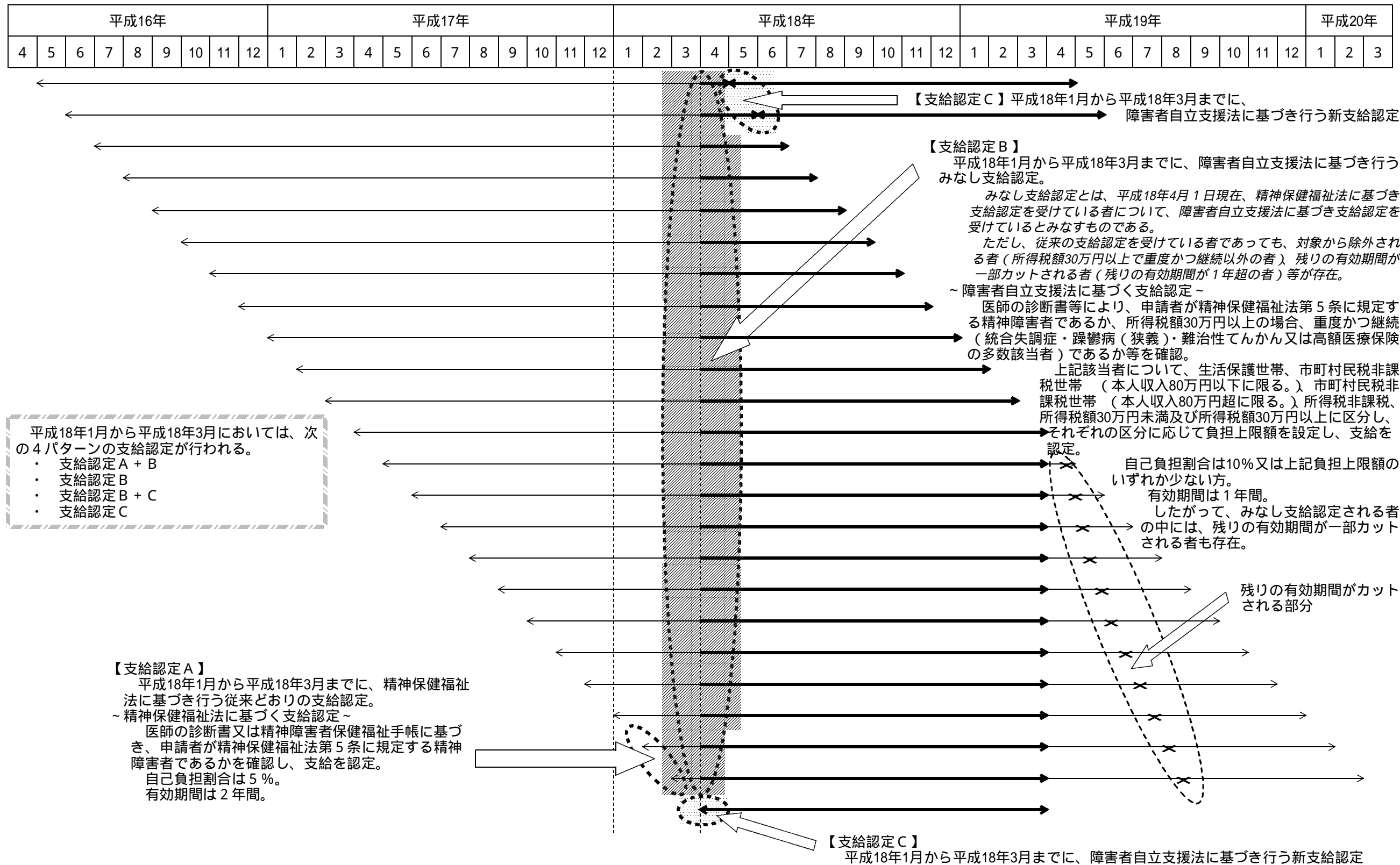


< 左図の例から… >

健康保険に加入するA氏とB氏からなる「世帯」と、国民健康保険に加入するC氏からなる「世帯」に2分される。

税制上はC氏がB氏を扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、C氏とB氏は別の「世帯」。

自立支援医療の支給認定について

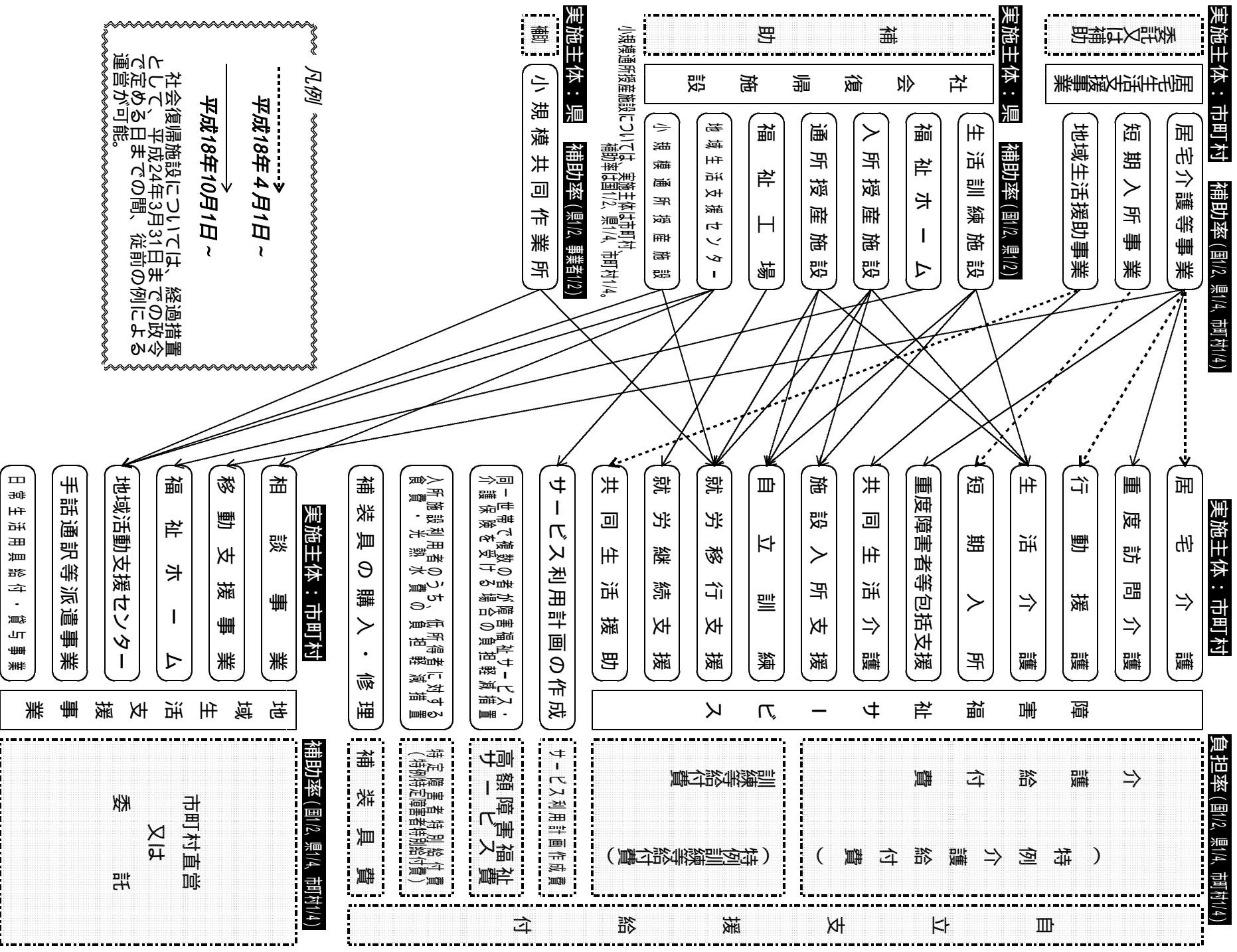




# 障害者自立支援法の施行に伴う精神障害者関係福祉サービスの移行モデル

【精神保健福祉法における福祉サービス】

【障害者自立支援法における福祉サービス】



凡例

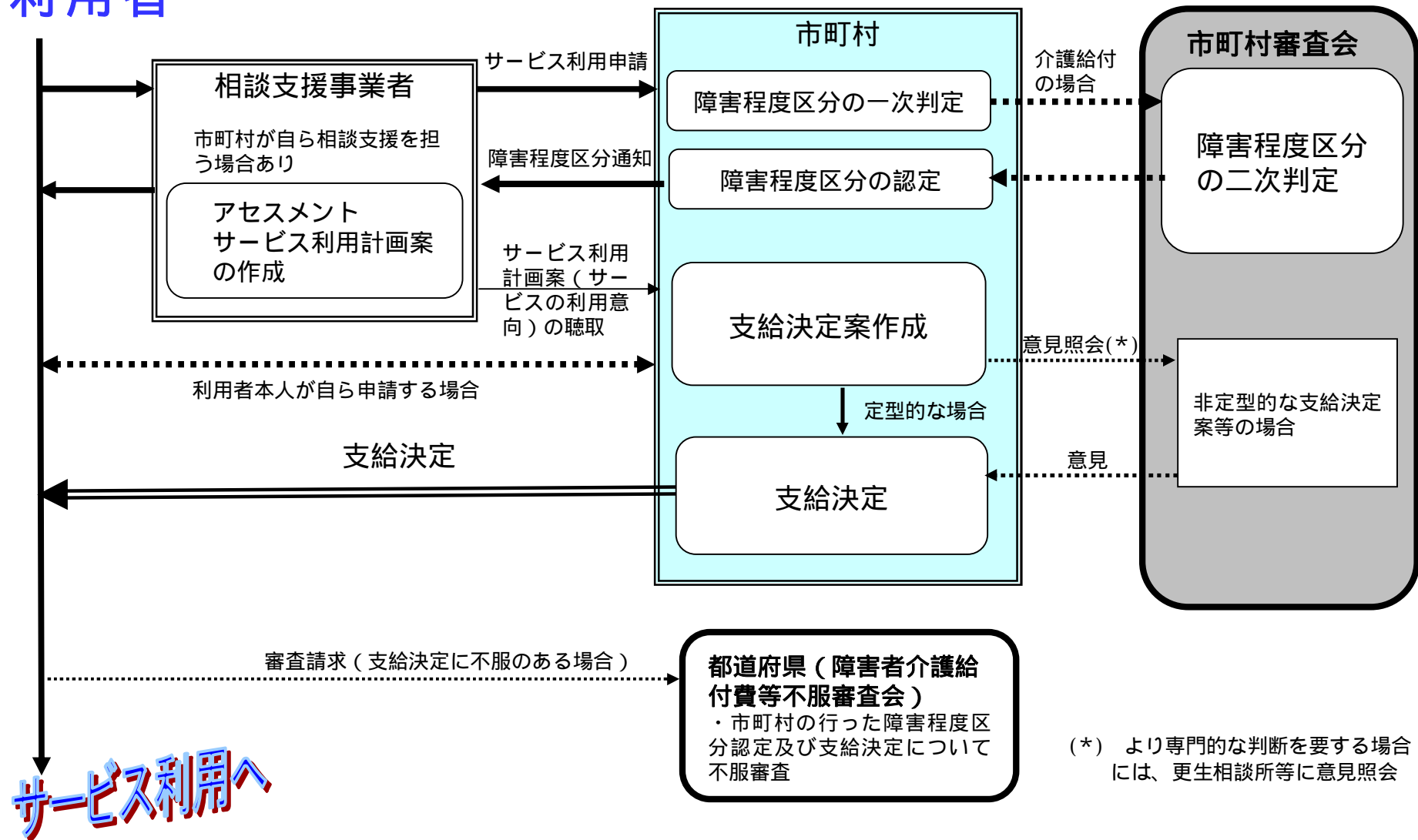
→ 平成18年4月1日～

→ 平成18年10月1日～

社会復帰施設については、経過措置として、平成24年3月31日までの政令で定める日までの間、従前の例による運営が可能。

# 介護給付・訓練等給付の利用手続き

利用者



# あなたの利用者負担はこうなります(福祉サービス)

施設に入所している  
場合(20歳以上)

グループホームを利用  
している場合

通所サービスを使う場合

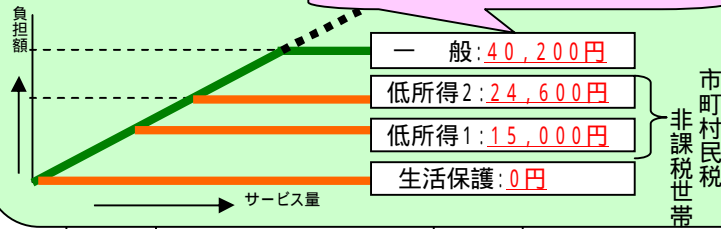
ホームヘルプサービスを使う場合

施設に入所している  
場合(20歳未満)

サービスについての費用

原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、**上限額を設定**するとともに、**所得の低い方にはより低い上限**を設定します。

負担には月額上限額が設定されます



一般・市町村民税課税世帯  
低所得2・市町村民税非課税世帯  
(世帯3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)  
低所得1・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

所得を判断する「世帯」の範囲について  
原則は同じ世帯に属する方の状況で判断しますが、あなたが税制と医療保険で「被扶養者」でなければ、あなたと配偶者の収入とすることもできます。

さらに

同じ世帯で他にも障害福祉サービス、介護保険のサービスを受けている方がいれば、その合算額が を超えないように負担額を軽減します。

さらに

さらに、収入に応じて個別に減免します(資産が350万円以下の方)。

- ・収入が6.6万円までなら負担は0円です。
- ・収入が6.6万円を超えても、**超えた収入の半分を上限額**とします。
- ・さらに、6.6万円を超えた**収入が年金や工賃等の収入であれば、超えた分の15%を上限額**とします(グループホーム入居の方)。

さらに、社会福祉法人の提供するサービスを受ける場合については、 の上限額を半額にします(資産が350万円以下の方等)。

- ・低所得1: 15,000円 7,500円
- ・低所得2: 24,600円 12,300円
- (通所サービスを利用する場合 24,600円 7,500円)

さらに

さらに、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、**生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。**

食費・光熱水費

収入が低い場合は…  
サービスの利用者負担と食費等実費負担をしても、**少なくとも2.5万円が手元に残るよう、実費負担額**の上限額を設定します。

従前からグループホームでの食費等は自己負担していただきますが、通所サービスを利用された場合は、**の減額措置が適用**されます。

あなたの世帯の所得が低い場合は…  
食費負担額を**3分の1に減額**します(月22日利用の場合5,100円程度の負担)。

保護者の方の収入に応じて…  
地域で子どもを養育する世帯において**通常かかる程度の負担**となるよう、**実費負担額**の上限額を設定します。

負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本とし、国民全体で制度を支えることとしますが、併せてきめ細やかな軽減措置を講じます。

実費全額の自己負担を原則としますが、各種の軽減措置を講じます。

## 上限額を設定する場合の「世帯」の範囲にはこんな取り扱いがあります

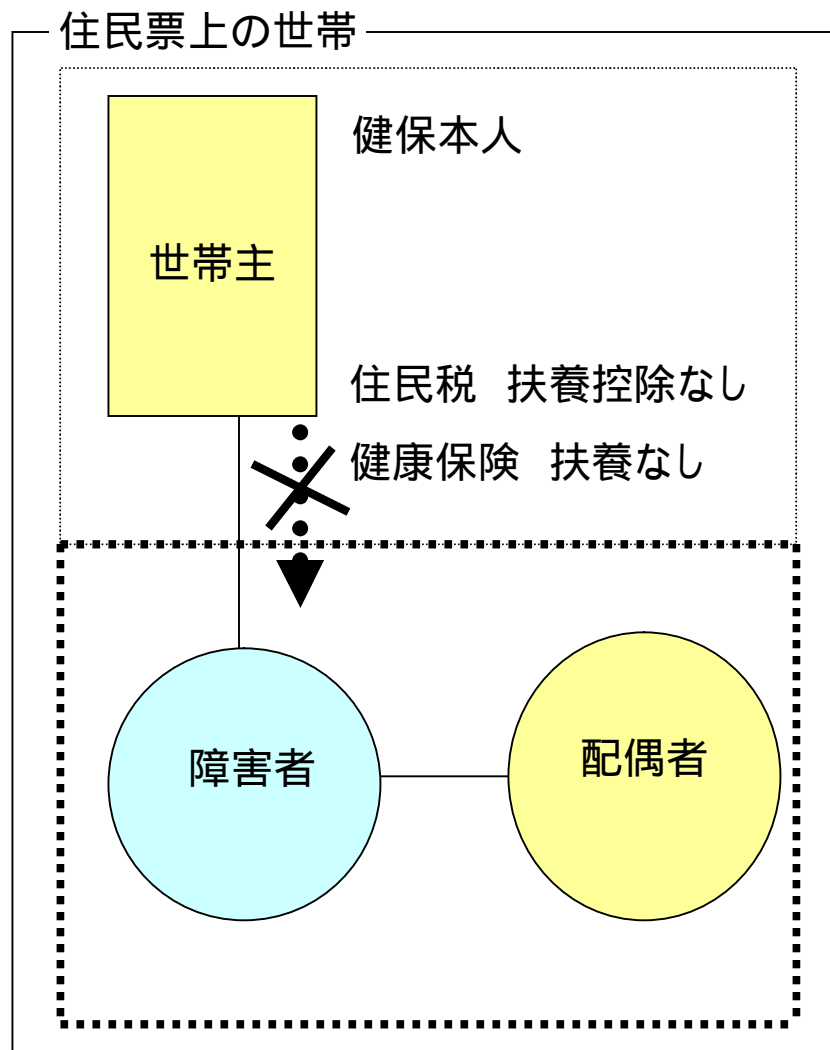
<原則>

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定します。

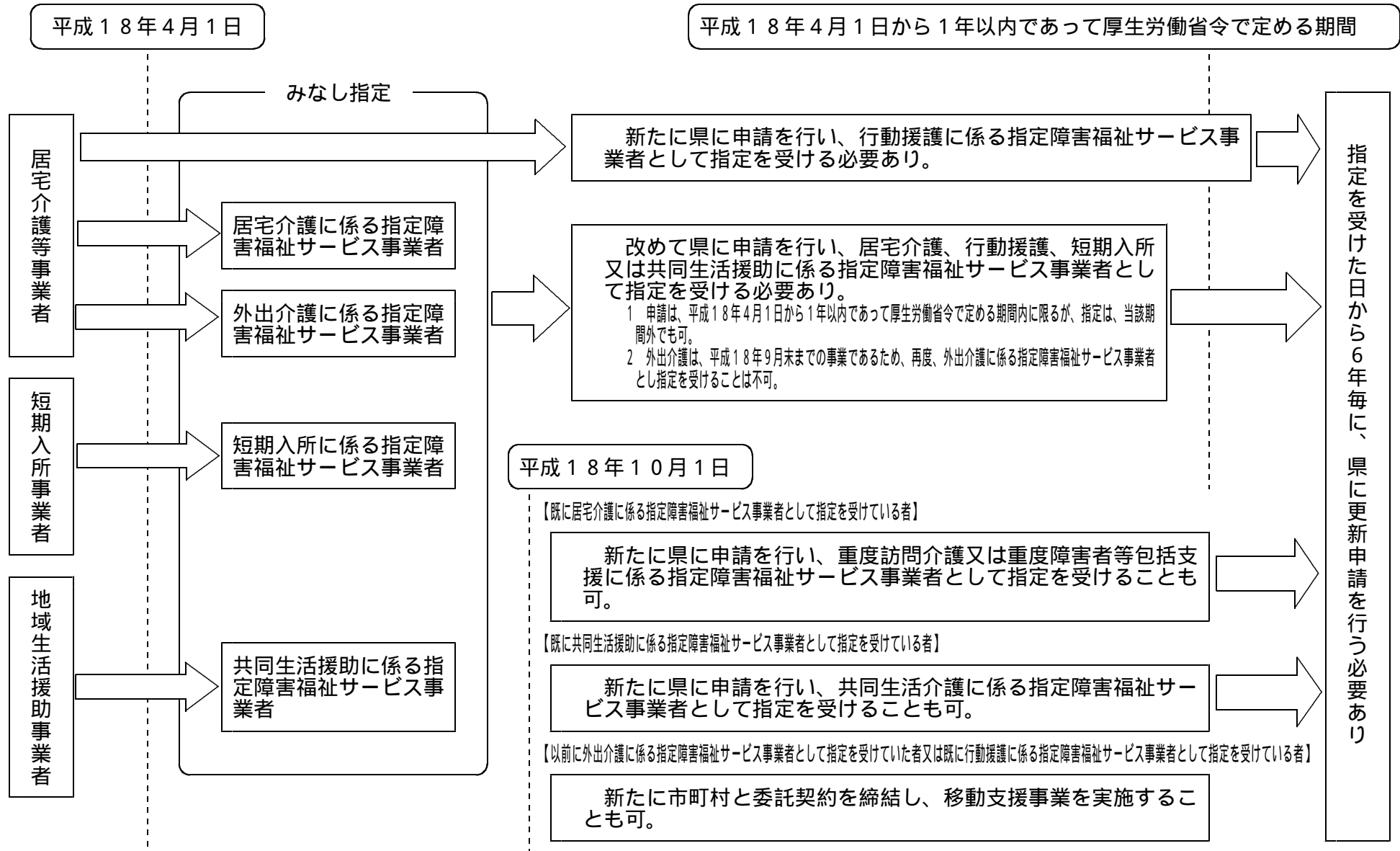
障害者の自立の観点  
点を考えると…

税制や健康保険制度において、同一世帯の  
家族等の扶養となっていない場合

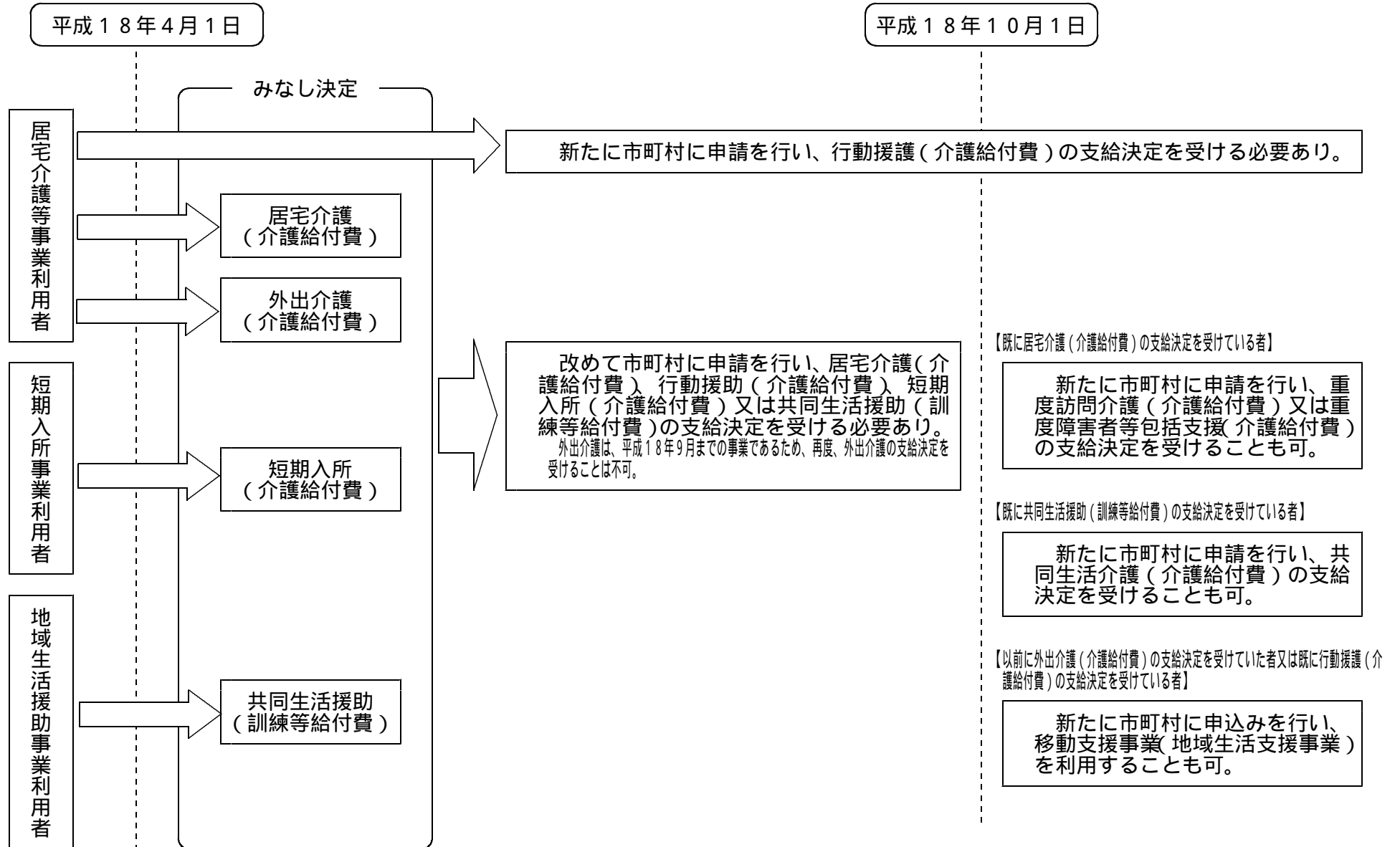
同一世帯に家族等がいても、障害者とその  
配偶者のみの所得とできるようにします。



# 現行の居宅生活支援事業者の取扱いについて



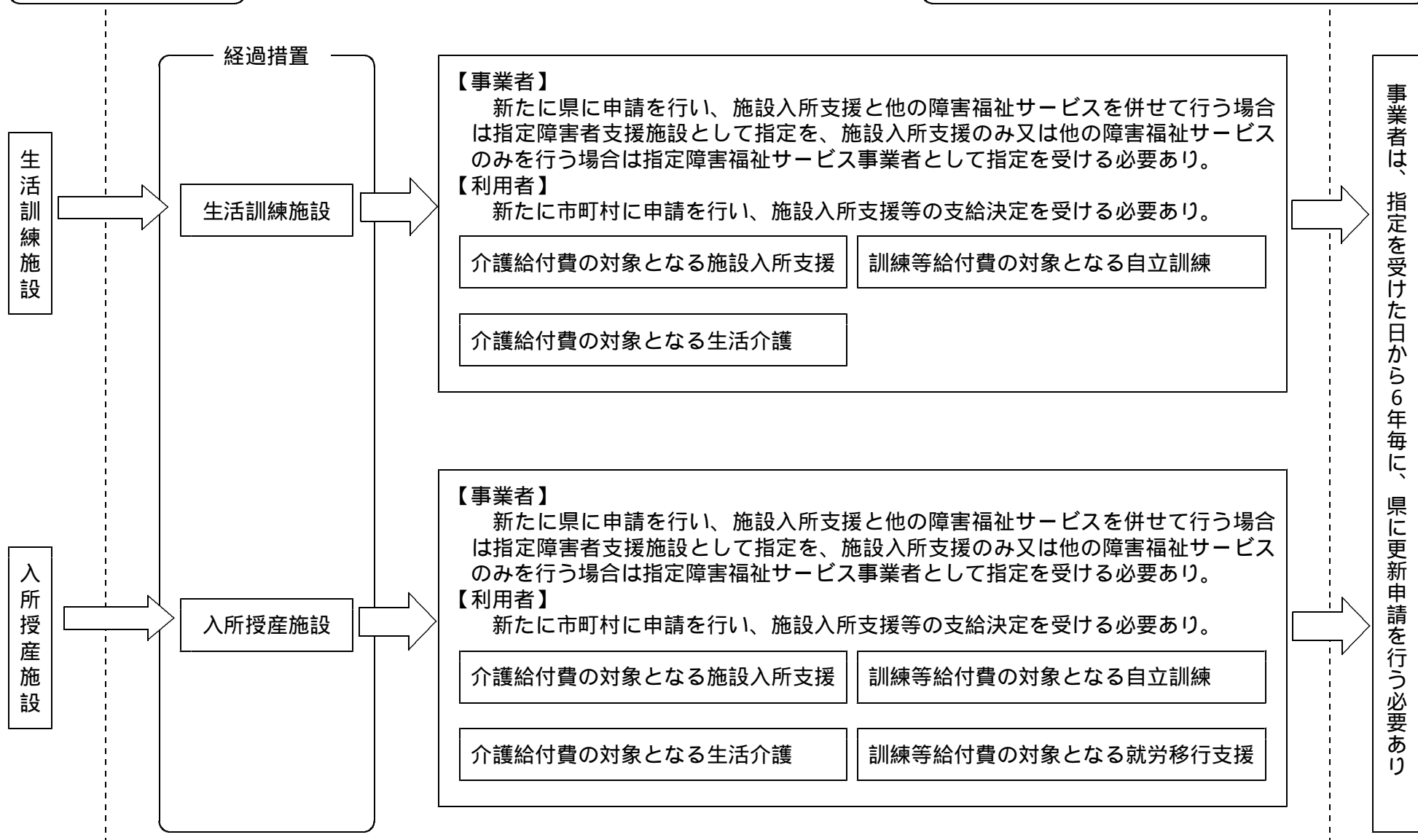
# 現行の居宅生活支援事業利用者の取扱いについて



# 現行の社会復帰施設の取扱いについて

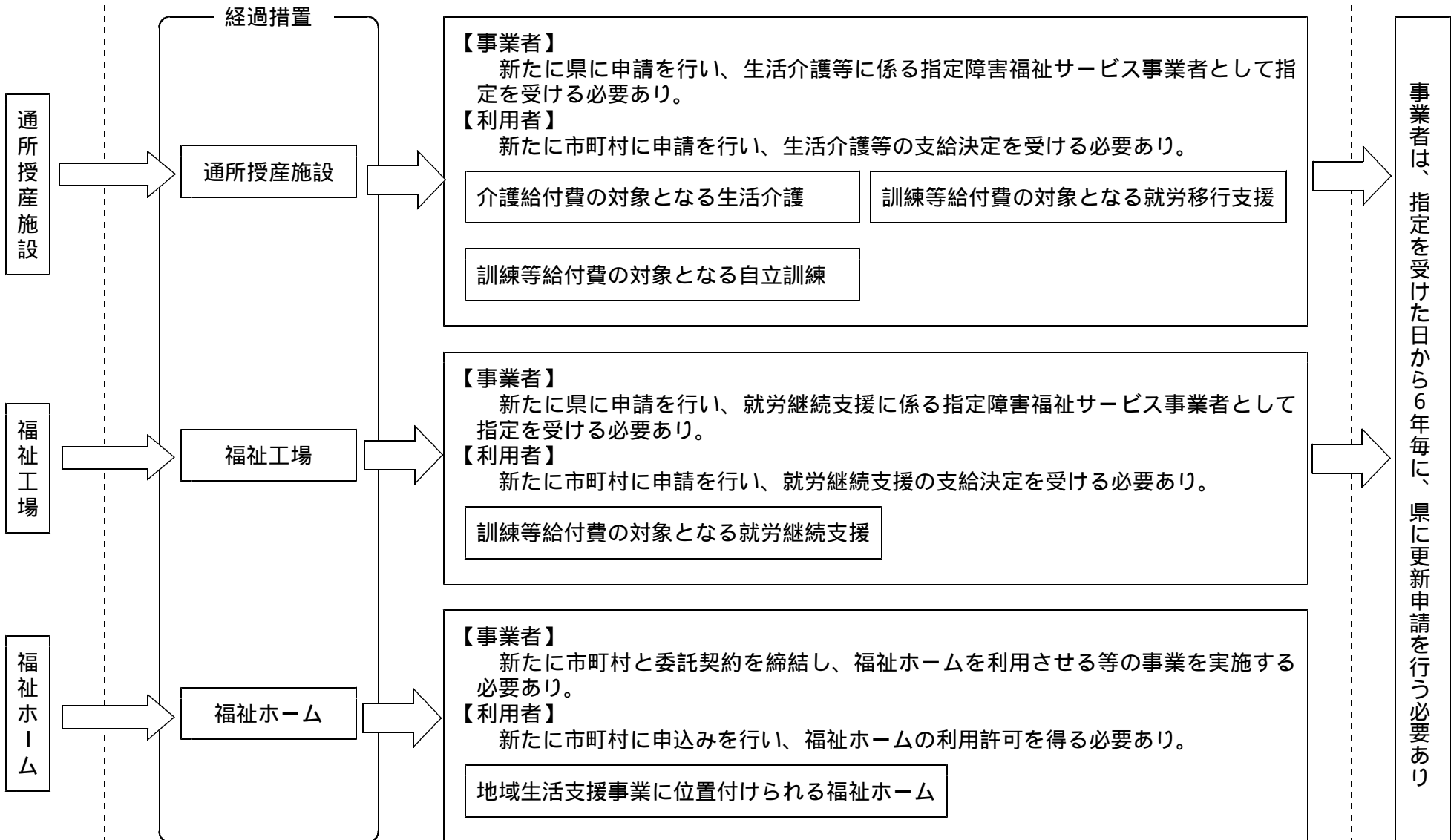
平成18年10月1日

平成24年3月31日までの日で政令で定める日



平成18年10月1日

平成24年3月31日までの日で政令で定める日





平成18年10月1日

平成24年3月31日までの日で政令で定める日

地域生活支援センター

経過措置

地域生活支援センター

【事業者】

新たに市町村と委託契約を締結し、相談支援事業等を実施する必要あり。

【利用者】

新たに市町村に申込みを行い、相談支援事業等の利用許可を得る必要あり。

地域生活支援事業に位置付けられる相談支援事業

地域生活支援事業に位置付けられる地域活動支援センター

【事業者】

新たに県に申請を行い、指定相談支援事業者として指定を受けるとともに、新たに市町村と委託契約を締結し、市町村に支給決定申請があった障害者について面接により心身の状況、置かれている環境等を調査する必要あり。

障害程度区分の認定及び支給要否決定を行うためのアセスメント調査

【事業者】

新たに県に申請を行い、指定相談事業者として指定を受ける必要あり。

【利用者】

新たに市町村に申請を行い、複数の障害福祉サービスに係る支給決定等を受ける必要あり。

サービス利用計画作成費の対象となるサービス利用計画の作成及びモニタリング

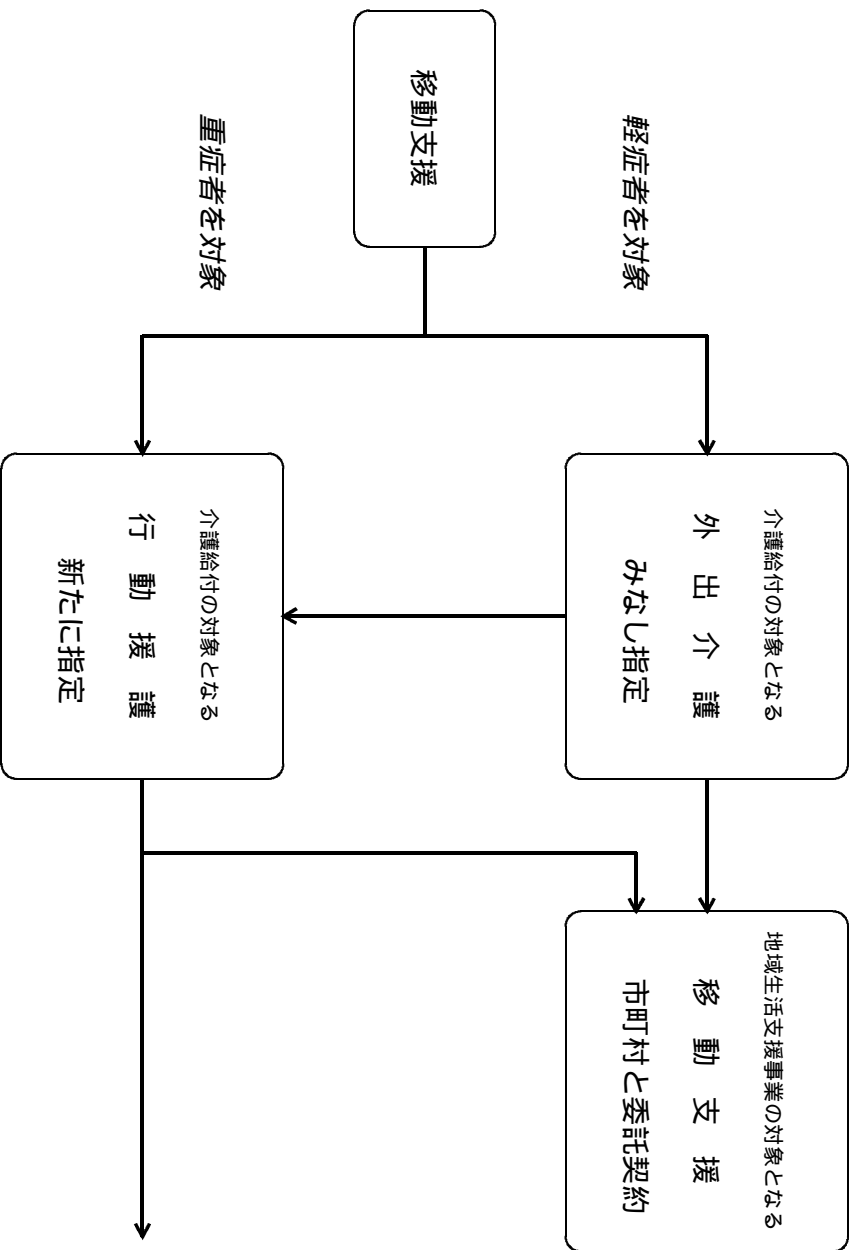
事業者は、指定を受けた日から6年毎に、県に更新申請を行う必要あり

### 現行の移動支援事業者（ホームヘルプ事業）の取扱い

【平成17年4月1日】

【平成18年4月1日】

【平成18年10月1日】



### 相談支援事業者に関する指定・委託の関係

	県の指定	市町村と委託契約
相談支援事業		
地域活動支援センター		
アセスメント調査		
サービス利用計画作成		
モニタリング		

## 利用者負担の見直しに必要な手続き等

(厚生労働省 平成 17 年 10 月 18 日資料抜粋)

### (1) 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について

#### 負担上限額を定める際の所得区分の設定について

所得区分の設定の際に低所得 1 の区分に該当するか否かの判定に当たっては、市町村の事務負担を考慮し、税情報の基本とする。  
さらに、税情報に加えて、税情報では収入額を把握できないが、障害者に対する一般的な制度として給付される収入として、障害年金や、手当等による収入額を加えて判定することとする。

#### 【具体的な区分の算定方法】

18 年 4 月より利用者負担の月額上限額については、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の 4 区分に設定する。

- 生活保護・・・生活保護受給世帯
- 低所得 1・・・市町村民税世帯非課税であって障害者又は障害児の保護者の収入が 80 万円以下である者
- 具体的には以下のとおり
  - ア. 市町村民税世帯非課税であること(注 1)
  - イ. アに該当するものうち、以下の合計額が年間 80 万円以下の者
    - 地方税法上の合計所得金額(注 2)(合計所得金額がマイナスとなる者については、0 と見なして計算する)
    - 障害年金等(注 3)
    - 特別児童扶養手当等(注 4)
- 低所得 2・・・市町村民税世帯非課税であるもののうち、 に該当しないもの
  - 一般・・・市町村民税課税世帯

(注 1) 市町村民税世帯非課税・・・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が障害福祉サービスを受けるときの属する年度(障害福祉サービスを受けるときの属する月が 4 月から 6 月までである場合にあっては、前年度)分の市町村民税(地方税法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯

(注 2) 合計所得金額・・・地方税法 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額

(注 3) 障害年金等・・・障害を事由に支給される公的年金(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由として支給される労災による年金(前払一時金含む。)等) 障害を事由に支給される年金を受給できる者か他の年金を受給できる場合を選択する可能性のある公的年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)の公的年金

(注 4) 特別児童扶養手当等・・・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

## 【手続き等】

障害者の申請により、どの区分に該当するか市町村が認定する。（申請がなければ、基本的に の世帯に該当するものとみなす。）  
現在すでに障害福祉サービスを利用してしている障害者については、区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要。

- ▶ 申請する際に、添付する必要のある書類は下記のとおり。
- 利用者の属する世帯の市町村民税の課税状況等が分かる資料
- 市町村の証明書（利用者の属する世帯全員の市町村民税の課税・非課税（均等割）の状況）
    - 生活保護世帯であれば、福祉事務所の証明書等
  - 利用者の属する世帯の障害年金等、特別児童扶養手当等の受給状況がわかる資料
  - 年金証書の写し、振込通知書の写し
  - 特別児童扶養手当等の証書の写し

世帯の範囲については支給決定を受けた者（障害者又は障害児の保護者）が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。

ただし、20歳未満（18, 19歳）の施設に入所する障害者については、保護者等の当該障害者を監護する者の属する世帯の所得で認定を行う。

ただし、下記の場合は、住民基本台帳上同一世帯であるが、特例的に、障害者及びその配偶者を別世帯とみなす場合の取り扱いを行う。

特例的な取り扱いを認める場合は、障害者及びその配偶者は市町村民税均等割非課税であるが、これ以外に同一の世帯に属する者が市町村民税均等割課税である場合とする。

同一世帯に属する他の者が障害者及びその配偶者を地方税法上、扶養控除の対象としていないこと。

障害者及びその配偶者が同一世帯に属する他の者の健康保険の被扶養者となっていない（当該世帯に属する者が全員国民健康保険の加入者である場合を含む。）こと。

月額負担上限額については、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外の者については年1回、支給決定月に直前に把握した所得状況に基づき月額負担上限額を認定する。

## 個別減免の収入、資産等の認定について

### (グループホーム入所者、施設入所者対象)

グループホーム、施設入所者に対する定率負担の個別減免の認定にあたっては、入所者本人の収入等の状況を把握すればよいこと、人数が一定程度限られていることから、実際の収入状況を基本に、認定を行うこととする。

#### 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額、資産を市町村が認定する。(申請がなければ、個別減免は行わない。)

このため、現在すでにグループホームに入居、施設入所している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

#### 【個別減免の対象者】

市町村民税世帯非課税である者(低所得1,2)のうち、障害者本人名義の一定の資産を有していない場合には、個別減免の対象とする。具体的な基準は以下の通り。

個別減免については、障害者本人の収入、資産等の状況のみで簡易に負担能力を判断できることを要件とするため、住民票が入所(入居)前の世帯に残っている場合は、個別減免の対象としない。

- 1 下記ア～ウの要件をすべて満たすこと。
  - ア) 本人名義の預貯金等(障害者等の利子非課税(マル優)の対象となる預貯金、国債等)が350万円以下であること(2の資産を除く)。
    - ・マル優の対象となる預貯金等であるか、又は実際に預貯金の残高が350万円以下であること。
  - イ) 以下の不動産を除き、本人名義の不動産を有さないこと。
    - ・現に配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住している不動産(土地、建物)
    - ・資産価値が低いことにより現実的に処分が困難であると市町村が判断した不動産
  - (例) 負債の額が不動産の評価額を上回る場合
  - ウ) その他、社会通念上、個別減免の対象とするには不適切と考えられる資産を保有していないと市町村が判断すること。
    - (不適切と考えられる例)
      - ・高価な貴金属を身につけている場合
      - ・高額な株券を保有していることが明らかである場合
- 2 下記の場合には、資産を利用できる状態となった際に、負担能力を認定することが適当であるため、個別減免の対象外となるような資産を保有しているとみなさず、実際に資産を利用できる状態となった場合に収入認定する。
  - ア) 将来、現金化された際に収入認定することが可能である保険商品や個人年金等の一定期間 は利用できない状態にある資産
    - ・生命保険料控除、個人年金保険料控除の対象となつている個人年金等
  - ア) 親等が障害者を受益者として設定する信託財産
    - ・特定贈与信託や他益信託で一定期間解約できないなどの要件を備えたもの

【減免後の額を計算する際の収入の種類ごとの負担額】

減免後の負担額を算定するにあたっては、下記のア、イの通り、収入の種類に応じて負担額を算定し、その合計額を減免後の額とする。

一月あたりの負担額については、下記イ及びの収入の種類ごとに、障害福祉サービスを受ける日の属する前年（障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年）の収入の合計額を12で除した額をもとに算出する（年間の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として市町村が認める額とする。）

その際、ウの障害福祉サービスを受ける日の属する前年（障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年）にかかる必要経費を12で除した額をイの から控除した額をもとに負担額を算定すること。（ウの額がイ の額を超える場合には、当該超えた額をイ から控除する）

ア）負担を取らない収入  
特定目的収入・・・ 国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの

・地方公共団体又はその長から家賃補助として支給される手当として、実際の家賃額を超えない額

グリーフホームに入所することによって、特に必要となる家賃等に充てることを想定して地方自治体が給付している趣旨を考慮し、家賃額までは、利用者負担の負担に充てることのできる収入に含まない。

・地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当

・児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭

・生活保護法において収入として認定されないこととされている収入（下記イにおいて明記されているものを除く）等

イ）負担を取る収入（アを除く収入）  
稼得等収入・・・ 就労により得た収入又は国により稼得能力の補填として給付される収入

・工賃等の就労収入

・障害年金等（低所得1の判定の際に年間80万円以下の収入として算定する公的年金の範囲と同様の範囲。）

・特別障害者手当等（低所得1の判定の際に年間80万円以下の収入として算定する範囲と同様の範囲。ただし、特別児童扶養手当は本人に支給されないため、含まない。）

・その他地方公共団体が支給するものうち、公的年金に相当するものとして市町村が判断するもの等

その他の収入・・・ イ 以外（アを除く）のすべての収入

・不動産等による家賃収入

・地方公共団体から支給される手当（ に該当しない福祉手当等。生活保護法において収入として認定されない部分を除く。）

・親等からの仕送り 等

ウ）必要経費とするもの

・租税の課税額

・社会保険料（65歳以上の施設入所者（療護施設入所者除く）については、介護保険料を除く。）

### 【個別減免の収入の種類ごとの負担額】

個別減免の対象者の負担額は、下記の計算方法により、算定する。

【収入の種類ごとの負担額】に記載された収入のイの収入のうち、66,667円(年収80万円を12で割った額)まで(イの収入が66,667円に満たない場合は、不足分に、イの収入を充てる)・・・全額控除(定率負担なし)

66,667円を超える分については、収入の種類に応じて負担額を設定

A) 上記イ) 稼得等収入

・グループホーム入居者・・・3,000円控除の上、66,667円を超える収入額の15%を、また、109,667円(注)を超えた収入額以降は50%を負担。

・施設入所者

(その他生活費の額が2.5万円である者)・・・3,000円控除の上、66,667円を超える収入額の50%を負担。

(その他生活費の額が2.8万円又は3.0万円の者)66,667円を超える収入の50%を負担。

その他生活費の額(補足給付の算定の際に用いる額)

- ・20歳～59歳で障害基礎年金2級受給者 2.5万円
- ・障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円
- ・65歳以上(身体障害者療護施設入所者除く) 3.0万円

(注)109,667円は、66,667円に3,000円40,000円を足したもの。

施設入所者、グループホーム入居者の平均的な工賃収入が40,000円であり、40,000円の収入があれば、平均的なグループホームの利用料6,000円を払ってもらえるように15%を設定。

就労収入については、特に他の収入と比較して低い負担額となるよう、上記の設定をしているが、平均的な工賃収入以上ある方については、負担能力があるものと考え、それ以降を50%の負担額としている。

このため、66,667円(全額控除額)+3,000円(工賃控除額)+40,000円(平均的な工賃額)=109,667円を超える額は50%負担となる。

B) 上記イ) その他の収入 50%を負担。(で全額控除の対象となった収入除く)

上記 A、B の収入の種類ごとに計算した負担額の合計額を個別減免を講じた後の定率負担額とする。(合計した後に、1円未満切り捨て)

例)グループホーム入居者、年金2級(66,208円)受給、工賃収入20,000円、仕送り10,000円、国保保険料1,000円の場合

仕送り収入 10,000 - 1,000 (国保保険料) = 9,000円

66,667円までの収入・・・全額控除

66,667円(年金66,208円+工賃459円)まで全額控除 全額控除に充てる場合は、稼得等収入を優先して充てる。)

3千円控除の上、15%の負担となるもの 20,000-459 = 19,541

(19,541 - 3,000) × 0.15 = 2,481.1

仕送り収入による負担 9,000 × 0.5 = 4,500

計 2,481.1 + 4,500 = 6,981.1 = 6,981円 (1円未満切り捨て)

個別減免後の定率負担額・・・6,981円

### 【添付書類等】

障害者が申請する際に添付する必要がある書類は以下のとおり。

<資産の状況がわかる書類>

- 保有する預貯金等の額が350万円未満であることが分かる資料
- 年金等が振り込まれる本人が主に利用している通帳、預貯金額が最も多い通帳の写し
- ・ワリ優の非課税の証明書（非課税貯蓄申込書）
- ・その他申告の内容により必要と認められる書類（例えば、国債等を保有していることを申告した場合の国債等の写しなど）
- 居住用以外の不動産を保有していないことが分かる資料
- ・本人が居住する市町村における証明書（固定資産税）
- ・本人名義の固定資産がある場合は、配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住していることが分かるもの（住民票）
- その他市町村が必要と認める資料

<収入の状況がわかる書類>

- 本人の収入額が分かるもの
- ・年金証書、振込通知書、手当の証書等
- ・工賃等の就労収入額の証明書（通所している先の事業所等の証明）
- ・源泉徴収票
- ・市町村の課税・非課税証明書
- ・市町村が支給する家賃補助、手当等の額が分かる書類
- ・その他申告の内容により必要と認められる書類
- 必要経費の額が分かるもの
- ・市町村の課税・非課税証明書
- ・国民健康保険の保険料等を納付した証明書等
- ・その他
- ・グループホームの家賃額（事業者の証明書）

原則として、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されていればよいこととする。

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村が判断した場合等については、必要に応じて調査を行う。



## 補足給付の認定について

施設入所者の低所得者にかかる食費・光熱水費の実費負担を軽減するため、補足給付（18年4月から9月までの間は身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく特定入所者食費等給付費、平成18年10月以降は障害者について、特定障害者特別給付費、障害児については、特定入所障害児食費等給付費）を支給する。

補足給付を支給するに当たっては、20歳以上の入所者については、個別減免の定率負担額を支払った後に、手元に一定額が残るよう、補足給付を支給する。また、20歳未満の入所者については、地域で子どもを養育するために通常要する程度の負担となるように補足給付を支給する。

（1）20歳以上の入所者

### 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額を市町村が認定する。（個別減免や月額負担上限額の認定の申請と併せて行う。）

このため、現在すでに入所している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

【補足給付の対象者】・・・生活保護、低所得1、低所得2の者  
【具体的な認定方法】

補足給付の算定に係る収入額については、個別減免における収入と基本的  
に同じ考え方とする（個別減免においては、3種類に分類していた収入を2  
種類に分類する点以外は基本的に同じ）。

ア) 負担を取らない収入  
特定目的収入・・・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給される  
もの

地方公共団体又はその長から家賃補助等の施設に入所することによって係る費用につ  
いて補助するものについては、すでに補足給付により施設に入所することによりかかる食  
費・光熱水費等について公費が給付されているため、グループホームとは異なり、特定  
目的収入としない。

イ) 負担を取る収入（ア）を除く収入）（個別減免と異なり、稼得等収入とその他収  
入の区別はなし）

ウ) 必要経費とするもの

- ・ 所得税等の租税の課税額
- ・ 社会保険料（65歳以上の施設入所者（療護施設入所者除く）については、介護保  
険料を除く。）

### 【具体的な計算方法】

補足給付については、日額として額を確定する。

算定手順としては、月収を元に算定した月額額の補足給付を30.4で除し  
て日額を算定（1円未満切り上げ）する。

上記イ)からウ)を控除した額を12で除して得た額(以下、認定収入額という。)が66,667円以下の場合

負担限度額(月額) = 認定収入額 - その他生活費の額

その他生活費の額(補足給付の算定の際に用いる額)

- ・ 20歳～59歳で障害基礎年金2級受給者 2.5万円
- ・ 障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円
- ・ 65歳以上(身体障害者療護施設入所者除く) 3.0万円

補足給付額(月額) = 58,000円\* - 負担限度額(月額)

補足給付額(日額) = 補足給付額(月額) ÷ 30.4(1円未満切り上げ)

ただし、補足給付額(月額)が36,000円を超える場合には、36,000円とする。

また、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。

認定収入額が66,667円を超える場合

負担限度額(月額) = (66,667円 - その他生活費) + (認定収入額 - 66,667円)

×0.5

補足給付額(月額) = 58,000\* - 負担限度額(月額)

補足給付額(日額) = 補足給付額(月額) ÷ 30.4(1円未満切り上げ)

実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。

補足給付については、負担限度額と58,000円の差額を補足給付額として確定し、施設において実際に要した費用が58,000円を下回った場合について、補足給付額を減額する取り扱いは取らない。ただし、実際に要した費用以上に補足給付を支払うことがないよう、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用まで減額して支払うこととする。

食費等にかかる実費負担額として、補足給付額を算定する際に計算した負担限度額以上、実費等負担にかかる費用を事業者が利用者から徴収していた場合は、補足給付は支給しないこととする。

これは、食費等の実費負担について、低所得者から負担限度額を超える額の負担を求めないこととする補足給付を設けた趣旨を無にするものであるため、限度額を超えて徴収することを認めないこととするために設けるものである。

事業者には、あらかじめ、食費、光熱水費にかかる実費負担として利用者から徴収する額(補足給付額と実際に実費として徴収する額)を契約書に明示することを義務付け、市町村は事業者から提出された契約書により、事業者が利用者より徴収している負担額について確認することとする。

\* 58,000円については、補足給付を支給する基準額として暫定的に設定しているが、今後、経営実態調査等の実績を踏まえ、変更する可能性がある。

例) 5 5 歳、年金 2 級 (66,208 円) 受給、工賃収入 20,000 円、仕送り 10,000 円、国保  
 保険料 1,000 円  
 $\text{認定収入額} = 66,208 + 20,000 + 10,000 - 1,000 = 95,208$   
 $\text{負担上限額} = 66,667 - 25,000 + (95,208 - 66,667) \times 0.5 = 41,667 + 14,270.5 = 55,937.5$   
 $\text{補足給付額 (月額)} = 58,000 - 55,937.5 = 2,062.5$   
 $\text{補足給付額 (日額)} = 2,062.5 \div 30.4 = 67.8 = 68$  (1 円未満切り上げ)

### 【添付書類】

< 収入の状況がわかる書類 >

( 個別減免の添付書類で足りる場合はそれにより確認 )

本人の収入額が分かるもの

- ・ 年金証書、振込通知書、手当の証書等
- ・ 工賃等の就労収入額の証明書 ( 通所している先の事業所等の証明 )
- ・ 源泉徴収票
- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ その他申告の内容により必要と認められる書類
- 必要経費の額が分かるもの
- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

## ( 2 ) 2 0 歳未満の入所者

### 【手続き等】

障害者又は障害児の保護者 ( 以下「障害者等」という。 ) の申請により、月額負担上限額の所得区分に応じて、市町村が認定する。

このため、現在すでに入所している障害者等については、申請を出すように周知することが必要。

なお、18, 19 歳の障害者については、民法上、保護者に障害者を監護する義務があるため、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して、決定する。

### 【具体的な認定方法】

月額負担上限額の区分に応じて下記の額を給付。(ただし、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。)

#### 生活保護世帯

補足給付額 ( 月額 ) = 25,000 円 ( その他生活費 ) + 15,000 円 ( 定率負担相当額 ) + 58,000 円 - 50,000 円 ( 地域で子どもを養育するのに通常要する費用 ) = 48,000 円  
 補足給付額 ( 日額 ) = 48,000 ÷ 30.4 = 1,578.9 = 1,579 円 ( 1 円未満切り上げ )  
 低所得<sup>1</sup>  
 補足給付額 ( 月額 ) = 25,000 円 ( その他生活費 ) + 15,000 円 ( 定率負担相当額 ) + 58,000 円 - 50,000 円 ( 地域で子どもを養育するのに通常要する費用 ) = 48,000 円  
 補足給付額 ( 日額 ) = 48,000 ÷ 30.4 = 1,578.9 = 1,579 円 ( 1 円未満切り上げ )

## 低所得 2

補足給付額（月額） = 25,000 円（その他生活費） + 15,000 円<sup>\*\*</sup>（定率負担相当額） + 58,000 円 -

50,000 円（地域で子どもを養育するのに通常要する費用） = 48,000 円

補足給付額（日額） = 48,000 ÷ 30.4 = 1,578.9 = 1,579 円（1 円未満切り上げ）

## 一般世帯

補足給付額（月額） = 25,000 円<sup>\*</sup> + 定率負担額<sup>\*\*\*</sup> + 58,000 円 - 79,000 円（地域で子どもを養育するの通常要する費用（所得階層ごと））

補足給付額（日額） = 補足給付額（月額） ÷ 30.4（1 円未満切り上げ）

\* 18 歳未満の場合は、教育費相当分として、25,000 円に 9,000 円加算し、34,000 円とする。

\*\* 生保及び低所得 1、2 の定率負担相当額は実際の負担額にかかわらず 15,000 円とする。（当該定率負担相当額については、補足給付の計算の際に用いる数字であり、定率負担額として計算する際には、単価の 1 割を算定する。（上限額を超える場合は、上限額）

\*\*\* 定率負担額については、当該利用者に係る単価 / 日 × 30.4 × 0.1 により算出

18 年 4 月より利用者負担が見直される 20 歳未満の者で、施設訓練等支援費を支給され、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設に入所する者については、報酬単価を日額化する見直しと併せ、補足給付額については、20 歳以上と同様に、月額で算出した上で、その額を 30.4 で除して得た額を日額（1 円未満切り上げ）とする。

ただし、児童福祉施設に入所する場合には、児童福祉施設の契約制度の導入、利用者負担の見直しは、18 年 10 月から実施されることとなるため、上記の補足給付額の支給等についても 18 年 10 月から実施する。その際の報酬単価の見直しと併せ、補足給付額の月額・日額化についても併せて決定することとする。

なお、児童福祉施設の給付の決定については、都道府県が行うため、補足給付額、月額負担上限額の決定等の事務についても、都道府県において行うこととなる。

## (2)生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について

### <考え方>

利用者負担の見直しにより、障害福祉サービスを利用する者が生活保護の受給の対象者となる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで利用料を減額することとする。

また、受給対象者施設に入所する障害者が、食費等実費負担が重いことにより、生活保護受給対象者となる場合については、定率負担にあわせ、食費等実費負担についても、一定額まで軽減することとする。

### <軽減の方法>

#### 定率負担の軽減措置(居宅・施設共通)

障害福祉サービスの定率負担を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額を下げます。

負担上限額 40,200円 24,600円 15,000円 0円

#### 施設入所者の食費負担軽減措置

### (20歳以上)

定率負担の利用者負担を0円まで減免しても生活保護対象者となる場合は、生活保護の適用対象にならなくなる範囲まで食費等を軽減する。

軽減する範囲については、36,000円(月額)を上限とし、生活保護の受給対象とならなくなるまで補足給付を支給。

なお、生活保護の対象者については、収入額にかかわらず、36,000円(月額)を支給する。

	生保世帯	低所得世帯			一般世帯			
定率負担	0	24,600	15,000	0	40,200	24,600	15,000	0
実費負担	22,000	58,000～22,000(生保適用対象でなくなるまで減免)						
補足給付	36,000	36,000～1						

### (20歳未満)

一般世帯において、定率負担の利用者負担を0円まで減免しても生活保護対象者となる場合は、低所得者世帯とみなして、補足給付を支給。

すでに低所得者世帯の補足給付を支給されている場合は、どこで暮らしているにもかかわらず費用の負担を求める考え方から、それ以上の補足給付の特例措置は講じないこととする。

生活保護の対象者については、低所得者世帯と同様の実費負担を求めるところとする。

定率負担を 19,000 円(月額)とした場合

	生保世帯	低所得世帯*	一般世帯					
定率負担	0	24,600	15,000	0	40,200	24,600	15,000	0
実費負担	10,000 (1,000)	10,000 (1,000)			35,000 (26,000)	10,000 (1,000)		
補足給付	48,000 (57,000)	48,000 (57,000)			23,000 (32,000)	48,000 (57,000)		

( )内は 18歳未満の場合

\*低所得者世帯については、補足給付の特例措置は行われない。

### < 手続き >

福祉事務所において、生活保護の申請をした者について、

定率負担のみ軽減すれば生活保護の対象者とならない場合

保護の却下を行うとともに、却下通知書に定率負担を 24,600 円または 15,000 円または 0 円とすることを記載する。

利用者は保護の却下通知書を添えて、市町村に定率負担の減免の申請を行う。

市町村においては、申請を受けた場合は、定率負担の減免措置を講ずる。なお、申請された日の属する月の初日にさかのぼって、当該上限額を適用し、次の定期月額負担上限額の見直し(年に 1 回の支給決定の見直し)が行われるまで適用する。

に加え、食費負担を減免すれば生活保護の対象者とならない場合

保護の却下を行うとともに、却下通知書に、下記事項を記載する。

- ・ 特例補足給付対象者であること

- ・ 生活保護において認定した収入額、その者に適用される生活保護の最低生活費の額利用者は保護の却下申請書を添えて、市町村に定率負担の減免及び補足給付の特例額の申請を行う。

市町村においては、保護の却下申請通知書に記載された情報を元に、特例補足給付の額を決定する。

なお、申請された日の属する月の初日にさかのぼって、当該補足給付の額を適用し、次の定期月額負担上限額の見直し(年に 1 回の支給決定の見直し)が行われるまで適用する。

### (3) 高額障害福祉サービス費について

#### < 合算の対象とする費用 >

同一世帯に属するものが同一月に受けたサービスによりかかる下記の利用者負担額と ~ のいずれかの利用者負担額を合算する。

障害者自立支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）に係る定率負担額

身体障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額（18年4月～9月まで）  
知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額（18年4月～9月まで）  
児童福祉法に基づく障害児施設給付費（高額障害児施設給付費として償還された費用を除く。）（18年10月以降）

介護保険の利用者負担額（高額介護サービス費により償還された費用を除く。）ただし、当該者が、障害福祉サービスに基づく介護給付等を受けた者である場合に限る。

～ につき、

ア) 通所施設利用者、ホームヘルプ利用者に係る社会福祉法人減免

イ) 災害等による利用者負担減免

が講じられた場合は、講じた後の利用者負担額を合算する。

障害者自立支援法のサービスを利用していない利用者については、（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づくサービスの利用者）それぞれ、各法の規定に基づき按分した額を償還する。

#### < 支給額 >

一人当たりの負担上限額が、償還基準額を超えた世帯合算負担額（上記～を合算したものを）を個人の負担額の割合で按分した額となるよう、高額障害福祉サービス費を支払う。

（償還基準額）

低所得1・・・15,000円

低所得2・・・24,600円

一般世帯・・・40,200円

（階層については、月額負担上限額と同じ。生活保護減免により、月額負担上限額が下がった者については、当該額）

・ 1人当たりの負担上限額 = 償還基準額 ×

利用者負担額（1人当たり） / 利用者負担全体合算額

・ 1人当たり的高額障害福祉サービス費 =

利用者負担額（1人当たり） - 1人当たり負担上限額

利用者ごとに按分した場合の端数の割り振り方については、現在検討中。

低所得1については、15,000円が個人としての負担上限額であるため、上記の計算額が15,000円を超える場合には、15,000円となるよう高額障害福祉サービス費を支払う。（事例3参照）

世帯の特例の取り扱いを取った場合は特例による世帯で高額障害福祉サービス費を算定する。ただし、介護保険の利用者負担額の合計額（高額介護サービス費による償還後の負担額の合計額）が高額障害福祉サービス費の償還基準額を超えるときは、介護保険の利用者負担額のうち、高額障害福祉サービス費の償還基準額までを合算の対象とする。（事例4、5参照）

### < 事例 >

#### 事例 1 介護保険と障害サービスとの合算（単身世帯）

【単身世帯のAさんが低所得2に該当する場合】

Aさんの利用者負担額 介護保険 35,000円 障害福祉サービス 24,600円  
 介護保険の負担額は、高額介護サービス費により 15,400円（35,000 - 24,600 = 10,400）は償還されるため、介護保険の合算の対象となる額は、24,600円  
 $49,200（= 24,600 \times 2） - 24,600 = 24,600$ 円（高額障害福祉サービス費の額）

#### 事例 2 同一世帯における合算

【Aさん、Bさん、Cさんと低所得2に該当する場合】

Aさん（利用者負担額） 介護保険 35,000円 障害福祉サービス 24,600円  
 Bさん（利用者負担額） 介護保険 15,000円  
 Cさん（利用者負担額） 施設訓練等支援費 24,600円

介護保険の利用による負担額は、高額介護サービス費により下記の額となる

Aさん 24,600 × 35,000円 / (35,000 + 15,000) = 17,220円  
 実際にAさんが負担する介護保険の利用者負担額  
 Bさん 24,600 × 15,000円 / (35,000 + 15,000) = 7,380円

実際にBさんが負担する介護保険の利用者負担額

Bさんは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。

このため、

Aさんの介護保険の利用者負担（17,220円）障害福祉サービスの利用者負担（24,600円）  
 円）Cさんの施設訓練等支援費の利用者負担（24,600円）  
 を合算し、Aさん、Cさんの負担を合わせて24,600円となるよう割り振って高額費を支給。

A 24,600 × (17,220 + 24,600) / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 15,488  
 Aさんの合算後の利用者負担額  
 41,820 (= 17,220 + 24,600) - 15,488 = 26,332 Aさんに支給される高額障害福祉サービス費（自立支援法）  
 C 24,600 × 24,600 / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 9,111  
 Cさんの合算後の利用者負担額

24,600 - 9,111 = 15,489 Cさんに支給される高額施設訓練等支援費（身障法又は知障法）  
 利用者負担額としては、合算して計算するが、償還する場合には、それぞれ支給決定を受けた法律に基づき給付により償還する。

#### 事例 3 同一世帯における合算

【世帯では低所得2に属するが、Aさん、Cさん単独でみると低所得1の場合】

Aさん（利用者負担額） 介護保険 35,000円 障害福祉サービス 15,000円  
 Bさん（利用者負担額） 介護保険 20,000円  
 Cさん（利用者負担額） 施設訓練等支援費 15,000円



介護保険の利用による負担額は、高額介護サービス費により下記の額となる

$$A \quad 24,600 \times 35,000 \text{ 円} / (35,000 + 20,000) = 15,654 \text{ 円} \quad 15,000 \text{ 円}$$

$$B \quad 24,600 \times 20,000 \text{ 円} / (35,000 + 20,000) = 8,945 \text{ 円}$$

Bさんは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。

このため、

Aさんの介護保険の利用者負担額（15,000円） 障害福祉サービスの利用者負担額（15,000円） Cさんの施設訓練等支援費の利用者負担額（15,000円）

を合算し、AさんとCさんの負担を合わせて24,600円となるよう割り振って高額費を支給。

$$A \quad 24,600 \times (15,000 + 15,000) / (15,000 + 15,000 + 15,000)$$

$$= 16,399 \quad 15,000 \text{ (負担額)}$$

$$30,000 (= 15,000 + 15,000) - 15,000 = 15,000 \text{ (高額障害福祉サービス費。自立支援法)}$$

$$C \quad 24,600 \times 15,000 / (15,000 + 15,000 + 15,000) = 8,199 \text{ (負担額)}$$

$$15,000 - 8,199 = 6,801 \text{ (高額施設訓練等支援費。身障法又は知障法)}$$

利用者負担額としては、合算して計算するが、償還する場合には、それぞれ支給決定を受けた法律に基づき給付により償還する。

## (4) 社会福祉法人減免について

### 【基本的考え方】

社会福祉法人については、低所得者も福祉サービスを利用できるようにすることを目的とする公共性の高い法人として制度上位置づけられているものであり、このため、社会福祉法人が利用料を自ら負担することで、利用者負担を減免することができるものとする。

その際、激変緩和の観点から、一定の範囲の者に対する利用料減免措置については、経過的に、特に公費による助成を行うことによりその実施を促進する。

### 【公費負担による減免対象】

#### 減免対象

下記サービスを利用する場合の一の事業者（社会福祉法人又は市町村、都道府県が実施する社会福祉事業体（以下「社会福祉法人等」という。）に係る一月の利用額のうち、月額負担上限額の半額を超える額を減免

低所得 1・・・7,500円を超える額

低所得 2・・・12,300円（ については、7,500円）を超える額

在宅で生活をする者のうち、通所施設、デイサービス（障害者デイサービス、児童デイサービス）を利用する場合の定率負担分

20歳未満の施設入所者の定率負担分

ホームヘルプ等（居宅介護、行動援護、外出介護）の定率負担分

食費等実費負担については、低所得者に対する配慮措置を講じていることから、減免の対象としない。  
18年10月以降の対象とするサービスについては、引き続き検討。

### 【公費負担による減免対象となる低所得者】

低所得者 1, 2の者のうち、申請者（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者（以下「申請者等」という。）が一定の不動産以外の不動産\*を有さず（個別減免の基準と同様）申請者等の収入及び預貯金等の額が基準額以下の者

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
（収入基準額）	150万円	200万円	250万円
（預貯金等額）	350万円	450万円	550万円

収入基準額については、世帯人数が一人増えるごとに50万円加算、預貯金額等については、100万円加算

### （対象者の認定方法）

減免対象者であることを利用者が必要書類を添付して申請する。ただし、実際の申請を行う場合には、事業者がとりまとめて、市町村に申請書を提出することも認める。

市町村において対象者である認定を行った場合は、社会福祉法人減免の公費助成対象者である旨を受給者証に記載する。

在宅で暮らす者について、収入や資産額を認定するものであるため、多様な生活実態があることを踏まえ、市町村の事務の簡素化の観点等から、申請者の属する世帯の主たる生計維持者\*の収入額及び障害者の受ける年金額、資産を  
確認することで、当該世帯における収入額、資産額を確認したものとみなす。  
\*主たる生計維持者は世帯でもっとも収入額の多い者とするが、住民票の世帯主等を収入の多い者としてみなすことができることとする。

#### 認定方法

・申請者及び主たる生計維持者の収入額並びに障害年金の額の合計額が基準額以下であること。

申請者及び主たる生計維持者の収入額を確認できるもの（給与の証明書、事業収入がわかる資料）及び年金証書、年金振り込み通知書の写しを申請書に添付。

・預貯金額が一定額以下であること、一定の固定資産を有していないこと。

申請者及び主たる生計維持者の主たる収入を管理する通帳の写し、居住用以外の固定資産を有していないこと証明できるもの（固定資産税の写し、住民票の写し等）

#### 【社会福祉法人等に対する公費助成】

減免額のうち、法人が本来徴収すべき利用者負担額の5%までは2分の1、5%を超える部分については4分の3を公費助成の対象とする方向で関係省庁と調整中。

#### 【社会福祉法人減免の対象となる法人について】

社会福祉法人等を原則とする。

なお、市町村が、当該市町村が属する地域（都道府県障害福祉計画における都道府県が定める区域）において特定のサービスを提供する社会福祉法人等がないと認めた場合は、当該地域で特定のサービスを利用する利用者が軽減措置を受けられないため、例外的に社会福祉法人等以外の法人も対象とする。

社会福祉法人減免を行う法人は都道府県知事に届け出るものとする。

#### 【高額障害福祉サービス費及び月額負担上限額の関係について】

高額障害福祉サービス費については、社会福祉法人減免を適用後の利用者負担額をもとに算定すること。

月額負担上限額の算定についても、各事業者ごとに講じられた社会福祉法人減免を適用した後の利用者負担額をもとに行うこと。



# 障害福祉サービスの実施状況等について

## 一 障害福祉サービス利用の実態把握調査の集計結果(速報) -

平成17年10月6日

## 1. 障害福祉サービスの利用実態把握調査の概要

### 【調査の目的】

障害者自立支援法案の施行に向けて、障害福祉計画に係る基本指針の策定等のために、障害福祉サービスの利用実態を把握することを目的に実施

### 【調査対象】

全国の2,501自治体(平成16年10月末現在の全市区町村)

### 【調査対象サービス】

次のサービスに関して、平成16年10月分の利用実績を把握

#### 訪問系サービス

- ・ ホームヘルプサービス(身体障害、知的障害、精神障害、障害児)( )

#### 通所系サービス

- ・ 通所施設(身体障害、知的障害)( )
- ・ デイサービス(身体障害、知的障害、障害児)( )
- ・ ショートステイ(身体障害、知的障害、精神障害、障害児)( )

#### 居住系サービス

- ・ グループホーム(知的障害、精神障害)( )
- ・ 入所施設(身体障害、知的障害)

( )は、居宅系サービス

(注) 精神障害者及び障害児の入所施設及び通所施設は、実施主体が都道府県であったり、給付の仕組みが利用者への個別給付でないこと等から、調査対象から除外されている。

## 2. サービスの実施状況

### (ホームヘルプサービス)

自治体の実施率をみると、身体障害(83%)、知的障害(66%)、精神障害(49%)、障害児(49%)となっており、支援費制度がスタートした平成15年4月段階と比べるといずれも大きく改善しているが、なお、精神障害と障害児については過半数の自治体で未実施となっている。

栃木県 身体障害(89%)、知的障害(89%)、精神障害(82%)、障害児(80%)

未実施自治体の多くは人口規模の小さい自治体であり、実施自治体の人口が総人口に占める割合(人口カバー率)でみると、身体障害、知的障害は9割を超え、精神障害も8割近くがカバーされている。

栃木県 身体、知的、精神、障害児 ともに9割超

### (通所系サービス)

障害種別によって実施率が大きく異なっており、知的障害の通所施設の実施率が高くなっている一方で、身体障害(通所施設・ショートステイ)や精神障害(ショートステイ)の実施率は低くなっている。

栃木県 同様の傾向

### (居住系サービス)

入所施設は、実施率・人口カバー率ともに高く、人口規模にかかわらず大部分の自治体で実施されているのに対し、グループホームについては、知的障害で76%、精神障害で27%にとどまっている。

栃木県 入所施設：同様の傾向  
グループホーム：知的障害(96%)、精神障害(52%)

### 3. サービスの利用人数

(居宅系サービス)      ホームヘルプサービス、通所施設、デイサービス、ショートステイ、グループホーム

地域で居宅系サービスを利用する障害者は264,200人。知的障害が最も多く(121,900人:46%)、次いで身体障害(84,900人:32%)、障害児(43,000人:15%)、精神障害(15,000人:6%)となっている。

居宅系サービスの中では、ホームヘルプサービスの利用者が最も多く、106,900人。そのうち身体障害が過半数(56,000人)を占めている。

これに対し、知的障害者は、通所施設・デイサービスを多く利用している(83,300人)。

(居住系サービス)

福祉施設の入所者は141,300人。うち知的障害が約7割(101,800人)を占めている。これに対し、グループホームの利用者は21,800人。うち知的障害が約8割(16,900人)を占めている。

(地域格差)

都道府県別に人口に占めるホームヘルプサービスの利用者数の割合をみると、格差が6.3倍となっている。

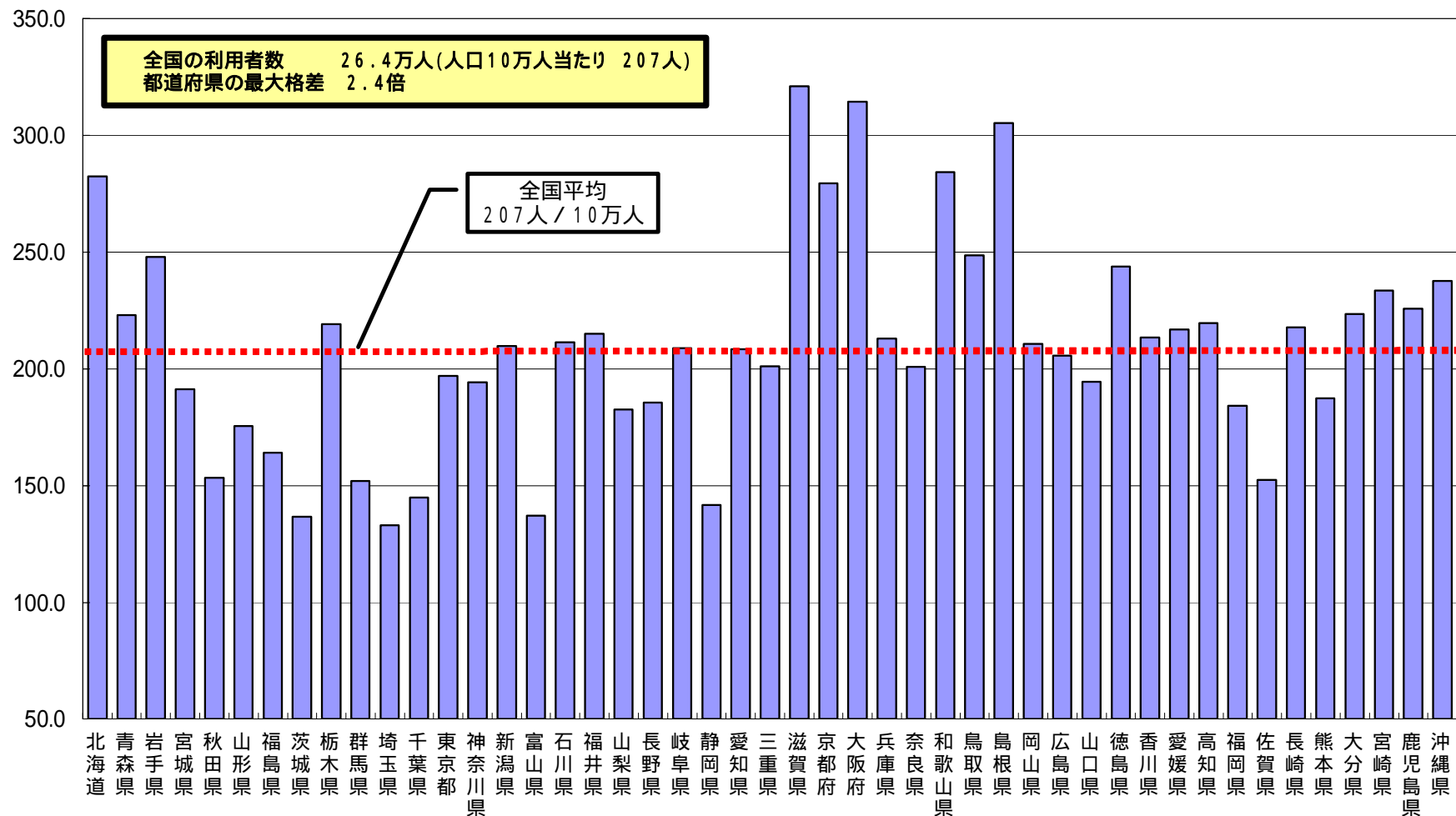
都道府県別に人口に占める入所施設の入所者数の割合をみると、格差が4.1倍となっている。



## 居宅系サービスの利用者数(都道府県総人口に占める利用者数の割合)

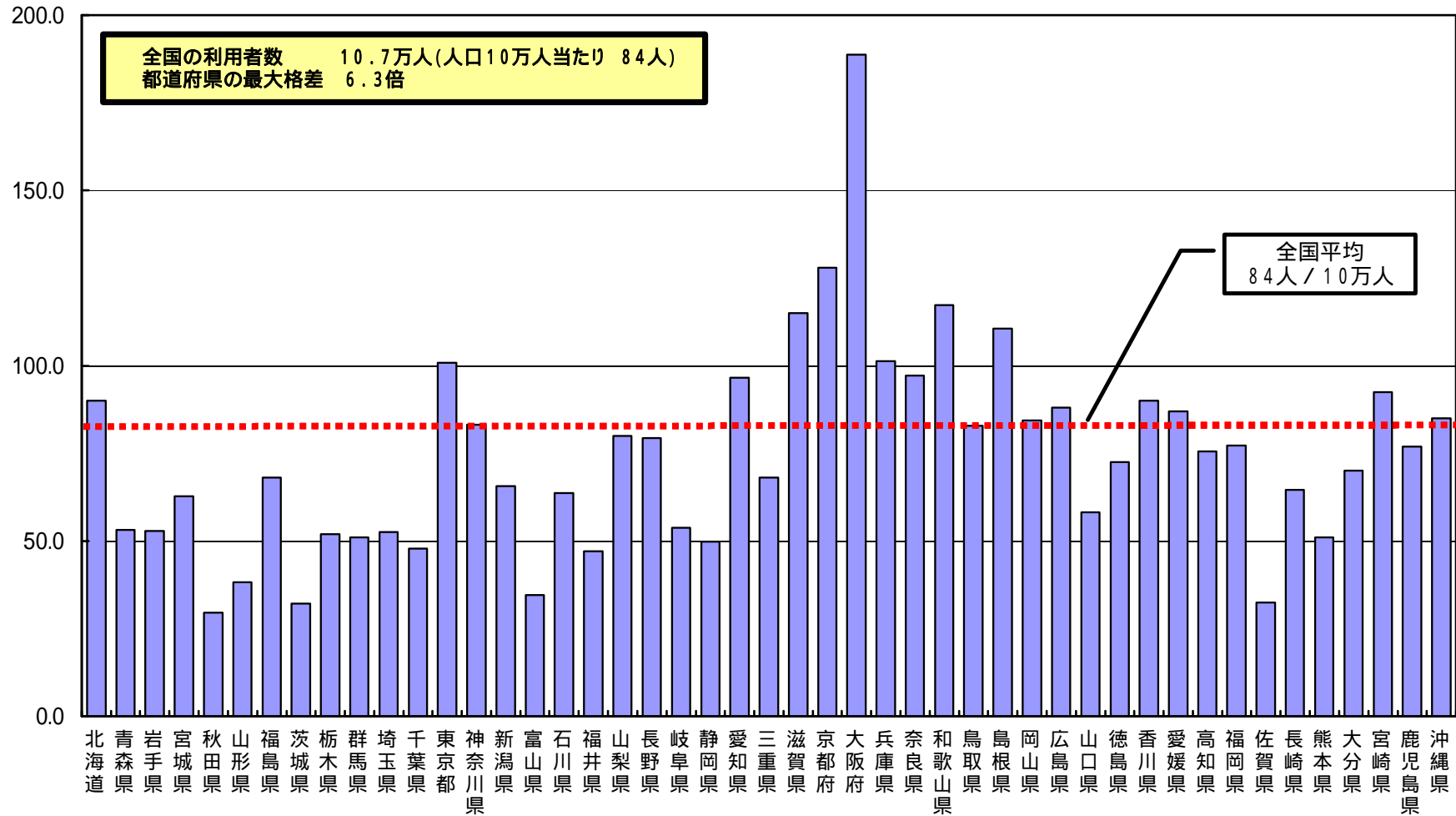
居宅系サービス：ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ・グループホーム・通所施設(精神障害者及び障害児の通所施設分は含まれていない)

(人/10万人)



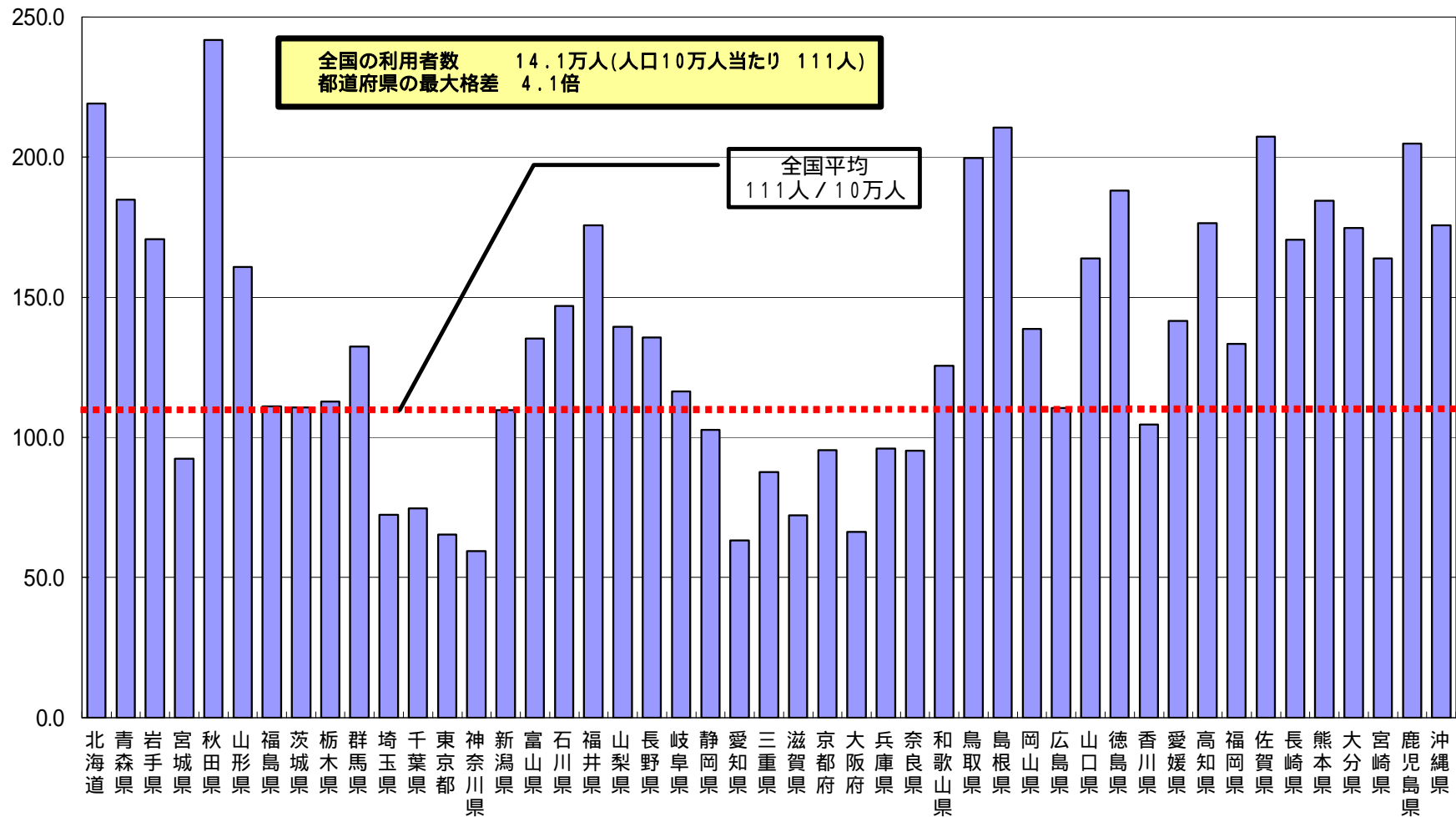
# ホームヘルプサービスの利用者数(都道府県総人口に占める利用者数の割合)

(人/10万人)



## 入所施設の利用者数(都道府県総人口に占める利用者数の割合)

(人/10万人)



利用者数は、施設の所在する都道府県ではなく、支給決定を行った市町村の所在する都道府県に計上

圏域	市町村名	総人口	居宅介護			ヘルパーサービス		短期入所		グループホーム		知的 移動療	身体 通所 施設 (1)	知的 通所 施設 (2)	居宅サービ ス利用者数 (延べ人数)	
			身体	知的	精神	小計	身体	知的	身体	知的	精神					知的
	鹿沼市	94,365	20	7	8	35	38	26	19	35	19	2	4	10	66	254
	日光市	17,089	9	3	1	13	5	3	4	10	1	1			3	40
	今市市	63,396	19	2	4	25	18	15	17	1	4	1	2	2	36	121
	西方町	7,124	1	1	1	2					1	1	1	1	4	10
	栗野町	10,507	1	4	1	6	4	3	2	2	3	1	1	2	11	32
	足尾町	3,358					2	1	1	1	2	1				8
	栗山村	2,114														
	藤原町	11,301	34	4		38	2	4		5	2			3	54	
	圏域計	209,234	83	21	15	119	69	37	39	72	2	32	8	15	123	519
	宇都宮市	450,964	265	104	26	395	190	66	116	265	1	44	22	55	236	1,434
	真岡市	66,046	14	24	3	41	18	7	16	37	16	1		1	31	168
	上三川町	31,066	9	3	2	14	5		4	12	1	1	2	15	53	
	南河内町	21,320	2			2	6	1	2	1	1			6	22	
	上河内町	9,838				3	1		2	1			2	3	3	
	河内町	35,522	9	7	2	18	3	1	7	8	5	1		20	63	
	二宮町	16,790	3	4	1	8	6	2	5	6	2	1	1	18	50	
	益子町	25,620	7	15	1	23	6	17	8	15	12	1	1	13	95	
	茂木町	17,194	5	4	1	10	4	3	4	6	5	5		6	38	
	市貝町	12,793	2	6	2	10	2	16	1	5	6	6		13	53	
	芳賀町	16,956	5	3	2	10	2	15	2	13	5	1	1	20	70	
	南那須町	13,201	3	1	3	7	2		2	1	3	1	1	8	24	
	烏山町	19,202	3	3	2	8		2	2	7	2	2	1	10	32	
	馬頭町	13,561	2	3	3	8	2	2	2	2	1			4	23	
	小川町	7,149	5	3	2	10			1	4	1			1	17	
	圏域計	757,190	334	181	52	567	247	128	174	383	3	108	31	61	404	2,157
	栃木市	83,835	37	24	7	68	10	20	11	31	1	17	2	4	88	254
	小山市	155,193	69	21	12	102	38	17	22	70	19	7	8	3	154	440
	壬生町	40,214	13	13	1	27	4	19	2	33	10	1	1		38	135
	石橋町	20,661	4	5	1	10	4	2	1	2	4	1	1	9	34	
	国分寺町	17,445	2		4	6	6	3		6	1	5	4	16	49	
	野木町	26,622	4	6	2	12	2	4	3	20	4			23	68	
	大平町	28,712	11	10	2	23	17	18	17	31	1	1	1	19	131	
	藤岡町	18,942	5	4	3	12	5	5	4	11	2	2	1	10	53	
	岩舟町	19,252	12	11	3	26	14	7	12	28	5			23	115	
	都賀町	13,782	3	5	1	9	1	3		11	1	1		6	32	
	圏域計	424,556	160	99	36	295	101	98	72	243	1	64	18	12	386	1,311
	大田原市	55,218	20	6	2	28	22	7	8	24	20	1			46	156
	矢板市	36,418	6	5	3	14	3	9	2	16	5	1	2		9	61
	那須塩原市	113,870	48	9	2	59	28	35	25	53	13	3	1	52	269	
	さくら市	41,640	8	1	2	11	7	4	7	16	6	7	1	4	15	78
	塩谷町	14,291	3	3	1	7	1	8	1	7	8		2	5	39	
	高根沢町	30,746	6	3		9	13	9	7	11	4		1	4	21	79
	湯津上村	5,372					1				1		1		3	
	黒羽町	15,363	5	2		7	4	2	2	9		1	1	1	6	32
	那須町	27,840	7	2		9	14	21	4	15		1	2	4	70	
	圏域計	340,758	103	31	10	144	93	95	56	151	59	12	8	11	158	787
	足利市	163,750	81	18	18	117	66	46	11	49	2	34	38	11	150	534
	佐野市	127,650	65	35	16	116	51	12	32	65	2	10	28	6	88	414
	圏域計	291,400	146	53	34	233	117	58	43	114	4	44	66	17	238	948
	県計	2,023,140	826	385	147	1,358	627	416	364	963	10	307	153	82	1,309	5,722

1 身体障害者:療養施設(通所)、更生施設(通所)、入所授産施設(通所)、通所授産施設  
 2 知的障害者:入所更生施設(通所)、通所更生施設、入所授産施設(通所)、通所授産施設

居宅サービスの利用者数(延べ)(人口10万人当たり)

H16.10現在

圏域	市町村名	総人口 人	居宅介護			デイサービス			短期入所			クルーズホーム		知的 通所施設 (1)	知的 通所施設 (2)	居宅サービ ス利用者数 (延べ人数)	
			身体	知的	精神	小計	身体	知的	精神	身体	知的	精神	知的				精神
東 京	鹿沼市	94,385	21	7	8	37	40	28	20	37		20	2	4	11	70	269
	日光市	17,089	53	18	6	76	29	18	23	59	6	6				18	234
	今市市	63,396	30	3	6	39	28		24	27	2	6	2	3	3	57	191
	西方町	7,124	14	14	14	28			28			14			14	56	140
	栗野町	10,507	10	38	10	57	38	29	19	19		29		10	19	105	305
	足尾町	3,358					60	30	30	30		60		30			238
	栗山村	2,114															
	藤原町	11,301	301	35		336	18	35		44		18				27	478
	圏域計	209,234	40	10	7	57	33	18	19	34	1	15	1	4	7	59	248
	宇都宮市	450,964	59	23	6	88	42	15	26	59	0	10	10	5	12	52	318
真岡市	66,046	21	36	5	62	27	11	24	56		24	2		2	47	254	
上三川町	31,066	29	10	6	45	16		13	39		3		6		48	171	
南河内町	21,320	9			9	28	5	9	5	5	14				28	103	
上河内町	9,838		10	20	31	10		20	10				20	31	31	153	
河内町	35,522	25	20	6	51	8	3	20	23		14	3		31	56	177	
二宮町	16,790	18	24	6	48	36	12	30	36		12	6	6	6	107	298	
益子町	25,620	27	59	4	90	23	66	31	59		47	6	4		51	371	
茂木町	17,194	29	23	6	58	23	17	23	35		29				35	221	
市貝町	12,793	16	47	16	78	16	125	8	39		47				102	415	
芳賀町	16,956	29	18	12	59	12	88	12	77		29	6	6	6	118	413	
南那須町	13,201	23	8	23	53	15		15	8		23		8		61	182	
烏山町	19,202	16	16	10	42			10	36		10	10	5		52	167	
馬頭町	13,561	15	22	22	59	15		15	15	7	22	7			29	170	
小川町	7,149	70	42	28	140			14	56		14				14	238	
圏域計	757,190	44	24	7	75	33	17	23	51	0	14	7	4	8	53	285	
東 海	栃木市	83,835	44	29	8	81	12	24	13	37	1	20	2	2	5	105	303
	小山市	155,193	44	14	8	66	24	11	14	45		12	5	5	2	99	284
	壬生町	40,214	32	32	2	67	10	47	5	82		25	2	2		94	336
	石橋町	20,661	19	24	5	48	19	10	5	10		19	5	5		44	165
	国分寺町	17,445	11		23	34	34	17		34		6	29	23	11	92	281
	野木町	26,622	15	23	8	45	8	15	11	75		15				86	255
	大平町	28,712	38	35	7	80	59	63	59	108		3	7	3	7	66	456
	藤岡町	18,942	27	21	16	64	27	27	21	58		11	11	5	5	53	281
	岩舟町	19,252	62	57	16	135	73	36	62	145		26				119	597
	都賀町	13,792	22	36	7	65	7	22		80		7	7			44	232
圏域計	424,556	38	23	8	69	24	23	17	57	0	15	5	4	3	91	309	
北 毛	大田原市	55,218	36	11	4	51	40	13	14	43		36	2		83	283	
	矢板市	36,418	16	14	8	38	8	25	5	44		14	3	5		25	167
	那須塩原市	113,870	42	8	2	52	25	31	22	47		11	3	1	46	236	
	さくら市	41,640	19	2	5	26	17	10	17	38		14	17	2	10	36	187
	塩谷町	14,291	21	21	7	49	7	56	7	49		56			14	35	273
	高根沢町	30,746	20	10		29	42	29	23	36		13		3	13	68	257
	湯津上村	5,372					19					19		19			56
	黒羽町	15,363	33	13		46	26	13	13	59		7	7			39	208
	那須町	27,840	25	7		32	50	75	14	54		4		7		14	251
	圏域計	340,758	30	9	3	42	27	28	16	44		17	4	2	3	46	231
西 毛	足利市	163,750	49	11	11	71	40	28	7	30	1	21	23	7	6	92	326
	佐野市	127,650	51	27	13	91	40	9	25	51	2	8	22	5	3	69	324
	圏域計	291,400	50	18	12	80	40	20	15	39	1	15	23	6	5	82	325
県計	2,023,140	41	19	7	67	31	21	19	48	0	15	8	4	6	65	283	

1 身体障害者:療養施設(通所)、更生施設(通所)、入所授産施設(通所)、通所授産施設  
 2 知的障害者:入所更生施設(通所)、通所更生施設、入所授産施設(通所)、通所授産施設

入所施設の利用者数

H16.10現在

圏域	市町村名	総人口	身体障害者				知的障害者			入所施設利用者数 合計	入所施設利用者数 人口10万人 当たり
			更生施設	療養施設	入所授産施設	入所更生施設	入所授産施設	国立 のぞみの園			
県西	鹿沼市	94,365	2	19	8	94	12	135	143		
	日光市	17,069		6	1	23	3	33	193		
	今西市	63,396	2	12	4	60	5	83	131		
	西方町	7,124		2		7	1	10	140		
	栗野町	10,507		3		13	1	18	171		
	足尾町	3,368		1		13	1	15	447		
	栗山村	2,114				2		4	189		
	藤原町	11,301	2	7	2	14		25	221		
	園域計	209,234	6	50	15	226	25	323	154		
	宇都宮市	450,964	17	81	12	245	29	387	86		
県東・中央	真岡市	66,046		11	2	37	7	57	86		
	上三川町	31,066	1	6	1	24	3	35	113		
	南河内町	21,320		7	1	19		27	127		
	上河内町	9,836		1		10		11	112		
	河内町	36,522		8	2	17	1	30	84		
	二宮町	16,790		4	3	11		18	107		
	益子町	26,620	1	7		21	2	31	121		
	茂木町	17,194		9		33	4	46	268		
	市貝町	12,763		3		9	1	13	102		
	芳賀町	16,966		5		7	4	16	94		
県南	南那須町	13,201	1	4	1	14	1	21	159		
	烏山町	19,202		5		21	3	29	151		
	馬頭町	13,561		3		20	2	25	184		
	小川町	7,149		2	1	5	1	9	126		
	園域計	757,190	20	156	23	493	58	755	100		
	栃木市	83,836	1	36	1	62	5	106	126		
	小山市	156,193	3	34	7	90	12	148	95		
	壬生町	40,214	3	10	4	31	3	51	127		
	石橋町	20,661	1	4	1	14	3	23	111		
	園分寺町	17,445	1			8		9	62		
県北	野木町	26,622		4	2	27	2	35	131		
	大平町	28,712		13	2	16	1	33	115		
	藤岡町	18,842	1	8	1	18	1	29	154		
	岩舟町	19,252	1	7	1	27	2	39	203		
	都賀町	13,782		3	1	11	3	18	131		
	園域計	424,558	11	119	20	304	32	491	116		
	大田原市	55,218		14	1	42	5	62	112		
	矢板市	36,418	1	5	3	23	1	33	91		
	那須塩原市	113,870		24	4	74	5	107	94		
	さくら市	41,640	2	15	3	31	7	58	139		
県東	塩谷町	14,291	1	2	1	14	3	22	154		
	高根沢町	30,746		4	3	20	5	32	104		
	湯津上村	5,372		3	1	7		11	205		
	黒羽町	15,363		4	3	23	3	34	221		
	那須町	27,840	2	7	2	28	3	43	154		
	園域計	340,758	6	78	21	262	32	402	118		
	足利市	163,750	5	25	8	133	15	188	115		
	佐野市	127,650	3	29	8	126	7	173	136		
	園域計	291,400	8	54	16	259	22	361	124		
	県計	2,023,140	51	457	95	1,544	169	2,332	115		